

知的障害者の権利を
みんなで護る社会を
めざして

Panda-

Protection & Advocacy Japan

ぱんだJ

MARCH
2009

No. 7

●北海道障がい者条例

●佐吉物語

●インタビュー 榎本重秋さん

●共済・損保編

特集
もしものとき、
子どもに何を
残せますか？

特集

●巻頭座談会
おれたちの時代
めざそう！
かつこいい福祉

弁護士座談会

知的障害者はどうなる

裁判員制度

いよいよスタート

特集





近ごろの若い者は……ってさあ、いつの時代でも言うんだよね。
そういうあんただって言われていただろ。
ちょっと弾けていて、なまいきで、かわいいヤツらを紹介するぜ。

P a n d A 7号の表紙、かっこいいだろ。
え？ うれない漫才師みたいだって？

福祉からちょいとはずれ気味で、
その分、ふつうの社会に近いのかもしれないぞ。
そこでまゆをしかめているお母さん、心配してもしかたがない。
こういう世代に障害のあるわが子を託していくしかないのである。

アメリカもチェンジ、世界もチェンジ、福祉もチェンジ。

ミサイルが飛んでも、核実験をされても、
ゆるぎないP a n d Aなのである。



巻頭座談会

**おれたちの時代
 めざそう!
 かっこいい福祉**……………2

大原祐介・小田泰久・河内崇典・白井 恵・五味絃子
 聞き手◎野沢和弘



特集 **いよいよスタート
 裁判員制度**
知的障害者はどうなる ……………10
 弁護士座談会 大石剛一郎・杉浦ひとみ・関哉直人
裁判は障害者を救えるか ……………21
 太田敦子

特集 **もしものとき、
 子どもに何を残せますか?**
 共済・損保編……………25
 インタビュー 榎本重秋さん 市川亨……………27
 佐吉物語……………31

親のための虐待防止マニュアル④……………40
 だれにも聞けない成年後見の疑問に答えます ……………42

知的障害者の判例百選⑦……………44

北海道障がい者条例……………47

みずほおいしいもの展……………50

コラム 親図鑑⑦ スポーツ編 野沢和弘……………52

きょうだいのホンネ⑦ 川合佑美子……………54

エッセイ 映画の中の障害者 佐藤 進……………56

ルポ・アートな生活
 社会福祉法人 光林会 **るんびにい美術館**……………58

相原真弓／撮影・曾根原昇

この国の福祉はどこへ… 野沢和弘……………62

コラム そう思うのは私だけ? ある行政マンのひとりごと⑦……………64
 又村あおい

編集後記



「おれたちの時代」座談会

めざそう！ かつこいいい福祉

これから10年後、むしろ大都市が、高齢者だらけになってくる。そういう時代に社会を成熟させていかななくてはいけない、そのための思想とか哲学とかを作っていかなければ……。新しい成熟した社会に向けて。若い世代の人たちが生み出していってくれるということを期待しているんです。

聞き手◎野沢和弘

野沢和弘

毎日新聞論説委員が本業。千葉県が全国で初めて障害者差別をなくす条例をつくったときは、条例原案を作成した研究会の座長だった。知的障害の長男（22歳）と次男、妻の4人暮らし。

野沢 よろしくお願ひします。どんな活動をしているのか話してください。

大原 北海道の当別というところ、札幌の横です。札幌、江別、石狩っていう大都市に囲まれて2万人しかない小さな町なんですけど、僕の実践フィールドはそこです。僕の卒業した北海道医療大学があつて、人口2万人しかない町に大学があるというのは極めて珍しい。大学としても地域としてもいかにお互いに活用していくかということが一つのテーマで、8年前に地域の空き店舗を活用して大学のボランティアセンターを設置しようという動きになって、町長も即決ですね。町からも家賃補助が出てボランティアセンターを始めました。北海道内の授

産施設の製品を持ち寄って、喫茶店をしたり、事業としてはレスパイトサービスをはじめました。1時間400円という額で。小さな町でしたから、お子さんを預ける場所が全くないということで。それを3年間つづけました。支援費制度のころだったんですが、卒業生4人とこれを事業化しようということでNPOをやらせていただいています。今、そのNPOも拠点は6か所となって、当別には児童デイサービスを中心にした障害のあるお子さんをどう支えるかという拠点が一つ。もう一つは就労と高齢者の方が介護予防するところ。障害のある方がお勤めしているところに、高齢者の方がボランティア活動することが、自分の役割を持

つということと生きがいになるということの介護予防です。そこに子どもたちも放課後出入りするような仕組みを作つて「ごちゃまぜ福祉」って勝手に呼んでいるんですけど、そういう拠点が1か所。そういうことも含めて地域を総合的にコーディネートするところで、社会福祉協議会のボランティアセンターと協働事務所開設をしようということで、町のボランティア機能を一本化するというようなターミナルというんですけど、そのセンターが2か所。近隣の江別は12万人くらいの市なんですけど、そこに同じような空き店舗を利用して障害のある方を支えようというところ。去年から夕張市にもかかわらせていただいているんですけど、



夕張市は市が破綻して閉館してしまつた地区会館をそのまま指定管理者という形

で、メリットは何もなくて運営費も僕らが負担するという仕組みなんですけれど、地域の人たちの居場所づくりということをやらせていただいています。

野沢 夕張まで遠くない？

大原 車で1時間半くらいですね。

野沢 市内には、ほかに障害の地域福祉事業はない？

大原 当別には、僕らが始めた当初は、母子通園センターしかなかったんです。閉鎖的で何度か入所施設を建設するという動きもあったらしいんですけど、断じてそれは町が許さなかったんですね。で、道内で1万人以上を超える町で施設がない町というのは当別しかなかったですね。社会資源としては、何もなかったという感じでした。

小田 僕は愛知県蒲郡市の美谷地区にこだわって障害の方々の地域支援をしています。福祉は全く何も勉強していなくて、もともと鉄工所でプログラマーをしていたんです。

野沢 理系？

小田 理系です。むしろ人と関わるのが嫌いという。で、ちょうど10年まえに姪っ子が障害を持って生まれて、それを機に障害のことを学びました。町づくりのNPOに入ったのがきっかけで、それまで自分の中では障害者は山の中の施設で暮らすというイメージがあって、でも姪っ子がそうだと考えたときに、「なんかそれはいやだな」と思って。半田市に



あるNPO法人「ふわり」に行ったときに、障害者が喫茶店で働いていて、「戸枝陽基さん（理事長）に失礼ながらも「障害者がなんで働けるんですか」という質問をして、「馬鹿だな、君は」と（笑）。「環境さえそろえればできる」という話になつて「僕もそういうことやりたいです」ということから生活支援の話になつたんです。半田市ではすでに畑が耕してあつたので、障害をもつた人が地域にいても当たり前という雰囲気があつたんです。自分が蒲郡に戻ってみると、反対というんですかね、怖いとか、なんでそんなこといちいちやるの……とか。僕は地元住民なので、地域の方々は理解してくださるものだと思つていたんですが、そ

んなの全くなくて。じゃ、初めに学んだ町づくりの発想に戻って、地域のニーズを掘り起こしていったんです。そうすると、障害者福祉ではなくて、主婦の働き場がほしいとか、子どものお使い場所がほしいとか、そういう声があがってきて、じゃ、何ができますかといつたら「私ホームベーカーリーやつている」という話とか。「子どものお使い場所って何がいいですかね」と言ったら、「駄菓子屋がいいよね」という話になつて。パン屋と駄菓子屋を作りましょうかという話になつた。でも、作るとなつたらお金がかかる。でも、障害もつた方を雇つたら補助金が出て、建物の改修できて、人件費も出るんです、という話をした。「それだつたらいいよ」という感じだつた。そのときにわかつたのは、地域の方にもメリットのあることを提案していくことで、障害のある方も理解されていくんです。地域も活性化していくモデルができた。で、パン屋と駄菓子屋を作つたんですが、そうしたら団塊世代の方々が「私も働かせて」と言ってきた。次の展開を考えると、もつと地域の方に理解していただきたいという思いがあつた。それは、障害のある方が暮らし続けるためには住む場所がある。グループホーム、ケアホームを立ち上げるときにもつと住民の方の理解を広げていかなきゃいけないと思つた。じゃあ、地域を活性化するには、地場産業しかないと考えて、漁港であつたり、地域の観

光組合であつたり、そういう人と協働して干物屋をやることになりました。

野沢 実家が干物屋なんだよね。

小田 そうです。できる環境があつたんですね。おじいちゃんから続いています。おやじは干物のノウハウはなかったんですが、地元で干物屋をたんでしまった人と話をして、「実は自分の干物のノウハウを伝えたかったけど、息子はサラリーマンになつてしまった」。残念がっていたところに僕の話があつたので、惜しみなくノウハウを伝えてくれて。

野沢 何軒くらいあるの？干物屋さん。

小田 昔は水産加工場がある分だけだったので、10軒あつたんですけど今は2軒。で、うちができたので3軒目。やっぱり、活性化という部分でいうと、僕たちは作るノウハウはないけれども、新しい発想で営業力が優れているんですかね。地元の水産加工場では、発砲スチロールに「干物あります」って書いて、売っているだけで、お客さんが入りにくい。正直なところ、地元の地場産業に手を出して、福祉ということも出ている中で、売れるかなと思つていたんですけど、お店があることで地域の人が入りやすいといつて買ってくれたり、地元の店舗の干物屋さんの商品を扱うことでお互いにメリットがあるというんですかね。いろんな味を提供できる干物屋さんができますし、水産加工場してみれば店舗が増えたみたいないな感じです。地域の協働型

(注)戸枝陽基さんとは、愛知県半田市で地域生活支援の各種事業をやっている社会福祉法人「むそう」、NPO法人「ふわり」理事長。この座談会出席者たちの兄貴分のような存在。

ということでは、そういうところで認めてくれたかなと思っています。

河内 ぼくは大学の1回生のときに若干引きこもり気味になりました(笑)、浪人して入ったわりには「大学ってしようもないな」。同級生と話すときコンパとアルバイトの話、コンパの話はいいんですけど(笑)、アルバイトも転々として、肉体労働とか、人とコミュニケーションとるのが好きじゃなかったの。おもしろくない奴と話すのが嫌だったんですよ。周りをすべておもしろくないと思っていました。

マクドナルドとかミスタードーナツでお姉ちゃんのをキヤーキヤーして働くのはめんどくさいなと思って、肉体労働ばっかりしていました。でも肉体労働は長くつづかない。高校のときの友達で福祉大学に行ったやつがいて、そいつに「ええバイトあるぞ」と言われて、「なんやったら高齢者の施設で話し相手すればお金もらえるぞ」と。「破格やなあ」ということで飛びついて、バイトに入ったのが福祉施設。何がなんだかわからないまま、家に行ってみたら脳性まひの45歳くらいの男性で65歳のお母さんと暮らしていて、入浴介助をしました。ガイドヘルパーだったんですけど。大阪市でいうと1410円くらい。自分は障害のある方を差別的に見てきたにも関わらず、時給だけで飛びついた。高校のときの連れも呼んで、「時給がよかつたらやろうや

ろう」と言って、内容も知らんとやっただの。でも結局お母さんもすごい期待してくれて、「最近の若い子も捨てたもんじゃないわ」みたいなノリになってしまっ

いやいや、捨ててくれという感じだったんですけど(笑)。結局、見よう見まねで職員さんの入浴介助を見て、次の週からはバイクを買うための逆算をされていて、何も知らないのに「週3回入れてくれ」みたいな風に思った(笑)。で、やめようと思っただんですけど、お母さんも本人さんもすごい楽しみにしてくださっていたので、初心者だったのでそれが言えなくて、それが10年間続いているという……。介助の仕方わからない、ただ力で家のお風呂に入ってもらって「かゆいとこないですか」って理容師さんみたいなことをして(笑)。で、お母さんがバスタオルを持っていてくれて、御飯が準備されていて、みたいな。福祉とか障害を持った人との関わりということではなく、別に難しいことではないんだなというところから続いて、そこから本人さんが通っている作業所みたいなところのキャンプに誘われて、知的障害の人たちが10人、15人くらい、小さい作業所だったんですけども。そこに行っただけにほかのボランティアと出会う、障害をもった本人さんたちがカレーなんかを作りながら「家とかでも料理作るんですか?」とか。コミュニケーションの仕方がわから

んから、何とか会話しようと思ったら、「いや、作ったことないみたい」な感じで、夜な夜なキャンプファイヤーの火を見てたぶん高ぶったんでしょね。火を見て(笑)。ボランティアのメンバーで「年に1回楽しみにしているこんなのを年に20回、30回やればいいやん」ということでサークルができた。自分たちの大学が福祉大学じゃなかったんで。

野沢 何学部だったの?
河内 僕は商経学部。みんな福祉とは関係なく集まっていたので、結局4回生のときにうまく1年生や2年生が順番で入ってきてキャプテン替わるみたいのが作れてなくて、自分たちが4回生のときにこれで終わり、卒業ということになっちゃった。お母さんとか本人さんたちと出会う、「選択肢増やしていい」と言っただけにもかかわらず、自分たちの人生の岐路で選択肢がせばまってしまっ

んではないかみたいな感じで、サークルで会議したときに、「ま、何となくやってみるか」みたいなノリで、あほやっただ(笑)。1999年や2000年くらいでした。で、いったん企業に出ようと、親とかどうせ反対するし、1年後に4人のメンバーが帰ってきて、2001年にNPOが立ち上がりました。

野沢 どこに就職したの?
河内 僕は某建設会社で。これは笑いのネタなんですけど、分譲マンション3500万円をインターホンで売って

おれたちの時代 ◆ 座談会



かわうちたかのり
河内崇典さん
1976年生まれ
● NPO法人
みらいず
大阪市住之江区



うすい めぐみ
白井 恵さん
1987年生まれ
● NPO法人
かわせみ
愛知県愛知郡長久手町



おほらゆうすけ
大原裕介さん
1979年生まれ
● NPO法人
当別町青少年活動センター
ゆうゆう24
北海道当別町



こみ ひろこ
五味 紘子さん
1984年生まれ
● 社会福祉法人
むそう
愛知県半田市



おだ やすひさ
小田泰久さん
1979年生まれ
● NPO法人
楽笑
愛知県蒲郡市



たという。そこから障害のある人たちにガイドヘルパーを使って支援して、いろんなことをしているうちに、2003年を迎えて。社会福祉協議会に行ったりすると月曜日から金曜日の9時から17時までみたいな感じなのですが。「17時以降とか9時前とか行けますか?」。学生みたいなノリだったので「行けますよ」と言ったりしていたら、2003年に支援費が始まって、月々5万円くらいでしか生活できなかったのが、あつという間に年間1億円くらいの事業規模になって……。そのあとに2006年までバタバタといくんですけども、結局学生のころからずっと支えている本人さんのお母さんが脳梗塞で倒れたときに、結局自分で支えられる仕組みがなくて、障害のある本人を施設に送ったという経験があった。立ち上げたときのメンバーで話

し合ったときに、「学生の頃は勢いあつたけど、おれらはこの間なにしてたんやろう。お金もできたのに」って。「学生の頃は手帳があつてもなくてもよかつたよね」とか、「不登校の子たちのこと気になるな」とか。その人たちをうちらが支援しようとか、「地域、地域とか言ってるけど、おれら別に地域のことやっつてないし」「じゃあ町づくりをやっつていこう」みたいな感じで。今、不登校とか発達障害とか、地域の子どもの支援で、町づくりみたいなことを中心にやっつていきます。

野沢 大原くんは何年生まれ?

大原 昭和54年生まれです。29歳。

野沢 事業は何をしてるんだっけ?

大原 児童デイサービスと、居宅系、就労支援、相談支援、町から委託を受けている子育て支援、教育委員会と連携している福祉教育、高齢者介護サービス、独自でパーソナルアシスタントサービスという年齢障害種別を問わないで支援しますという事業をやっています。所長です。

野沢 職員は何人?

大原 正規が11名、新卒の非常勤が3名、パートさんが3名、全部で17名。あとは学生ボランティアとパート登録しているヘルパーさんは20名くらいいます。

野沢 事業規模でいうとどのくらいの額を動かしている?

大原 今年度は7500万円〜8000万円くらい。

野沢 同じことを2人にも聞きます。

小田 ぼくは30歳です。理事長。うちは、就労継続B型と生活介護、日中一時と居宅です。就労継続はパン屋さん、生活介護は干物屋さん。正規職員は2人だけです。パートとアルバイトは、8人です。それで回しています。事業規模としては、今年度は3000万円を超えるかな。

河内 うちは、正規職員は15名か20名くらい。インターンの学生が毎年3名くらいは入っているの、20名くらいが常時いる。学生がほとんどです。ヘルパーをやっている学生が50人〜60人。

野沢 学生はどうやって巻き込むんだっけ? 酒飲まして……とか。

河内 やめてください(笑)。あとは、不登校のメンタルフレンドとか、子どもたちのボランティアなんかを足していくと、大体150名くらいかな。不登校の学生はインターンなんですけど、そこに20名〜30名くらいいて。子どもたちの支援をするのも40〜50名いて。ヘルパーは60人くらいいるんで、今年度売上は把握していないんですけど、1億2000万円は超えるくらい。ずっと停滞してまますが。

野沢 事業は何を?

河内 居宅介護事業、大阪市の委託事業の不登校支援、ラーン・メイトという発達障害の子どもたちの家庭教師派遣事業ですね。自主事業です。自主事業として塾もやっています。地域の子どものための

イベントもやっています。自主事業ですが、助成金などをもらったりしてやっています。あと、介護保険もやっています。

野沢 白井さんは何年生まれ?

白井 昭和62年生まれ。22歳です。

野沢 何でこの世界に入ってきたの?

白井 ふらふらフリーターしてて。バイト先のパートナーの息子さんか自閉症でその子がいる居宅介護事業にいつてみない?と言われて、暇だし……みたいな感じ。初めやっていた事業所は潰れてしまったんですけど、つぶれる何カ月前からいから楽しいなって思えてきて。「かわせみ工房」に誘われて、断れないなと思って(笑)。見学とか行ってしまったら、そのままずるずるとやっているみたいな感じですけど……。

野沢 「かわせみ工房」は地域活動支援センターだっけ?

白井 そうです。パンと、畑と農園と果樹園のお手伝いもしています。

野沢 五味ちゃんは何歳?

五味 24歳です。私は、日本福祉大学でヘルパー講座があるんですけど、うちの理事長の戸枝の話をきいて。

野沢 だまされた(笑)。

五味 はい(笑)。だまされました。それがすごく衝撃的で興味をもって、社会福祉法人「むそう」を見に行ってみたりなど思っていたら、いつの間にかヘルパーの仕事をする事になって、スタッフになったという。

野沢 ああ、悪い(笑)。

五味 引き込まれたと思います。

野沢 それまでは、どんな将来像を描いていたの？

五味 福祉分野とは決めてたんですけど、障害のある方とは全く関わったことがなかったたので、高齢者と思っていました。あまり深く考えずに障害者分野に行くとは思わなかった。

野沢 いろんなことが衝撃的だったの？

五味 なんていうか、まず福祉っていういい人がやるっていうイメージがあったのが、きれいなことじゃないんだなと思った(笑)。お金とかも大事だし、経営とかも勉強していかないとけないし、現実と結びついた。きれいなことで片付けるんではなくて、ちゃんと障害のある方が生き生きと豊かな人生を送るために、こういうことができるかっていうことを現実的に考えているんだなと思って。思っただけでもできないし、でもそれが実現できたら楽しいだろうなって思っただけで一緒にやらせていただきたいなと思いました。3年目になります。今はケアホームを担当しています。

野沢 以前は、障害者福祉の世界に入ってくるのは、親が施設を経営している二世だったり、いかにも福祉的っていうとおかしいけど、そういう家で育ってきたというかね、福祉大学出てね。でもそういう必然性はここにいるみんなはない。畑違いだという感じがする。でも、「地

域」という観点では必然性をすごく感じる。たまたま地域でなんかやるうとしたときの手段が福祉だったという。

小田 そうです。

野沢 地域生活支援をリードしてきた先輩たちを見て感じることは？ こだわりの話(笑)。

大原 入所施設に対してのこだわりとか温度差は感じることもある。入所収容の時代に地域移行ということを先進的に進めてきて、重鎮って呼ばれる方は60代の方々に、50代の方がそれを変革しようという一部の方が盛り上がり、40代の人たちは、自分たちで変革を起こすかなにかっていう。僕らはふらふらしている世代なのかと思っただけ。僕ら20〜30代は、入所施設から地域へということへのこだわり方から入らなくてもいいのかなっていうことを感じます。一時期ですね、入所施設を経験していない僕が、入所施設にこだわらない福祉を目指そうということをはんと思っただけに、僕にはその経験がないということに気づいた。その辺の違和感はあったんですけど、かえって違った形のスタイルができるんじゃないかっていう風には思っています。

小田 地域移行って言うわりに、地域に施設を造っているような。僕は社交辞令がいやなので、本当に地域で暮らしつつけるんだしたら、僕の町では横のつながりをしっかりしなくちゃいかんと。町で暮らししていくコンテンツがないから、僕



らがしっかりそこをやっていかなくやいけないと思う。地域移行で「施設から何人出しました」っていうけれど、その方たちは、その地域の住民として暮らしているのかなってすごく疑問に思う。ちよつと偉そうに言っちゃいましたけど、河内 制度などは全く勉強してなくて、目の前にいる人をなんとか支えよう、それで使える手段で制度あるんやって感じてる。『アメニティーフォーラムってもんがあるから、勉強しに行きませんか?』って言われたときに、「そんなおもしろくないもん行きません」ってリアルに断わってるんですよ。何も知らなかったというところで、自分が独自にルールを作って、制度なしでもやっていける自信はある。いけるっていうか、明日からも制度なしでも何とかやっていけるとは思っ

て。あくまで手段であつたと。戸枝さんに対して「あなたの言っていることは全部ウソだ。理想だ」と言っただけ、一回ばつさり斬られたんですよ。「お前、誰やお前どんな事業やってんだ。ただのオプシヨンの事業じゃ」って言われて(笑)。「可哀そうだね、その障害持った人たち」って言われて。「全員うちくればいいじゃん」って言われ、ばつさりやられました

(笑)。お母さんが亡くなっても生き続けていける仕組みっていうのを模索している最中に、そんなことを言われて、その飲み会ではすっかりへこみました(笑)。でも、それから、戸枝さんが「来いよ、来いよ」っていうところは、すべて行くようにしてる。全国地域生活支援ネットの取り組みを知って、こういう風に制度を変えていこうという取り組みがあつたんだっていうことを知りました。

野沢 小田くんも、戸枝氏にバツサリ斬られてるんだよね？

小田 そうですね。今は恥ずかしくて言えないです。でも、それがあつたから、というのと、それでもよく僕を育ててくれたなっていうことにはすごく感謝しています。

野沢 大原くんは、そんな経験ある？ 壁を感じたこと。

大原 僕がこの世界に入ったのは恩師に出会ったことが大きかったですね。うちの理事長なんですけど。今年で10年くらい付き合いますけど、所々でバツサリ斬られるし、鍛えられたという印象はありますね。僕は一番バツサリ斬られたのは、大学4年のときに、重度の自閉症の方とプールに行くことがあって、全

く知識がない中でその子と地下鉄乗って
いたときにすごいパニックを起こしてし
まって。今振り返ると僕が、本当に知識
がない中で経験不足だったと思うのです
が、その経験が一番大きいかもしれない
ですね。その出会いが自分を変えて
いったかもしれないですね。

野沢 全国ネットは制度を変え、何とか
地域へと制度を持つていこうという、も
のすごいリアリティーのある活動をする
じゃない？でも、みんなを見てると、別
に制度はいいじゃん、なくてもやってい
けるみたいに見えるんだよね。

大原 ツールという考えが強いんですが、
それをやる上で使えるものは使うし、逆
に使えないものは制度を作るというので
すか、パーソナルアシスタントは制度外
となっているが、これは行政に対して実
績報告をして、制度化しなくてはいいけ
ないということが交渉の実績にもなります。
逆にこれは制度じゃなくて、これは住民
がつかうことで、インフォーマルな方
が利用者さんはいよいよというものであれ
ば。その辺のバランスをどうコーディネート
ネットするかということではすごくテー
マとしてはあります。

野沢 夕張の指定管理者って建物はなん

なの？

大原 地区会館ですね。複合的福祉施設
ということ、もともと雇用開発機構の
補助金で作ったんですけど、家庭科室が
あったり、僕らの建物の中で一番でかい
んですよ。地元の退職者の方々に、パー
トで管理人さんとして入ってもらい、住
民に無料で開放しているのですが、来年
度からそこで就労支援をしていきたいと
いう人がいて、どうマッチングしていこ
うかなと思っている。夕張というのは、
細長い地区なので、医療センターと連携
して、そこをステーションにして、送迎
サービスをするということを考えていま
す。

野沢 小田くんのところは制度がなくて
もやっていける？

小田 パン屋もうちよつと頑張らな
きゃあかんですけど、干物屋なんかは
やっていけるかな。でも、制度は啓発に
使う道具っていうんですかね。障害を
持った方を地域に受け入れると、こんな
に活性化するというのを立証するための
道具かなとは考えていて。デンマークか
スウェーデンはそういう風になっている
とか。一人あたりいくらついているみた
いになっている、そういう実践ができる

ものかなと思つて使っています。近所の
水産加工場のおじさんたちなんかは、日
本財団から助成されて、乾燥機や冷蔵庫
があるのを見て、「障害もつた方と一緒に
にやるとこうなるんです」というと「何
だ、詐欺じゃねえか？」とかいう話になっ
たり。そういう会話から「じゃあ、うち
も……」という風になつてくれたらなと
思っています。

野沢 僕が関わっているNPO法人でも、
大手電機メーカーに勤めていた人が監事
をしているのですが、「補助金つていつ
返せばいいの？返さなくていいつて、
なんでそんなことが許されるの？」と言
われる(笑)。

河内 学生たちは「制度」で働きた
く来ているわけではないなと思つてい
て、たとえば事業の売上の9割は支援費
とか自立支援法のお金が入ってきている
ので、それがなくてはやっていけない
だろうけど、でもそれは生計を立てるこ
とであつて、障害をもつた人を支えてい
くために学生を使つてたといえば補助金ゼ
ロにしたとしてもいけると。自分たちが
ライフワークとして、仕事ではなくても
回るといふような仕組みとしてやってい
けるといふ気はしています。でも、アメ

ニティフォーラムに行つてみると、完

全に僕らは制度を利用しているのだとわ
かる、手段として。そこを知つたときに
これからの10年という中で自分たちが制
度とどう向き合つていくのか、この世代
でどんな話をしていくのかな。たぶん
僕らは、制度をうまく使つた人間で、こ
こまで来た。だから、何も知らずにいろ
んな人を巻き込めたと思うんですけども、
制度を支えてきた人たちと出会つて、自
分たちが何を期待されていて、自分たち
がそこどう向き合つてどう変えていく
のか、また新しい世代と自分たちが何を
作りだしていくのかということは今後話
していきたいよね、というレベルくらい
までようやく来たと感じている。

野沢 お互いに相手を評価している点
「反対に「おれの方が優れているな」と思っ
ている点を本音で言つてみてよ。

河内 「うわ、こんなのおんねや」つて、
年下の奴で。自分は若手と言われてき
て、何とか全国ネットに入れていただい
て、いろんな勉強しようと思つて、いつ
になつたら若い世代が来るのかな、自分
で育てていかなくちやと事業所ではやっ
ているわけで、それが同じようなレベル
で仕事をしているやつがいることを知る

おれたちの
時代
◆座談会



と刺激にもなるし、「うわ、もう乗り越えられるわ」っていう不安感とい刺激と。でもこれがなかったら、自分もこのまま停滞していくっていうか。

野沢 この2人(小田・大原)のすごいところは？

河内 僕は単位が大きいじゃないですか。大阪府っていう。でも2人は地域がミニマムなのでスピード感があってうらやましいんですよ。おれの町もこんなやたらいいのにな、みたいに。協力者のいろんな顔が見えるっていうのがいいなっと思う。

小田 河内さんは尊敬する方で(笑)。町づくりの発想を福祉にからめているっていうのが、僕が思っていたことを先に実践している方なので。大原さんの夕張での取り組みは興味があります。それに学生をかなり巻き込んでいるのは、河内さんもそうなんですが、僕にとってはうらやましいんですが、蒲郡には学生が全くいないので、主婦のパートの方を使っ

ていくしかないという。でも、学生がない町でどうやっていこうというアドバイスを聞きながら教えてもらってやってるという感じです。

大原 話を通じる同年代がいたんだというところがうれしかったですね。僕は本当に田舎ですから、自分たちの事業所がどのくらいやれているんだということを、なかなか客観的に評価できない中で、2人に出会ったことで、いい意味で競い合いたいって思っているのです。

河内 なんか、飲もうや今日、みたいな仲で、何もプライベートの話まったくなしに仕事の話延々していて、聞いてみると「お前すごいな、それどうひっぽたん？ 教えてや」みたいなノリと「その仕組みどうやって作った？」みたいなノリで、煙草もお酒もすむというか。延々4時半くらいまで話している。新しい発想ができれば僕はそれをマネしていきたいと思ってるし、小田君も含めて同じ悩みがいっぱいある。事業進んでいくと3年くらいのスパンでまたいろんな転機を迎えると思う。たとえば、そんな話をしながらまた新しい取り組みでまた変えていくとなると、得をしますよ、話している。

野沢 さらに年下の女性2人は、どう？
白井 すごいって思います。うちは小さな規模でしかできていないし、いいなって思うのとすごいって思います。

野沢 河内くんが事業をはじめたころと

同じくらいだけど自分でもそのくらいできそうだなとか思わない？

白井 地域の人の巻き込み方とか、学生の集め方とか、そういう方法を教えてほしいなって思いました。

野沢 自分の職場にもこのくらいの世代はいるでしょう？

五味 やりたいことがはっきりしているということとか、もつと先を見られていっているのがわかるので、進むべき方向が定まっているから、勢いがあるような感じがします。戸枝さんもこの3人の話を聞いて学ぶところがたくさんあるって言うので、上とか下とかじゃなくて、比べるとかじゃなくて、一緒に進んでいるんだなっていう感じを受けます。

野沢 今、不況だしね、格差社会だとかわられる中で、福祉も人材難だと。その中で、おれたちに任せてくれ、こうすればいいんだよっていうのをそれぞれ教えてほしいんですが。

河内 僕は30代になって組織が大きくなっている中で、下のスタッフと一緒にどうやっていくかということ。35歳くらいから若手へのれん分けをしてきたいとずっと言っている。自分がどうやっていいことよりも次の世代に展開していいってほしいなっていうことをすごく思っていて。野沢 次の世代がきてるなって感じることはある？

河内 なんとなく入っては来てる。でも、しょぼいですけどね。もつともつと外を

向いて、何を吸収して何をやりたいかですよ。それが結局楽しいかどうかということ。もう一つ言いたいのは、自分のことだけをやっていないかということ。

たまに障害を持った人たちのことを忘れていたような気がして、そこをはずしたらおかしいよねっていうのはある。楽しいことをやっているのはいいけど、それが何に向けてやっているのかっていうのはしつかりもって。でも、つまらないことは早くやめてくれていいと思うんですよ。向かなければ向かないでいいから、「はよやめる」っていうのもスタッフには言うんですよ。合わなければどこか行けばいい、合うとこ探しつづけるって。やりたいことを楽しくミッションみたいなものを軸ぶれないようにやってねっていうのはいつも言っているの。適当に行っているのには、何でそんなプレッシャーに感じてんねんみたいな。

野沢 形とかじゃなく、河内君見ていると、「機能」がむき出しになっている感じがするんだよね。ほかはいらん、「機能」だけでいいんだと。その辺が古い福祉と根本的に違うという感じがする。形をつくって、機能しなくても達成感を感じちゃうとかいうのとまったく逆なんだよね。小田君はどう？この真つ暗な時代にどうすればいい。

小田 僕が10年前に短大を卒業して鉄工所に入ったときは、就職水河期と言われた時代で、本当に働く場がなくて、その世

代の僕が起業して、僕たちがいろんな仕事を生み出しているときに、もしかしら、今の卒業生たちも10年あとくらいに同じような心理状態になっていて、このままじゃまずいとか将来が見えないとかって不安になって、何かやろうと思うたら、僕たちがその戸枝さんとか野沢さんに前に出させてもらって、されたことを逆に僕たちがあげて、僕たちが持っているノウハウとかを伝えて、新しいビジネスが生まれるように仕掛けていきたいと思っています。今までされてきたことをしていきたいなと思います。そうすれば、チャンスもできてくる。愛知県なんかは、トヨタ関係だけじゃなくて、違うビジネスもあるってところであまく何かできたらなと思います。

野沢 夕張は、一番日本で大変な地域で象徴的な地域だよ。そこを地盤でやっている大原君は、これからをどうしていったらいいと思う？

大原 医療と福祉を一つの産業体として成り立たせていこうと、結局炭鉱っていうエネルギーがだめで、そのあと、国のイケイケどんどんで観光資源でもっていきまされたけど、それも倒れて、今は医療と福祉をどうやって産業化していくかということが、テーマになると思うんですけど、僕が夕張に関わらせてもらおうと思ったのは、将来的な日本の縮図という思いもあって、ここである程度モデルしつかりとした産業体を創るということ

と、いかに住民同士がお互いに支えあっているか、やれるところは自分たちでやっていくという、そういうところの仕組みというのは将来的なここ数十年の日本各地でのモデルとして生かすことができる、そういう取り組みで非常にお願いします。そういう取り組みで、だとしたときに夕張の中で若手が産業として勢いよくやっているのって、医療と福祉だったりするわけですよ。介護福祉とか、ヘルパーだったり。そこで、産業体として何か復興してきたところっていうのは、観光でいえば、中国の方が今入って、観光客がいっぱいっていうようなところですけど、ここがそう長く続かないとすると、やはり医療福祉が産業の柱として、それが夕張のなかで一つ証明できることかなと思っています。

野沢 なるほどね。手応えはある？

大原 そうですね。ただ、医療はやっぱり医療センターを中心に、4000万円も医療費を削減したという、予防医療がそうさせるということがありますけど、福祉の手応えはまだないですね。高齢者介護に若手が入ってくるというのはありますけど、一つ言えるのは、僕ら若手が夕張に入った。市の人は喜んでいますがね。じゃ、若い人が何をするかといえば、福祉とか医療しかなかったというか。そういうところの手応えはあった。これからこういう風に広がっていくかは課題です。

野沢 本当に、夕張は縮図なんだよね。これからは10年後、20年後、30年後はむしろ大都市が、高齢者だらけになってくる。首都圏なんかささまじいことになる。で、そういう時代に、社会を成熟させていかなくてはいけなくて、そのときのための思想とか哲学とかを作っていくのに向いて。北海道の浦河にある精神障害者支援の「べてるの家」のワーディングは、すごくいいところをついてるなって感じがする。「のぼっていく人生から、降りていく人生へ」とか。その思想や哲学を現場からね、君らの世代の人たちが生み出しているって聞けるといいことを期待しているんです。新しい時代の空気を吸っているという感じがものすごくある。次の世代をどんどん巻き込んでいってほしいなと思います。

五味 何があっても突っ走りつづけてほしいなって思います。道を作ってもらいたいなと思っています。次がつづく。

白井 次に入ってくる男性とか比べ物にならないという感じですか。大丈夫かって感じですか(笑)。でも、本当に福祉に人がもつと町づくりしたいという制度とか仕組みを増やしてほしいなと思います。

五味 かつこいい福祉をしていってほしいなと思います。

小田 そうだね。福祉つてだけで暗いもんね。イメージ変えよう。

白井 みんながやりたい福祉をやってほしい。

野沢 新しい時代を描いてほしいなと思います。3人に共通しているのは、人間と自分の町に愛着を持っているということだね。そこがこれからの社会を考えていくときに大事なと思います。僕らの世代は、みんなより早く死んじゃうわけで。みんなが創っていく社会にうちの息子たちを残していくしかないんだ。そういうことを考えると、本当に期待していますので、頑張ってください。

おれたちの時代 座談会



いよいよスタート

裁判員制度

知的障害者はどうなる

弁護士座談会

裁判員制度によって知的障害者の事件はどうなるのでしょうか。現在の捜査当局や司法は問題がたくさんあります。特に、知的障害者にとっては被害にあったときはなかなか相手にしてくれず、嫌疑をかけられたときには訴訟の意味がわからなくても、黙秘権や弁護士選任権などがわからなくても当たり前のように起訴されて有罪判決を下される。そんなふうになれることがよくあります。裁判員はそうした司法の「常識」を壊すことができるのでしょうか。数々の知的障害者の事件に取り組んできたP and Aの弁護士が話し合いました。

(司会は野沢和弘)

知的障害者が
被告人になったら

――浅草事件や東金事件を見るとわかるように、事件発生直後や容疑者逮捕直後はマスコミによって不確かな情報がたくさん流されます。悪質性や猟奇性を強調したものがとても多く、裁判員になる人たちはそうした報道にさらされることでしょうか。警察は容疑者の障害につけ込んだ取り調べになりがちで、そのようにして作られた供述調書の矛盾を弁護士が主張してもこれまでではなかなか裁判官には通じませんでした。シロウトの裁判員はどのように受け止めるの

でしょうか。

大石剛一郎弁護士 マスコミに最初に悪質だとか猟奇的だとか流され、世論が不安感をおおられて重大な事件だということになり、量刑のときに社会的に重大な事件なのだという意識が反映されてしまう傾向は確かに出るだろうと思います。しかし、それは今もすでにあります。現在すでに厳罰化の方向はマスコミの論調も世論もそうだし、あおりを受けてそういうふう全体としては流れてきていると思っています。しかし、裁判員制度では、社会的意義よりも、素朴に目の前の事件のことを思ってくれる人(裁判員)が入り、その人が被告人



席の知的障害者を見て、「猟奇的」「悪質」という報道はおかしいと思ってくれるように弁護士がアピールする機会をかせいで作れるのではないかと、思っています。

アピールの仕方とか材料や表現力があるかという点で弁護側の力量が問われるわけですが、「専門家」である裁判員だけで構成されている現在の裁判よりも、むしろその流れに穴を開けられる可能性はあるのではないかと、思っています。裁判員はいろいろな事情があっても、社会全体の状況から見ても、社会全体で考える思考回路、刑事政策的に考える思考回路があります。裁判員はそういった刑事政策的思考を抜きに、素朴に事件を受け止めてくれるのではないかと、少なくともそういう裁判員に事件そのものの実態をアピールする機会が得られることに私は結構期待しています。

杉浦ひとみ弁護士 私は犯罪被害者の方とかかわることが割とあるのですが、その経験から考えると、事件しか知らないときはとても凶悪なモンスターみたいなとらえていて、会ってみるとどうしていいかわからないくらい普通だったと感ずる。生身の加害者に会ったときに処罰意識、被害者意識が変わることもあると思います。模擬裁判のときにやりましたが、生の事件を見た裁判員は案外心を動かされることあります。プロの裁判官だと硬直化していて、世間の「厳罰だ」という声に流される傾向がある裁判官よりも、むしろ裁判員の方

が柔軟な答えを出してくる可能性はあると思います。ただアピールの仕方が大事になってくるとは思いますね。

—— 検察官もアピールするわけですよ。
大石 アピールする材料は検察官の方がいっぱい持っているから、そういう意味では本当に弁護士の力量が問われる。荷が重くなるのは明らかだと思う。大変だなと思います(笑)。

関哉直人弁護士 裁判員制度が開始され障害者が被告人になったときの一番の問題は、審議の期間が短いことだと思うんですね。裁判員制度では多くの事件が2日から5日で終わると言われている中で、障害者の事件のほとんどは背景にどういった生育歴があったかとか社会的な支えがなかったか、親子関係の中でも障害を介してどういった問題があったかを掘り下げていかなければならない。それ自体がわかりにくい話で、プロの裁判官に伝えていく場合にも、いろんな証人に来てもらったり、いろんな書証を出したり、結構日数をかけてやっていかなくちゃいけない。それを2日から5日できるのか。また、裁判員になる人は、マスコミで自分が担当する事件のことを見てもいいということになっていますが、証拠としてはいけないとされています。しかし、少なからず影響される人はいると思います。裁判官ほどナーバスじゃないと思うので、テレビや新聞にも多く触れるだろうし、一度印象として頭に入ったものを打ち消すことが、

3日程度の裁判でできるのか、やはり影響を引きずる人もいると思う。

裁判員として登録された人の話が朝日新聞に載っていたのですが、福祉に携わっている人が発達障害の人を支援した中で、職業的に思うところがあるわけですね。実際の裁判のときに、職業を通して感じたことをふまえて結論を出しているのか悩ましい、というような声も載っていました。もしそういう思いを持っている人が参加してくれるのであれば有意義だと思います。そういう意識も取り込んでいくのは有意義だと思うけれど、少数なのでどこまで期待できるのかも思いますね。

杉浦 専門的、職業的にというのは質的な問題であって、本当は全体として社会が障害のある人のことをどこまで認識しているのか、メディアの責任でもあるしリテラシーの問題でもあるけれど、そういう社会的認識が全体的に上がってきたり、国民が常に障害のある人とコトクトを取って、法廷で会ったときに障害のある人のことがわかるのであればその瞬間に共感性から入っていけるんだけれど、隔絶されていて障害者を見たこともない、障害のある人は漠然と隔離されている人間であって、得体のしれない人間というところから入られるとすごく問題が多いだろうなと思います。裁判員制度が導入される前に社会の基盤が耕されていないといけないんじゃないかなと思うのですけれど。

関哉 障害を持っているといってもいろんな人がいるわけで、無罪を争っている事件であれば一般の人の視点を入れることで、無罪率が上がるのではないかと、言われていたりしますよね。有罪であることを前提に情状だけで減刑を争うような事件では、社会に従順な障害者と見られれば、いいかどうかは別として、裁判員は底層的な見方をして刑が下がるのかもしれない。しかし、よく問題にされるのは、被告人となった障害者が裁判中にチラチラ後ろを見て落ち着きがない、当を得たような答えをすうれしそうな顔をしてしまう、反省が見られないような口調で話をしてしま

う——そうした障害者の姿を一般の人はプラスには見てくれないと思うんですね。弁護士がきちんと障害特性のことを説明して、せめてプラスマイナスのところで持つていかないと。さらにプラスの方向に持つていくのはかなり至難の業かなと思うと、一般の人が障害者をどう見ているのかはとても重要だと思う。

—— 裁判員になった人が法廷で障害者をどのように見るのかは興味があります。マスコミ報道で凶悪性を強調されて「どんなやつなのか」と思っていたら、意外に素直そうなかわいい子だと思っのか、ヘラヘラと笑ってしまったら、うれしそうな顔をしているのを見て、「反省しないじゃないか。なんだこいつは」と見るのか。できれば障害のことをよく理解して等身大で見て判断して欲しい

と思いますよね。

杉浦 やはり弁護士が障害特性のことを説明していかなきやいけないだろうし、そうなるかと弁護士が障害者のことをよく理解していなければいけない。短期間の審理で裁判員に理解してもらうためには。

——障害のことを知っているということ、アピールする力があるということ、審理の期間が短いので短時間でちゃんと説明できるといふことですね。

大石 短時間でどうやって説明するかということ、実はとても重要だと思ふ。しかしそれは、これまでやってこなかっただけで、本当は、それをやらなきゃいけないかたんですよ。だから裁判員にも伝わってこなかった、という要素はあると思ふ。短い間でパツと伝える技術は絶対に必要で、私もそうですが、怠慢だった。とにかく一所懸命やって努力すればいいところがありましたが、それではだめなんです。裁判員制度が導入されれば、すぐに障害のある人のことがわかるようになるなんてありえないことですが、これまでと同じような裁判でいいのかといったら、そうではない。ずっと問題の所在、障害者が被告人になる事件に対する理解が広がらなくて、マスコミ報道だけで、「何だかおかしいだろう？これは」という状況のままどまってしまう。しかし、裁判員制度を3年、5年とやっていけば、(理解が)少しずつ広がるだろうと僕は楽



天的に考えています。

——今は事件が起きると、発生直後、容疑者逮捕直後の不確かな段階でのマスコミ報道の影響が大きすぎる。後になってあれこれ事情がわかってくる、裁判になってからの方が確かなものが出てくるのに、逆に報道はどんどん小さくなっていく。なぜかと言えば、時間がたつて人々の記憶が薄れていき関心もなくなっていくからです。捜査や裁判が長期化していくと、取材する記者も代わるし二つのストーリーとして伝えきれなくなってくる。せいぜい判決のときくらいしかまとめたストーリーとして伝えられない。それを考えれば、まだ国民の関心が沸騰しているときに、短期間集中で審理してこういう事件だったのだという世の中に伝えられるようになる、事件発生直後の〈不確かな初報から軸足が少しずつ裁判へと移っていく〉

大石 そう思いますね。そこが結構大

きいと思います。初報のイメージで衝撃的な事件として国民の印象に残っているものの中には、その後の捜査や裁判でいろいろの事情が判明してきて、そんなに重い罪に問われなくなる場合もある。そのとき、国民は「なんであんなにひどい事件がこの程度で済むのか」ということになる。逆に死

刑になると「あんなひどい事件だから死刑は当然だよな」となる。裁判員制度を続けていけば、少なくとも〈誤った初報〉のイメージに最後まで支配されている今の状況には一定のブレーキがかかるのではないかと、思っています。

知的障害者が被害にあったとき

——千葉県浦安市で発達障害の小学生の女の子が教室で性的被害を受けたとして担任の男性教師が逮捕、起訴された。ところが裁判では「被告人によるわいせつ行為が行われたのが疑う余地がないと思われるが、被害にあったとされる日時や場所の特定ができないために無罪とせざるを得ない」というような理由で無罪判決が出ました。事実認定においてプロの裁判官の判断は厳格で、知的障害者の証言能力

がシビアに問われて加害者が不起訴になったり、無罪判決が出たりしています。無罪になる可能性があるから検察は起訴に踏み切れないわけで、それをシロウトの裁判員はどのように判断するだろうか。むしろ一般常識から事実認定できるようにすれば浦安事件などは有罪判決が出た可能性があると思ふのですが。

杉浦 浦安事件などの方が一般の人の感覚では有罪判決が出やすいんだろうなと思ふ。被害者側の弁護士が悔しい思いをしてきたことに一矢報いることができるようにも思ふ。しかし、どの範囲で本当らしいかをきつちりしない、被告人側の利益が怪しくなってくる。障害者や子どもの場合、どのあたりでどういう証言が出たらいのかというルールをきつちり作っておかないと、へかわいそう、というだけでずるずる行ってしまうのが怖いと思うのですが。

——障害のある人が被害にあった事件では、事実認定がよく壁になりますよね。

杉浦 茨城県で障害のある女の子が性的被害を受けた事件の場合、検察官が内々には「被害事実はあったと思う」と言ったのに、「被害者の証言がぶれているから公判維持できない」ということになり刑事事件としては起訴されませんでした。

——無罪判決が出るかもしれないから起訴しないわけですよ。有罪になるだろうという見通しがあれば起訴してくれるわけですよ。そういう

面では期待していますが、だめですかね。危ない？

関哉 どうですかねえ……積極的な意見を言いたいです、この茨城県の事件だけ見ればそう言えますけれど、いろんな事件を見ていると……

杉浦 ただ、司法面接みたいなものだから、きつちりしたルールができてきて多少のぶれがあっても本当らしいということが認められてくればもう少し動くと思いますが、今のままでは危険かな。

——うがった見方かもしれないですが、被害にあった日時や場所の特定がもう一つ詰め切れないから起訴できないというけれど、それは被害者が知的障害者だから起訴しないのではないですか？ どの程度の被害、どういう被害者ならば刑事裁判のテーブルに載せるかという「相場観」のようなものが裁判官の判断に影響しているのではないのでしょうか。

大石 「被害事実の特定ができない」と言いながら、実はそれ以外のところ、被害者の言い分そのものの信用性はどうかんだらうと思っているのではないかということですよ。わかりますよ、そういう感じがします、裁判官の本音のところでは。

——それだったら、そのような相場観を持つてない一般人の裁判員の方が素直に判断するのではないかなという気もしているのですが。

杉浦 新聞で見たのですが、裁判員で模擬裁判をやったら無罪がいくつ出

ていた。今の刑事裁判では99%以上が有罪です。精密司法と言われる由縁で、ほとんど有罪なのです。それは逆に言うと、刑事裁判が硬直化して、難しい事件は起訴しないし、起訴したら必ず有罪だということをやってきた。ところが、無罪が出るようになってきたら、もう少しその辺が変わってくるのかなという気もする。少し荒い議論ですが。

——どこの国でも職業裁判官だけの裁判よりも陪審制や参審制による裁判の方が明らかに無罪判決の確率が高く、死刑判決も減っているそうです。「しろうとは情に流されて厳罰化が進む」とよく言われているけれど、統計的には違わんのです。

大石 どうしても刑事政策的な配慮が



強く働く傾向が裁判所にはあると思います。これを罰するべきか罰しないべきか、重く罰するべきかどうか。そういう感覚が、官にはあるけれど、民にはそれは薄い。一般的に見て、そう言えると思います。裁判官は官だから秩序維持に価値を重く置く。民間人の裁判員は大まかに言って、秩序維持よりも、その人（被告人）がどうなるのかということの方が大事だと感じるのはないかと思うんです。

——自分が下した判決で目の前の被告人の命が奪われるかもしれないわけですからね。

大石 これはラフな議論かもしれないけれど、世の中に100人しか人がいなければ、法律だって、裁判官だって、必要かどうかわからない。法律で決めておく必要などなくて、みんなで事件が起きるたびに相談して決めればいいわけだから。誰かが悪いことをして捕まったときに、許すかどうか、どのような罰を与えるかということは、みんなが話し合っただけで基本だと僕は思うんです。犯行日時や場所の特定ができていくかどうかというのは、被告人の防御権をどう保障するかという問題なわけですが、みんな考えて「これはやっぱりダメだよ」ということであれば、とりあえず当面は、その社会で共存して生きていくという意味では、やっぱりダメなんだらう、と思うんです。そこで「それはダメじゃないよ。こう考えてよ」と

いうのが弁護士の役割なわけですが、でも最終的にはみんなが相談して決めるべきことだと思うんです。人が多すぎるので、実際にはみんなが相談に参加できるわけじゃないから、法律を作つて、裁判というルールで決めていけれど、世の中に100人しかいなかったら、100人が参加して相談で決めればいい。

——多数決みたいな感じになっちゃいませんか。

大石 でも、そもそも法律は多数決で決めているわけで、その法律で裁くということは、建前的には多数決で裁いているんですよ。それを前提にして、少数だからというだけで抑圧・弾圧されてしまうのを防ぐ装置を作る。弁護士はその装置の一つだと思いますが。

——ただ、たとえば「ロス疑惑」報道の渦中で多数決をとつたら、三浦和義氏は間違いなく死刑判決じゃないですか。時間がたつて庶民の関心の熱が下がった段階で多数決したらさういふ結論が違ってきませんか。その辺の納得感というか……。いつの時点での納得感なのでしょうか。

杉浦 法律も多数決では決まるのだけれど一定の安定性はある。しかし、裁判員制ではそのとき社会が燃えたとぎつていけば極端な判決が出るおそれはある。社会にどれだけ適切な情報が流れているかとか、どれくらい冷静にワイドショーがコメントするかで影響されると



思うんですけど。

関哉 浦安事件の話に戻ると、本人の供述をどのように裁判所に上げるかが民事でも刑事でも論点です。法廷に本人を出すかどうか。出すとなると精神的なダメージが深まるということで、出張尋問にしたんですよね。でも、裁判員制度になると、検察官は有罪をとりたいたがために、障害者であることをアピールしようと表に出したがるかもしれない。本人は傷つくかもしれないが、供述の一貫性を保ちながら、「どうですか見てください」ということをしたがるかもしれない。それはやはり好ましくない。現状の職業裁判官の下で、たとえば日時が特定できなくても、本人がたとえ法廷に立てなくても真実かどうかで有罪かどうかの判断をしてもらえなければ話が始まらない。

杉浦 法廷がショー化してくるのは、特に障害者が法廷に立った場合、普通人でも防御は難しいけれど、他の人の視線を意識しながら防御するじゃないですか、これ以上は言わない…とか。でも、もろにさらされてしまって、こびて笑顔をつくったり、おのいてしまったり。個人の人格権からすると怖い制度じゃないかなと思う。

大石 そもそも知的障害のある被告人は自分のことを防御できるのか、本当はそういうところこそ問われなければいけない。それを法律分野では「訴訟能力」とかいう言葉で表現しているわけですが、そもそもそういう問題設定自体も、今の制度よりは、裁判員制度の方が設定しやすいような気がするんです。この人（障害者）を法廷に立たせるのか、この人に尋問するのか、そもそもそのこと自体がどうなのか。そのあたりの感覚は、裁判官よりも、普通の市民の方が鋭いと思うんです。だって、裁判所って、普通の人にとっては病院よりも嫌なところかもしれない。でも裁判官や僕ら（弁護士）にとつては「日常」ですからね。全然違和感なんかない。そんなところに、裁判のことなんかよくわかっていない、知的障害のある被告人を連れてきて、いろいろと長々と聞く。一般市民の感覚からすれば、とてもじゃないけれど異常な状況の中に、障害があつて自分を十分に守れない人を置いて質問を繰り返している。そのこと自体がそもそ

もどうなの？というところ、そのおかしさをアピールしたいです。

関哉 感覚はわかりますけど、刑事事件の場面で全部不同意されて、被害者の供述も目撃証言も出てこなければ、現状、本人（知的障害者）を呼ぶというのには致し方ないですよ。そこで悩みを見せる裁判員はいいですが、「つらいかもしれないけれど、聞きたい。証拠がないから」という裁判員もいるでしょう。

大石 僕はだから、むしろ本人（知的障害者）の素の姿を法廷に出す方向で考えます。どういうふうに出すか、という問題点には十分に気を遣わなければいけない。そもそも刑事訴訟手続において、知的障害者について障害のない人と同じ配慮のもとで手続を進める、というのはどうなのか。そこをメインに考えて出す。「訴訟能力」を主要論点にして出す。よく考えずに、当たり前のように知的障害のある被告人を法廷に立たせて尋問すると、答ええない、答え方がふてふてしい、反省していない…ということになってしまう。そのあたりを掘り返すことを考えて出していないか、とだめだろうと思います。

——東京・国分寺の放火事件で知的障害のある男性が起訴されて法廷に立つ場面を見ました。裁判官が「ここはどこかわかりますか」と聞いても、男性は「さあ…」。裁判官が「何が行われているのかわかりますか」と聞くと、少し

はにかみながら「実験かな…」と答える。裁判官はため息をついて検察官をにらんでいる。こんな人まで起訴するとはどうなっているんだ、とでも言いたげな顔でした。それでも訴訟能力があると裁判官は判断して有罪判決を出した。検察官に対して「お前、批判されたらどうするんだ。いいかげんにしろよ」と言いたそうな雰囲気は伝わってくる。しかし、法曹界ギルドの世界では暗黙の了解事項として起訴されたら有罪判決が自動的に出てくるということを感じました。そこにシロウトの裁判員が入ってきたら「ちよつと、この人わかつてないよ」ということが起こる可能性がある。

杉浦 でも、怖いと思うのは、ものごとをわかつてない人を起訴しておかしいかわいそうと思ってくればいけないだけ、ものごとを理解できない、わけのわからない人が殺しちゃうんだからとんでもない。わけわからないからとりあえず隔離しちゃえということになるかもしれない。

関哉 きちんと説明する弁護人がいなくなったらそうなりますよね。

大石 だから弁護士の責任が重くなるんです。

訴訟能力や責任能力について 裁判員は理解できるか？

——裁判員制度では3日とか5日の審

理期間で事実認定や刑の量定を判断することになると思うのですが、訴訟能力や責任能力のような抽象的で専門的な問題をこの短い期間でどうやって裁判員に理解してもらおうのかは難しいですね。知的障害者の事件にとつては訴訟能力、責任能力が大きな論点になるべきだと思うのですが。

大石 言葉でいうと「訴訟能力」「責任能力」というのは難しそうですね、要するに、訴訟能力というのは、自分のことを守れますか、弁護できませんか、裁判のことわかっていますか、そういうことですよ。それを質問すればいい。そういうことをわかっている人でしかないと、そういうことを考えてもらう、それを裁判員に伝えればいい、と思うんです。

——そうかもしれないですが、でも、野放しにしちゃいけないだろう、みたいな反応は裁判員から起きませんか。そういう素朴な庶民感覚みたいなものが。

大石 あるかもしれないですね。だけど、みんなが持っているのだったらしょうがないですよ。一人ずつでも変えていくしかない。

——裁判員が「野放しにしちゃいけない」と思うのであれば、どうするんだよと考える。自分たちが裁いたこの人はどこに収容されるのか、そこはこうなっているのかという「出口」にも関心を持っている裁判員が出てくるのじゃないかとも思うんです。裁判員制度は裁判の中だけでなく、これまであまり注目されてこ

かったところにも影響が出てくるようにも思います。

大石 今の裁判所は「この人は野放しにしちゃいけない」という方向へかなり振れていると思うんです。野放しにしてしまった先のことについては、裁判や司法の役割ではない、という整理をしていると思うんです。だけど普通の感覚からすると、そもそも、この人にとつて裁判とは何？ということが先に考えられるべきだし、普通の人は、「司法の役割」なんてよくわからんが、この人をどうするの？というもつと「枠」の取れた思考ができる、と思うんです。

杉浦 だから弁護士がやるときにも、本来は弁護士業務には関係ないかもしれないけれど環境調整の話までして、こ

の人はどの病院に行くか、どの作業所に行くかということをしていくと、結論（判決）が変わる可能性があると思うんです。

大石 法律論、要証事実、構成要件との関係でどこに位置づけるんですか？と言われると、説明しにくいのかもしないけれど、今の裁判が何の省みもなくそういう枠組みに固執してやっていること自体が問われるべきだと思うんです。

関哉 環境調整はどの事件でもやるじゃないですか、情状面としてですね。裁判官が「施設に入ったらどうですか。安全な場所に入るのであれば裁判所も安心します」という感覚を持つと、いかに説明しても説明しきれないものどかしさを感じる。そこに裁判員制度で一般の人が入ってくる。裁判員にも「施設に入った方が安全だ」と思う人たちはいると思いますが、そういう人の考えを変えていく作業は色合いが違いますかね。職業裁判官を説得するよりも変わる可能性は高いですかね。

杉浦 違うんじゃないかなと思っっているんだけど。普通の人の感覚として、「この人は何とかしなければいけない、行くところがないのであれば刑務所に行くしかないんじゃないか」ということになつてしまつてはないかと思う。逆に、でも裁判官の場合には罪刑の問題だというのがどこかにあるのじゃないか。それが決まつて、その後どうするのかという情状の面だと、一応、裁判官はそのこと

ころはわかっているのではないかと思う。一般の人は刑務所行ってもらうか作業所行ってもらうかみたいな、もしかすると不安感からすると行き先の一つとして刑務所をとらえるのではないか。

関哉 地域に帰していこうという考え方からすると、今の話はまったく反対ですよ。

杉浦 地域でやっていけるのだということとを弁護士がちゃんと説明できればいいかもしれないけれど、どこかに行かせなければまずいだろうというときに、行為に対する責任という刑法の厳格な枠組みというのがシロウトにちゃんと認識できるところか。やったことに対する刑事制裁、罰として収容とか自由刑があったわけだけど、そこそこがあいまいになつ



てくるのじゃないかと思う。

——裁判員が自らの意見が反映された判決で、ある人を刑務所に送ることになる。そうすると、「この人が送られる刑務所ってどういうところなのか」と関心を持つようになる。それが知的障害者の場合、刑務所でちゃんとした更生プログラムがあるのか、意味があるのか、どのような処遇を受けるのかということも気になるだろうと思うんです。

関戩 それは裁判官を説得するのも同じ観点だと思うんですよ。知的障害者が刑務所の中にこんなにいるとか、更生プログラムがないというのは、現状の裁判官も知らなかった話だと思うので、少年事件における少年院に入るときの弊害といった話もそうですが、説得の方向としては同じ方向のような気もするんですけどね。確かに杉浦先生が言った、罪刑という観点でとらえない、そうですね、一つの選択肢として刑務所をとらえるところでは確かに違いが出てくると思います。

大石 確かにそうですね。一つの選択肢として刑務所をとらえるようになる。でも、それってダメですか？

関戩 ええ〜？（苦笑）。

杉浦 やっぱり、国家が国民の自由を束縛する、民間の……う〜ん、あまり変わらないか（笑）。

大石 実際、入所施設に入れた方が地域に出てくるのは遅くなるんじゃないですか。

関戩 そうかもしれないけれど、今度は受け入れ先が……。

大石 それは、その人に対する支援を用意できるかっていう問題でしょう？

関戩 用意しにくくなるという現実があります。

大石 支援する、支援を用意するということを前提にしなければいけないんですよ。どこに入るにしても。

関戩 もちろん、もちろん。

大石 それを前提とした上で、出てくることができないような山奥の施設と刑務所とどちらがいいのかという話です。

杉浦 それは精神医療の保護観察施設と一緒にすよね。

大石 そうです。

——これから日本はすごい高齢化するじゃないですか。裁判員に当たる確率も高齢者が多くなる。現役世代に比べれば暇があるじゃないですか。そうすると自分が関与した判決で刑務所に送られた人のことが気になって、刑務所を見に行ったり会いに行ったりするようになる（笑）。そうすると、「あの刑務所には更正プログラムもなくておかしいじゃないか」と言い出す（笑）。あちこちで声が上がって、それ裁判員の守秘義務に違反してないの？とか問題になったりしながら、少しずつこれまで誰も目を向けなかったところに光があたるようになると思うんです。裁判後のことだけでなく裁判前にも関心を持つようになる。「マスクはあんなこと報道していたけ



れど、ずいぶん違うじゃないか。マスクミつていったいどうなってるんだ」と。

大石 逆もあるかもしれないですよ。「舌出してたぞ、あいつは」とかね。それはそれでいいと思うんですよ、僕は。それを気にしていたら、キリがない。

関戩 「刑務所を見に行ったらすごく快適な生活をしていました。プログラムもしっかりしていました」とか？（笑）

——精神鑑定ですが、裁判員はどういうふうを受け止めるのかなあと気になります。職業裁判官は、精神鑑定というのはいくつものだとある程度見切りができていますか？できていますのですよね。

関戩 模擬裁判で精神鑑定を説明する場面を見に行っただですよ。そうしたら

パワーポイントを使ってかなりわかりやすく精神鑑定について説明しているんです。鑑定尋問はシロウトにわかりやすくなっていると思います。はつきり言えば鑑定書なるものは僕らが見てもわからなかったりするじゃないですか。弁護士を理解させるのとシロウトを理解させるのとあんまり変わらないんじゃないかなど思います。

杉浦 精神鑑定も少し変わってくるんじゃないですか。今までは結論ありきでしょ。麻原彰晃だつてたくさん医者か鑑定やって、弁護側の鑑定では責任能力なしだったのが、裁判所がやったら結果は責任能力認められた。そのところが変わってくるのじゃないですかね。

大石 それでも刑事政策がけっこう幅をきかせていると思うんですよ。どうすべきか、という結論が先にありきで。そこにブレイキがかかるようになるんじゃないですか？

関戩 「結論ありき」ということでしょうか、これまでのように裁判所に頼まれて形だけ書いて出すのとは違って、裁判員のように専門的知識のない人たちにわかりやすく説明しないといけないから、もしかしたら「形だけのもの」という前提が変わってくるかもしれないですね。——「わかりやすくしてください」という意向が出てくる。わかりやすくするためにちゃんとやらなければいけない。誰もわからないからいいかげんなことが許されてきた面があるんじゃない



いですかね。

杉浦 専門家同士の暗黙の了解で、こちらはおかしいかなと思っても、まあしょうがないよな、こんなもんだよね、で済ませてきてしまったことありますよね。

大石 自分自身を顧みても、実はよくわかっていなくても、法的に構成すると結局このあたりだから……、と済ませてしまう。

関哉 たくさんありますよね。

大石 ありますよ。

——へえ、そんなんですか(笑)。

関哉 たくさんありますよ(苦笑)。

大石 それが許されなくなるんですよ。

関哉 これ載せないでくださいよ(笑)。

大石 載せないといけないでしょ(笑)。僕もそうだから。

関哉 講演でもそうですよね。野沢さんが講演するとき、よくわかっていないことはちよつとぼかして話すとか。

——自分がよくわかっていないことはね、難しい言葉を使うんです。

弁護士一同 そうですよ。

——突つ込まれるといやだから。

大石 聞いていて「なんだかよくわからないな」と思うときは、話している本人がよくわかってないんですよ。

杉浦 わかっているのに法曹3者(裁判官、検察官、弁護士)とも見逃してきましたよね。そこそこはシロウト(裁判員)が聞いているとなつたらまずいなと思えますもんね。

大石 裁判員で市民が入つて、「これ、わからないよ」と言うことが大きいですよ。

——裁判員の使命は「これ、わかりません」とはっきり言うことです。わからないことは恥ずかしくないんだと。わからないことを質問するためにあなたたちはいるのだという。

大石 それ、すごく重要ですよ。わかっているのに手続は進んでいるでしょう、というのが知的障害者の事件なんですよ。本人がわかってないのに裁判はたんと進んでいるよね、でしょ？

——よく言われるのは、裁判員はよく法律や裁判のことがわかっていないから、結局は職業裁判官の言いなりになるだろうと。しかし、模擬裁判などでは結構裁判員の意見が通ることがある。

裁判員の最大の

強みはわからない

ことを「わか

らない」と言

ることだと思

言えないと、裁

判官の意見に巻

き込まざるを得

ないわけ。

杉浦 「わからな

い」と言おうと

もつとアピール

した方がいいで

すね。

関哉 それは障害のあるなしにかかわらず重要なことですよ。

裁判員は 厳罰化する？ 誤判も多くなる？

——プロの裁判官は法律の知識に基づいた緻密で合理的な思考ができるから日本の刑事裁判は有罪率が高く、精密司法とも言われる。ところが、こうした知識や思考を持ち合わせていないシロウトの裁判員が入ると議論が複雑になり、感情に流されて厳罰化が進むのではないかと危惧されています。また、3日や5日の短期間の審理では誤判も多くなるのではないとも言われています。

大石 わかりませんね。誤判は、最初は増えるかもしれないですね。



関哉 無罪率は増えるでしょうね。厳罰化の方向はやっぱり進むんじゃないですか。

杉浦 そうかしら、私はあんまりならないんじゃないかと思うけれど。

関哉 死刑の基準はたとえば殺人の被害者が2人の場合どうか——というようなどころで、今もギリギリ保っているじゃないですか。

大石 裁判員制度の導入をめくっている言われていますよね。裁判官の方が緻密で合理的な思考ができる、シロウトは感情によるバイアスがかかる、市民の方が世間の常識がある、感情や怒りを素直に表す、プロの裁判官は前例や相場にとらわれる……こういういろんな要素を一つの鍋の中に全部入れて煮た煮たようにするのがいい、と僕は思うんです。ステレオタイプな「前例」「相場」「緻

密で合理的な思考」だけでやられていたのが、いろんな具が入って「ちやこちや」になって、それでどうする？ その結果としての誤判とか厳罰化というのは、それとして「一時的な傾向が出るかもしれないけれど、それはある程度仕方がないことじゃないかと思う。」

杉浦 誤判というときに無罪を有罪としてしまう冤罪を思い浮かべがちですが、たとえば喧嘩で相手を死なせてしまったとき、正当防衛なのかそうじゃないのかというときに、正当防衛に近いんじゃないかかと思うって争っても、ほとんど正当防衛とは認められないんですよ。それは誤判なんですよ。しかし、裁判員が入ってシロウトの感覚でいろんな質問をして判断したときに、それはしょうがないよなどと思って正当防衛が成立する判断が出てくるのじゃないか。ちよつと期待しているのですが。

——おおよそばな言い方すると、今の刑事裁判は検察官が圧倒的にたくさん情報を持っているわけで、検察がリードする中で裁判は進み、おのずと有罪率が高い。それを変えられる可能性はありますか。

杉浦 検察官の調書を見たときに、知的障害者がこんなこと言えるわけがないじゃないの、と思うてもそのまま通っちゃうんです。ところが裁判員が知的障害者本人を見たときに、ああこの人はこうは言えないよなと思うはずなんです。裁判官だと通しちゃうじゃないで

すか。

関哉 裁判官はそう思ったとしても、検察官がこう言うんだから、と。

大石 「調書というものはそういうものだから」という「常識」がある。

杉浦 そこは変わってくるという期待はあります。おかしいでしょと言う声が出てくると思う。

大石 映画「12人の優しい日本人」、あれは最終的に「無罪」という結論になったはずだけれど、あれは「誤判」だったと思うんですよ。「暴行」の故意までは認定されて、「傷害致死」で執行猶予になる事案じゃないかなあと思うんですけど。でも、なんかあんなふうにして「ちやこちやな議論の中で決まる、というのはいいなと思うんです。」

杉浦 特に能力的に問題ある人の場合、鑑定すると「能力あり」と出て来ちゃって、絶対おかしいよねという声が出てくるはずだし、調書でも彼がこんな理路整然と言えるはずがないという声が出てくるだろうなど。

大石 精神鑑定で「完全責任能力がある」と書かれても、知的障害者本人を法廷で見れば、まったくそんな状態の人じゃないということがわかる。そういう感覚は広まって欲しい。

公判前整理手続き

——長期間の裁判になると裁判員の負担が大きいということもあって、公判前



官が調べて、だいたいこんなものだといいことで出してきて、「実はこれはこんなにややこしい」というのを出すのが弁護士の役割です。

——公判前整理手続きはどのくらい時間かけるんですか？

大石 精神鑑定などをやると半年くらいはかかるかもしれないようです。通常でもきちんとやれば2〜3カ月はかかる。ただ、方針は早く出さなければいけない、とされていますね。

——半年くらいかけて公判前手続きはじつくりやって、裁判員が入ってから3日で済みます？

杉浦 セレモニーだけ裁判員の裁判でやって、ということになっちゃいますよね。だから、弁護士としては最後のセレモニーのところで裁判員にどれだけ突っついてもらえるかということをお膳立てしておく必要がある。

大石 そうなんですよ。

——公判前手続きの利点としては、あらゆる証拠を出さないといけないということになっていますよね。

大石 だけど、現実になんかそういうことになれば、検察官としては不都合なものは証拠化しなくなると思っています。記録化しない、捨てる。だからここで、捜査の可視化がどのくらい実現するのが大きいんですよ。

関哉 最初から検察官が全部証拠を出すわけじゃないんです。立証したいことにかかわる証拠を出すわけで、それに

対して弁護側が立証したいことに関する証拠を「出しなさい」ということで出させる。しかし、いったん公判が始まってしまうと制限される。

大石 だから、公判前整理手続きでどういう証拠を出させるかにかかってくる。

——やっぱ、ここが肝要ですね、裁判員制度は。ここでほとんど決まってしまう。

杉浦 怖くて受けられないな(笑)。

大石 大変ですよ(笑)。

——裁判員制度について、自民党や最高裁は当初反対だったのです。ところが議論の中で賛成に転じた。何のために裁判員制度を導入するのかということ、当初は「裁判を国民のものにする」「裁判の民主化」だと言われていた。ところが、そうではなくて、今の裁判はそのままがいい。国民に信頼してもらおうために、裁判員を入れてお墨付きをもらおう、それが裁判員制度だということにすり替わったと言われています。「裁判を良くするため」か「裁判の良さを知ってもらったためか」は似ているけれど正反対です。

杉浦 お墨付きにならないようにするのは弁護士の力量ですね。怖い制度ですよ。

関哉 今のような有罪前提では進まないじゃないですかね。ある程度材料やテーマを決めておいて、それを裁判当日に持ち込むということしか裁判官はしないと思うので、有罪の方向に持ってい

こうとはこの時点(公判前整理手続き)では思わないですよ。

大石 いや、思うでしょう。やっぱ「秩序維持」という価値は官にとってはとても大きいんですよ。

——今までの議論を整理すると、裁判員制度は可能性があるが、よっぽど心してかからないと公判前整理手続きでおかたのことが決められてしまつて、裁判員が入ったとしてもきわめて限定された勝負にならざるを得なくなる。

大石 公判前整理手続きでものすごくスクリーニングがかけられる。ここでものすごく弁護士ががんばらないといけないですよ。

刑務所も捜査もマスコミも変わる？

——とはいえ、裁判の外でいろんな分野を刺激して変わっていく、それがフィードバックして裁判自体を変えらるることに

なつていくのじゃないかとも思うのです。

大石 裁判以外のものが変わっていく、それがフィードバックして裁判を変える。それを視野に入れた弁護活動をしないといけないんですよ。だから、すごい弁護士の負担は大きいんですよ。大きいけれど面白そうなんです。

——裁判員制度を使つて捜査の可視化を進めさせるとか、あなたが出した判決によつて被告人が入つた刑務所はどうなんだろうねというところに持っていくとか。

大石 家族の生活を支えなくていいのなら、これ専門の弁護士になりたいなと思いますね(笑)。

杉浦 おもしろいけれど、大石先生すごいわ(笑)。マスコミにもどんどん流してもらつて世論が動くようにしないとイケない。

——裁判員には守秘義務あるけれど、弁護士がしゃべるのはどうですか？ 公判前整理手続きでこんな問題があつた、

おかしい、と弁護士が記者会見で明らかにするのはどうですか？

杉浦 個別の裁判員の発言などを問題にして会見するのはだめかもしれないけれど、裁判員制度の問題について記者会見するのはいいのじゃないですか。誰か言ってみてくださいよ(笑)

——弁護士が言つても誰も文句言わないですよ、文句言われても罪には問われないですよ。

関哉 裁判官の対応が悪いと言うのと同じようなことですからね。

杉浦 個別の弁護士がしゃべるんじゃない、裁判員制度について検討会をするみたいな集まりを弁護士がして、その中でいろんな問題を少し一般化して出すというふうにすれば。

大石 そういうふうにしないと個人攻撃みたいになつてしまいますよ。

知的障害者が裁判員に選ばれたら？

——裁判員に知的障害者が選ばれたときの問題はどのようなことが考えられますか？

関哉 知的能力は関係ないですが、被後見人は選挙人名簿に載らないから裁判員に選ばれることはないですが、心身に重大な欠陥がある場合欠格事由になる。結局、誰も彼もが当たるわけではなく、知的障害があつても裁判員になれますよというのが最高裁の見解ですが、なつたところでどういう配慮をしてくれるのか。まったく想定外なんです。この点がある弁護士が最高裁の担当者に指摘したことがあるのですが、そういう問題点があるのかみたいな話で。わからないことがあつたらすぐに質問ができるように、裁判官の横に座してもらいま



すというのが基本的なスタンスなんです
ね。ただ、実際は簡単に質問できない
じゃないですか、そもそも。裁判中であつ
てもかまいませんというのですが。

杉浦 8割9割わかつていて初めて質
問つて成り立つわけで、普通ならばね。

——とんちんかんな質問したらどうな
りますか。

関哉 「うるさい、ちょっと静かにして
くれ」と言われたりして(笑)。

大石 わかつてもらつてから判断しても
らわないといけないから、わかるまでやっ
てくださいと言わないといけないですよ
ね。

関哉 途中で「この人わかっている
」ということが判明したらどうしますか
と聞いたら、「そこで欠格事由と判断し
たら解任します」と。

大石 そこは弁護人の登場場面ですね。

——裁判員が解任されたらどうする
ですか。地位保全を求めて訴えるとか
(笑)。

関哉 間に合いませんけどね(笑)。
ちなみに知的障害者が参加するにあつ
て補助者をつけるべきという意見に対
しては、最高裁は選任手続の場面だけ
でも無理というスタンスですね。ただ、
現時点では無理でそこまで検討してい
ないというのが本当のところですね。聴
覚障害者の場合は手話通訳とか要約筆
記が付くという話ですが、視覚障害の場
合は立会人なしなんです。それこそ、
職業裁判官の横に座っていたら配
慮しますから。でも補助者が付くと、

現場の見取り図を見たときに本人がど
う言つたかというところを手を使つて補
助者がやつてくれるとわかりやすかつた
という話もあるんです。補助者が付く
か付かないかは重要ですが、裁判官が
横に座つていれればいいという感覚では
ダメなんです。横に座つていてかつ裁
判官が理解ある人ならば補助者はいな
くても大丈夫かもしれないけれど、全
裁判官がそういう人ではあり得ないので
制度的に保障しないといけないですよ
ね。
大石 でも、最初はそれでいいんじゃな
いかな。障害のある人にうまく説明で
きなさい裁判で(笑)。そういう場面はあ
るべきだと思うんですよ。なしで済ませ
ている方がダメで、「あれ、違うわ、これ」
と裁判官が思う場面がたくさん出てき
た方がむしろいい。

——知的障害の人がとんちんかんな質
問して、「うるさい」と裁判官が言った
としても、その場面を裁判員に見ても
らえはいい。裁判官とはどういう人なの
か。これでは裁判員だけに任せてはおけ
ないと思つてもらえはもつといい。

関哉 最高裁は選挙人名簿から裁判員
の名簿を作つて、その名簿に載つた人
に質問票とか調査票を送るわけですね。
調査票に欠格事由があるとか、この時
期は忙しいというのを書くわけですね。
ここに障害があるとか手帳を持つてい
ることを書いて欲しいというわけです。書
いた人には基本的に辞退を認めますと
いうのが最高裁の基本スタンスです。も

ちろん辞退を認めて欲しいから書く人
はいるわけですが、障害者はできるだけ
辞退して欲しい、参加させませんとまで
は言わなくても、裁判所のスタンスとし
て、経験的に安易に障害者を排除する
方向に進んでいかないと懸念していま
す。参加できる人はできるだけ参加し
た方がいいというのが当事者側の考えで
はあるんですが。

——月刊誌の「世界」に書いてあつたん
ですけどね、日本では裁判員は国民に
とつて義務とか負担という意識が強いけ
れど、フランスでは権利だという意識な
のだそうです。フランス革命でストライ
キ権と並んで命がけて国民が勝ち取つ
た権利だということです。職業裁判官任
せにしておくことはできない、最後は国
民が決めるのだという意識が強いのだそ
うです。

大石 僕はまったくそういう意見です
ね。弁護士はそう主張すべきで、裁判
員制度になると裁判の適正がどうのこ
うのとか、正当な権利が侵害されるの
じゃないかなんて議論はまったくわかり
ませんね。自分の弁護士としての仕事
を忙しくさせるなど言つていただけなん
じゃないか、と思つてしまいます。大変
になるのは間違いない。ちゃんとやれば
大変になりますよ。だけど、そうだけ
れども、裁判に参加することは国民の
権利だと、弁護士は歯を食いしばつて
主張すべきじゃないのか、と思つて
います。

——裁判員制度になると死刑判決が減
るとするのは諸外国のデータを見るとそ
うらしいですね。それは自分がもし
も下した判断で、目の前の被告人の命
を奪うことになったら、やっぱり苦惱し
てなかなか死刑とは言えないだろうと
いうのです。でも、目の前の人の命を奪
うのに苦しむのは人としてある意味では
当たり前で、苦しんで苦しんでそれでも
死刑と言えないのだとしたら、死刑制
度とははたしてどうなのだろう、そこか
ら考えるべきではないのか。自分では言
えないから職業裁判官に言わせて、見
たくないもの考えたくないものから自分
の身を遠ざけている。

大石 そうですよ。自分のタッチする
範疇にないから、「死刑だ」と安易に言
えるんですよ。

——死刑を支持するのであれば、この
時代に生きている社会の構成員たる自
分の責任において、目の前の被告人の命
を抹殺すべきであるのに、それを自分で
は言えないから裁判官に任せている。そ
れは責任の放棄じゃないかというのです。
大石 まったくその通りだと思つて
います。たぶん、相当に変わつてくると思
いますね。死刑制度も刑務所も捜査の可
視化もマスコミ報道も。

大石 変えて行かなくちゃいけないです
よ。僕らの職責なんです。変えてい
けるかどうかは、弁護士が裁判員にど
う説明できるかにもかかっているんです。
大変ですけど。

裁判は 障害者を 救えるか？

太田敦子

知的障害者が被害者になる事件は後を絶たない。とりわけ深刻なのは児童や生徒への性的虐待だ。学校や施設といった

閉ざされた世界の中で起きやすく、ただでさえ被害者が声を上げにくい犯罪であることにくわえ、障害ゆえに被害をうまく伝

えられなかったり認識できなかったりする場合も多い。その上、被害を受けた子どもたちの心や体に大きな傷を残

す。千葉県浦安市の公立小学校で5年前に発覚し、特別支援学級での児童虐待事件、いわゆる

「浦安事件」もそうした事件の1つ。被害を受けた子どもやその家族たちは事件に

よって受けた傷を癒やす間もなく、警察の捜査、マスコミ報道、刑事裁判、

民事裁判を経験し、今もその渦中にある。現在も続く民事裁判の

原告側として、事件を通して何を思い、どんな課題を感じているか、

被害者の両親と支援者にインタビューをした。



事件の経緯

2004年2月

千葉県浦安市の市立小学校で特別支援学級の担任を務める40代の男性教諭が、知的障害のある児童A子さんら2人に対し胸を触るなどのわいせつ行為をしたとして、強制わいせつ容疑で逮捕される。教諭（その後辞職）は逮捕当時、容疑を認めていたが、公判では否認に転じた。

2005年4月

1審の千葉地裁は「女兒の供述の信用性に疑問がある」として無罪判決。検察側が控訴。

2006年2月

2審の東京高裁は「わいせつ行為を受けたことは疑問をはさむ余地はない」としながらも、場所や日時の特定がいまいだとして検察側の控訴を棄却。検察側は上告を断念し無罪が確定。

2006年5月

A子さんの両親らが千葉県と浦安市、元教諭に対し約2000万円の損害賠償を求めて千葉地裁に提訴。

2008年12月

千葉地裁がわいせつ行為の一部を認定、県と市に計60万円の支払いを命じる判決。

2009年1月

千葉県と浦安市が控訴。

現在

「支える会」が県と市に対して控訴取り下げを求め、署名を提出するなどの活動中。

インタビュー

学校でも教育委員会でも否定されて・・・

——この事件は学校の教室という親の目の届かない場所で起きました。ご両親は、どういったきっかけで、A子さんが虐待を受けていると気づいたのでしょうか。

母親 最初に気づいたのはわいせつ行為ではなく体罰だったんですけど、本人が妹と一緒に帰ってきたとき、妹の方が「お姉ちゃん先生に怒られたんだよね」と言ったのです。本人は私と目を合わせないで言いにくそうな感じだった。私は何か悪いことしたのかなと思って「悪いことした？」と聞いたら「してない」と答えました。「先生は何で言ってるの？」と聞くと「この頭が悪いんですよ、と叩かれた」と言うので、それは違うんじゃないかと心配になったんです。すごく敏感な子で、療育の先生からは「親も怒り方に気をつけて下さい」と言われているくらい。そこで翌日、夫と2人で学校を訪れて、担任に「怒り方に気をつけてほしい」と言ったのです。「わかりました」ということでした。

でも、その同じ週に、学校から帰ってくるなり、ランドセルしよったまま真っ赤な顔で「おっぱい、ぎゅうされた」と訴えたんです。すごく穏やかな子なんですけどあんな風に興奮したというか怒っ

ているのは驚きました。その日にA子と会ったお友達のお母さんも「あんなA子ちゃん初めて見た」と。さすがに今度は教頭のところに行きました。すると「確認します。安心して下さい」と言われま

した。

——そのあと、いろいろな虐待が明るみに出てきたわけですね。

母親 半年ぐらいかけて、ぼろつぼろつと話しました。だいたい突然ぼそつと云うんですけど。だんだん軽いことから重いことを私に言い始めたのかなど。

——結局、警察に被害届けを出すことによつて事態が急展開しました。しかし、学校にはA子さんも妹さんも在籍しています。被害届けを出すことに迷いはありませんでしたか。

父親 それよりも、すごく怒りの方が大きかった。事件があつてから下の子が不登校になったんですね。こういうことが許されるんだつたらA子を残して死ねない。その前にも思つてたんですけど、ますますその思いが強くなりましたし、怒りでいっぱいだったので、警察の方が捜査してくれるならお願いしたいと思つた。学校で調査してもそれ以上、事実が出てくる見込みがなかつたし。

母親 最初から警察に行こうという考えは全然なかつたんです。学校でも否定されたし、証拠も目撃者もないことがわかつていたので「言つても無理だよ」という思いだつた。絶望的でした。被害届けを出すまでの間、学校に訴えに

行つたり、教育委員会に行つたりしていません。そのたびに何もなかつたというので「あれはなかつたんだ」という対応だつたんです。本人は被害にあつて数か月経つてから表情がひどくなつて自分の髪の毛を抜いたりつめをかんだり自傷行為もありました。何とか子どもの気持ちに寄り添つてほしいしわかつて頂きたいと学校に話しましたが、「そういう風に思わせる何かがあつたのかしら」とか、「勘違いだつた」みたいな対応されたり、「そういうことは考えられない」と言われたり。本当にもう八方ふさがりというか、こういう子は黙つているしかないんだという思いで本当につらかつた。

——警察の対応はどうでしたか。

母親 若い警察官が本当にいてねいに聞き取りして下さつて対応はすごくよかつたです。最初は2組の親子4人で話を聞いて、途中から子どもだけの話を聞きたいということでした。話を聞いて「言いは悪いけど、こういう子が言つているという事は(被害は)本当にあつた」ということは(被害は)本当にあつたと思う。絶対あつた。絶対捕まえてあげる」と言つて下さつて、「被害届けを出しましょう」と。そのとき「もし本人が否認したら大変なことになりますよ」とも言われたんですけど、当時その大変さはわからなかつたので「やります」と答えたのです。まさか(先生が)逮捕されるなんて思つてなかつたんですよ。裁判が何か実感ありませんでした。裁判所も行つたことないし、テレビのニュースで見

るくらいです。

父親 私は逮捕は当然だと思つた。何とかなる。有罪だと思つたけどそうならなかつた。

無罪判決にぼう然。

子どもの声に背を押され

民事提訴へ

——刑事裁判で無罪判決が言い渡されたとき、どんな思いでしたか。

父親 判決の日の朝に、本人から「今日は○○(担任の名)をやつつけてくれる日でしょ」と言われたんですね。そのあと無罪判決が出たのはつきり言つて頭が真っ白になります。何でこんな理不尽なことが起こるのか、娘になんと言つたらいいのか。それがつらかつたですね。

母親 当時、地域から孤立した状態でした。PTAも静観するという立場をとつていて「あの事件はなかつたんですよ」と言われたり、無言の電話があつたり、インターネットに住所を書き込まれたりしました。3女は「お姉ちゃんが頭を叩かれたのを見た」と話したにもかかわらず、なかつたかと否定されてしまいましたし、学校で「姉ちゃんのせいであの先生がいなくなつた」とか言われて不登校になつてしまつていた。それで、引越してようやく新しい学校に行けるようになったところでした。長女も受験で大変な中、私たちが両親が忙しい状況で頑張つていた。無罪になつたとき、この子どもたちをど

うやつて守つていこうかなと法廷でそればかり考えていました。当然、世間の目もありますし、この中でまた浦安の学校に3女を行かせなければいけないというのも本当につらかつた。

父親 私たちは事件があつたため引越したのです。持ち家だつたんですけど、二束三文で売り払つて。一生住もうと思つていましたが、すぐ近くに事件のあつた小学校があつたので、その小学校を見るだけで憂うつになつてきましたから。

——いろいろ大変な思いをされたようですが、最もつらかつたのはどういった場面でしたか。

父親 知的障害のある2人が法廷に引きずり出されたことです。それが最悪でした(※1番では、被害者の2人の児童に対し移動裁判の形で証人尋問が行われた。病院で開廷され、主治医と母親が傍聴した)。

だつて知的障害のある人というのは簡単に誘導できません。ぼろぼろにされましたもん。あれはもう許せない。本当に許せない。知的障害者の特徴があるじゃないですか。向こうの弁護士は知り尽くしてますね。否定したらパニックになるとかちゃんとわかつてますからね。

母親 見ているのがつらかつた。かわいそうでかわいそうで、後悔しました。裁判は大人でも緊張しますよ。本当に申し訳ないと思ひました。だんだんつらそうになるので、裁判長は「大丈夫？」と聞くんですけど、ああいう子は「大丈夫」っ

て言うんですよ。すごく真面目なんです。終わった翌日は学校を休むくらいぐったりしていました。親の緊張も伝わりますし、いつもと違う雰囲気もわかりますし、どうしても言いたくないことを聴かれてどうしても言いにくいことを聴かれてつらかったと思います。もう1人のお子さんとは全身発疹が出たくらいでした。

——高裁で無罪が確定してから今度は民事で争う決意をされましたが、躊躇することはありませんでしたか。

父親 僕は本当にやりたくなくて「本当にやめよう。こんなやつでもしようがない。今の日本の現実はどうなんだからどうせ負けるんだからやめよう」って本当にそう思ったんです。でも、あるとき水戸事件（※水戸市にあった会社の社長が雇用していた知的障害の女性たちに対する性的虐待などを行っていたとして逮捕された事件。暴行や詐欺の罪で有罪が確定したが性的虐待についての立件は見送られた。その後、女性たちが社長に対し損害賠償を求めて提訴、水戸地裁は性的虐待があったことを認める判決を下した）の本を読んで、DVDで「聖者の行進」（※水戸事件を題材にして話題を呼んだテレビドラマ）を見て、「えーっ」と思って吹っ切れたというか。こういうことはあるんだ、僕たちが被害者になっただというとは何かやらなきゃいけないことがあるんだと思って、吹っ切れたんです。

母親 この人（父親）は刑事の2審もやめようと言ったくらいです。

父親 民事が始まる前ですけど、今まで支援してくれた家族のお父さんから電話がかかってくるまで自分たちの意見を伝えておくと。それは「民事裁判では教育委員会が相手になる。私たちの子どもは教育委員会の学校に通っている。支援できない」ということでした。

母親 私もあまりにも刑事の裁判がつかつたので、もう裁判はこりこりだと思ってたんですけど、本当に納得できないと思って。こんなことで子どもは将来はどうなるのかとか、うちの子に限らずこういう子がいっぱいいるに違いないと思ってましたし。例えば小さい子や、うまく表現できない子だったらどうするのか暗たんたる気持ちになって。高裁判決の後に、弁護団の先生に「こういう司法を変えるにはどうしたらよいか」と聞いたら「判例を積み重ねるしか仕方ありません」とおっしゃったのです。それでやるしかないのかなど。

——ご家族の反応は。

母親 もう民事裁判はやるべきか話し合おうとしたとき、不登校だった3女が「負けてもいいからやっつけてほしい」と。長女からも「A子ちゃんかうそをつかなくいいことは私が一番知ってる。負けてもいいから最後までやっつけて」という風になんて、最後、それが背中を押してくれたという感じです。

父親 実は私たちは最初、理不尽さを感じたものの、「こういうことは過去にもいっぱいあってみんな涙を流してきた

し、これ以上親が外に出て（裁判を）やったら、子どもたちはほったらかしになっちゃおう。理不尽でもこれが人生だから、裁判などやめて、また引越してゼロからスタートしよう」と思っていたんです。

一緒に怒り、

一緒に泣いてくれた

「支える会」

——裁判を通して、多くの支援者が集まりました。「被害者とその家族を支える会」は子どもを持つ親など約100人がメンバーになっています。代表の渡辺紀子さんにかかっています。「支える会」を立ち上げたきっかけは。

渡辺代表 まず、私と友人と3人で始めたんですが、それまでは本当にお2人で闘ってらっしゃいました。私は自然食品のお店をやってるんですけど、お客さんが同じ学校の特別支援学級に子どもを通わせているお母さんだったんですね。そのとき、とんでもないことが起きていると聞いたのです。「何か親御さんのお手伝いできることはありませんか」と聞いたのですが、当時は「内容が内容なのでできたらうちうちで解決したい」ということで、それからは気になりつつも状況がわからなかった。翌年、教諭が逮捕されて裁判になるというのを新聞で読んで「ああ、これだ」と。同時に、いじめでも何でもそうですが、被害者が真実を知ろうとしてアクションを始めると、必

ず被害者バッシングが地域で起きる。全然面識ないけど「この人たち危ない、孤立しちゃう」と思ったのです。とにかくこの人たちを孤立させてはいけないということ。裁判の傍聴を呼びかけたんです。会が立ち上がったのは刑事の1審の終わりでござりました。ご両親とは全然面識はない。ともかく被害者家族の気持ちを軸にして、裁判支援を行いニュースレターを出そうと。ご両親には「勝手ながら支援組織を立ち上げてしまいました。直接お話ししたい」とFAXを入れたんです。

——勝手に支援組織の立ち上げを宣言され（笑）、どんなお気持ちでしたか。

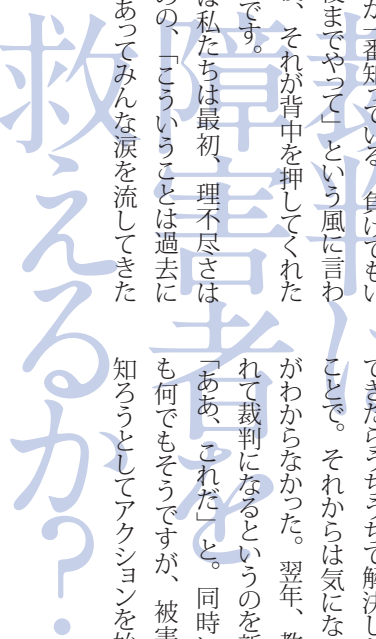
母親 うれしかったです。その1か月ほど前、引越したばかりで、親しい人以外誰にも言わず来ていたのです。誰も知らない中において、本当につらいときでしたので、本当にうれしかったです。

父親 法廷に見知らぬ人がいっぱいいるので、どっち側なんだろうと思いましたが、こちら側の傍聴者が増えるのはやっぱりすごくうれしかったですね。

——「支える会」はどんな存在でしたか。

母親 高裁の判決が出たあと、民事をやるかどうか悩んでいたときに渡辺さんが「あなたがもういやだと思ったらそれはそれでいいよ。でもやるんだしたらとことん応援、支援続ける」と言ってくれてすごく心強かった。

父親 ずっと、本当に、一緒に怒ってくれるし一緒に泣いてくれるんです。時に



私たちより怒ってくれたり。

渡辺 すみません、さしでがましいことを(笑)。

母親 向こうの書面というのはすぐくつらいんです。人格攻撃みたいなことを親や子にしてくることもあって、読んでて具合が悪くなることもある。渡辺さんに電話すると「ひどいね、それ」とか「こういうアクション起こそうよ」と言ってくれる。その場で励ましてくれたり話を聞いてくれたりするのです。

父親 毎月、第二土曜日に定例会をするんですけど、その後みんな飲んでいます。そのとき、妻がつらいから飲んで泣いたりしたときに、抱きしめてくれる。本当に安心ですよ。

学校には、

何でも言える第三者組織を

——今回の事件を通して、学校での虐待やわいせつ行為を未然に防ぐためにどうしたらよいと思いますか。

母親 今回の場合、うちの子を含めて高学年の女子3人を、問題の教諭が担当したんですね。1人が不登校、もう1人は普通学級に親が戻したので、うちの子と1対1で個室で授業ということもあつた。今考えるとあつてはならないと思います。また、補助教員も含めてセクハラについての知識があまりになさすぎ。知的障害があるからスキップでくすぐるとか、体を使った遊びをしてい

いということはないと思うんですよ。それについて誰も疑問を持っていないという証言もありますし、きちんとした性教育も行われていました。

父親 第三者委員会のような組織を作ることです。学校とは関係ない、弁護士とか警察とかからなる第三者委員会を作らなきゃだめです。自分たちで調べ、やつてないから「なかつたです」じゃ始まらない。「何かあつたら言っていんだよ、決して否定しないんだよ」という安心して話せるしくみがなかつたら、被害を打ち明けられないままの人たちがいると思う。知りあいにも、何十年前に受けたわいせつ行為を思い出してつらいと泣いている人がいる。消えないんですよ。そういう被害者を出さないためには常に第三者委員会を作って「言っていないだよ」とアピールする、それをやらないとだめですね。

——まだ、そういった第三者機関もありません。家族がいち早く子どもの被害に早く気づいて守って行くにはどうしたらよいでしょう。

父親 まずは思い込みを捨てること。私たちも、子どもから被害を伝える合図はいっぱいあつたんですが、学校でまさかそんなことが起こるわけがないという思い込みがあつた。子どもからサインがあつたら必ず何かあつたんだということ。特に知的障害の子はね。学校であるはずがないと思ひこんでいることは、あり得るんだという前提で考えた方がいい。

母親 反省点なんですけど、今は、こうやって聞きなさいという知識はちよつとはあるんですけど、実際にわが子の話を聞いたときには私の方がパニックになつてしまつて突つ伏して泣いてしまった。それを見てあの子は心配かけたのではないかと、悲しませたのではないかと混乱したと思うんです。それからぶつり言わなくなつたことがあつた。あの子は私に半年かけて打ち明けたことを、私の母には帰省中の1か月で全部話しているんですよ。で、うちに帰る前に母に「このことをお父さんやお母さんに言わないでね心配かけるから」と言っていると聞きました。

父親 本当は学校の先生に言うのが一番いいんですが、それがダメだから。悲しい現実ですけど。(被害の現場が学校で) 窓口が学校である以上、今の教育現場では難しい。

母親 性被害があつたとわかつた時点で、きちんと診察できるような医療窓口も日本では少ないらしいので、そういうところも充実させないといけない。子どもはやはり訴えた時点で傷ついているわけ、その心のケアをする専門家ももっともつと必要だと思ひます。

父親 2次被害を受けるんですよ、教育委員会の対応とかで。そういうのを絶対に許しちゃいけない。

——ご家族で大変な思いをされましたが、裁判を通して得たものはありますか。
父親 支える会もそうだし、若い新聞

記者の人が一生懸命取材して書いてくれたり、いろんな人と出会いました。めつたに会つたことのない人たちとの出会いは財産です。

母親 子どもたちもすぐ、思春期を迎えて難しい時期を裁判と一緒にきたわけですけど、あの裁判を通じて傷つくとがありながらも、強くなった部分もあつた。やつぱりすぐデリケートな問題で、難しいときもあつたんですよ。でもこの前、街頭で、控訴取り下げを求め署名集めを「支える会」の方々としたときに、上の子と下の子にどうするか聞いたら「みんながやつてくれるのに行かなきゃだめですよ」みたいなこと言われて。今まで何回も「被害にあつたことは恥ずかしいことではないんだよ、やつた人は恥ずかしいけど、被害者は全然恥ずかしくないのよ」と言い続けてきたんですが、いろんな人の助けや支えによつて、子どもたちの中にも変化が生じてきたのかなと思つてありがたいと思ひました。裁判が全てではないし、必ず裁判にするべきだとは思ひませんが、やつぱり被害を訴えることはすごく大事なことだと思ひます。泣き寝入りする人が増えないようにと思ひます。

裁判は

障害者を

救えるか？



いですかね。

杉浦 専門家同士の暗黙の了解で、こちらはおかしいかなと思っても、まあしょうがないよな、こんなもんだよね、で済ませてきてしまったことありますよね。

大石 自分自身を顧みても、実はよくわかっていなくても、法的に構成すると結局このあたりだから……、と済ませてしまう。

関哉 たくさんありますよね。

大石 ありますよ。

——へえ、そうなんですか(笑)。

関哉 たくさんありますよ(苦笑)。

大石 それが許されなくなるんですよ。

関哉 これ載せないでくださいよ(笑)。

大石 載せないといけないでしょ(笑)。僕もそうだから。

関哉 講演でもそうですよね。野沢さんが講演するとき、よくわかっていないことはちよつとぼかして話すとか。

——自分がよくわかっていないことはね、難しい言葉を使うんです。

弁護士一同 そうですよ。

——突つ込まれるといやだから。

大石 聞いていて「なんだかよくわからないな」と思うときは、話している本人がよくわかってないんですよ。

杉浦 わかっているのに法曹3者(裁判官、検察官、弁護士)とも見逃してきましたよね。そこそこはシロウト(裁判員)が聞いているとなつたらまずいなと思いますもんね。

大石 裁判員で市民が入つて、「これ、わからないよ」と言うことが大きいですよ。

——裁判員の使命は「これ、わかりません」とはっきり言うことです。わからないことは恥ずかしくないんだと。わからないことを質問するためにあなたたちはいるのだという。

大石 それ、すごく重要ですよ。わかっているのに手続は進んでいるでしょう、というのが知的障害者の事件なんですよ。本人がわかってないのに裁判はたんと進んでいるよね、でしょ？

——よく言われるのは、裁判員はよく法律や裁判のことがわかっていないから、結局は職業裁判官の言いなりになるだろうと。しかし、模擬裁判などでは結構裁判員の意見が通ることがある。

裁判員の最大の

強みはわからない

ことを「わか

らない」と言

ることだと思

言えないと、裁

判官の意見に巻

き込まざるを得

ないわけ。

杉浦 「わからな

い」と言おうと

もつとアピール

した方がいいで

すね。

関哉 それは障害のあるなしにかかわらず重要なことですよ。

裁判員は 厳罰化する？ 誤判も多くなる？

——プロの裁判官は法律の知識に基づいた緻密で合理的な思考ができるから日本の刑事裁判は有罪率が高く、精密司法とも言われる。ところが、こうした知識や思考を持ち合わせていないシロウトの裁判員が入ると議論が複雑になり、感情に流されて厳罰化が進むのではないかと危惧されています。また、3日や5日の短期間の審理では誤判も多くなるのではないとも言われています。

大石 わからないですね。誤判は、最初は増えるかもしれないですね。



関哉 無罪率は増えるでしょうね。厳罰化の方向はやっぱり進むんじゃないですか。

杉浦 そうかしら、私はあんまりならないんじゃないかと思うけれど。

関哉 死刑の基準はたとえば殺人の被害者が2人の場合どうか——というようなところで、今もギリギリ保っているじゃないですか。

大石 裁判員制度の導入をめぐるいろいろな言われていますよね。裁判官の方が緻密で合理的な思考ができる、シロウトは感情によるバイアスがかかる、市民の方が世間の常識がある、感情や怒りを素直に表す、プロの裁判官は前例や相場にとらわれる……こういういろんな要素を一つの鍋の中に全部入れて煮た煮たようにするのがいい、と僕は思うんです。ステレオタイプな「前例」「相場」「緻

密で合理的な思考」だけでやられていたのが、いろんな具が入って「ちやこちや」になって、それでどうする？ その結果としての誤判とか厳罰化というのは、それとして「一時的な傾向が出るかもしれないけれど、それはある程度仕方がないことじゃないかと思う。」

杉浦 誤判というときに無罪を有罪としてしまう冤罪を思い浮かべがちですが、たとえば喧嘩で相手を死なせてしまったとき、正当防衛なのかそうじゃないのかというときに、正当防衛に近いんじゃないかかと思っても、ほとんど正当防衛とは認められないんですよ。それは誤判なんですよ。しかし、裁判員が入ってシロウトの感覚でいろんな質問をして判断したときに、それはしょうがないよなと思って正当防衛が成立する判断が出てくるのじゃないか。ちよつと期待しているのですが。

——おおよそばな言い方すると、今の刑事裁判は検察官が圧倒的にたくさん情報を持っているわけで、検察がリードする中で裁判は進み、おのずと有罪率が高い。それを変えられる可能性はありますか。

杉浦 検察官の調書を見たときに、知的障害者がこんなこと言えるわけがないじゃないの、と思ってもそのまま通っちゃうんですね。ところが裁判員が知的障害者本人を見たときに、ああこの人はこうは言えないよなと思うはずなんです。裁判官だと通しちゃうじゃないで

すか。

関哉 裁判官はそう思ったとしても、検察官がこう言うんだから、と。

大石 「調書というものはそういうものだから」という「常識」がある。

杉浦 そこは変わってくるという期待はあります。おかしいでしょと言う声が出てくると思う。

大石 映画「12人の優しい日本人」、あれは最終的に「無罪」という結論になったはずだけれど、あれは「誤判」だったと思うんですよ。「暴行」の故意までは認定されて、「傷害致死」で執行猶予になる事案じゃないかなあと思うんですけど。でも、なんかあんなふうにして「ちやこちやな議論の中で決まる、というのはいいなと思うんです。」

杉浦 特に能力的に問題ある人の場合、鑑定すると「能力あり」と出て来ちゃって、絶対おかしいよねという声が出てくるはずだし、調書でも彼がこんな理路整然と言えるはずがないという声が出てくるだろうな。

大石 精神鑑定で「完全責任能力がある」と書かれても、知的障害者本人を法廷で見れば、まったくそんな状態の人じゃないということがわかる。そういう感覚は広まって欲しい。

公判前整理手続き

——長期間の裁判になると裁判員の負担が大きいということもあって、公判前



官が調べて、だいたいこんなものだといいことで出してきて、「実はこれはこんなにややこしい」というのを出すのが弁護士の役割です。

——公判前整理手続きはどのくらい時間かけるんですか？

大石 精神鑑定などをやると半年くらいはかかるかもしれないようです。通常でもきちんとやれば2〜3カ月はかかる。ただ、方針は早く出さなければいけない、とされていますね。

——半年くらいかけて公判前手続きはじつくりやって、裁判員が入ってから3日で済みます？

杉浦 セレモニーだけ裁判員の裁判でやって、ということになっちゃいますよね。だから、弁護士としては最後のセレモニーのところで裁判員にどれだけ突っついてもらえるかということをお膳立てしておく必要がある。

大石 そうなんですよ。

——公判前手続きの利点としては、あらゆる証拠を出さないといけないということになっていますよね。

大石 だけど、現実になんかそういうことになれば、検察官としては不都合なものは証拠化しなくなると思います。記録化しない、捨てる。だからここで、捜査の可視化がどのくらい実現するのが大きいんですよ。

関哉 最初から検察官が全部証拠を出すわけじゃないんです。立証したいことにかかわる証拠を出すわけで、それに

対して弁護側が立証したいことに関する証拠を「出しなさい」ということで出させる。しかし、いったん公判が始まってしまつたら制限される。

大石 だから、公判前整理手続きでどういう証拠を出させるかにかかってくる。

——やっぱり、ここが肝要ですね、裁判員制度は。ここでほとんど決まつてしまふ。

杉浦 怖くて受けられないな(笑)。

大石 大変ですよ(笑)。

——裁判員制度について、自民党や最高裁は当初反対だったのです。ところが議論の中で賛成に転じた。何のために裁判員制度を導入するのかということ、当初は「裁判を国民のものにする」「裁判の民主化」だと言われていた。ところが、そうではなくて、今の裁判はそのままがいい。国民に信頼してもらつたために、裁判員を入れてお墨付きをもらおう、それが裁判員制度だということにすり替わつたと言われています。「裁判を良くするため」か「裁判の良さを知つてもらつたためか」は似ているけれど正反対です。

杉浦 お墨付きにならないようにするのは弁護士の力量ですね。怖い制度ですよ。

関哉 今のような有罪前提では進まないじゃないですかね。ある程度材料やテーマを決めておいて、それを裁判当日に持ち込むということしか裁判官はしないと思うので、有罪の方向に持つてい

こうとはこの時点(公判前整理手続き)では思わないですよ。

大石 いや、思うでしょう。やっぱり「秩序維持」という価値は官にとってはとても大きいんですよ。

——今までの議論を整理すると、裁判員制度は可能性があるが、よっぽど心してかからないと公判前整理手続きでおおたのことが決められてしまつて、裁判員が入つたとしてもきわめて限定された勝負にならざるを得なくなる。

大石 公判前整理手続きでものすごくスクリーニングがかけられる。ここでものすごく弁護士ががんばらないといけないですよ。

刑務所も捜査もマスコミも変わる？

——とはいえ、裁判の外でいろんな分野を刺激して変わっていく、それがフィードバックして裁判自体を変えらるることに

なつていくのじゃないかとも思うのです。

大石 裁判以外のものが変わっていく、それがフィードバックして裁判を変える。それを視野に入れた弁護活動をしないといけないんですよ。だから、すごい弁護士の負担は大きいんですよ。大きいけれど面白そうなんです。

——裁判員制度を使って捜査の可視化を進めさせるとか、あなたが出した判決によつて被告人が入つた刑務所はどうなんだろうねというところに持つていくとか。

大石 家族の生活を支えなくていいのなら、これ専門の弁護士になりたいなと思いますね(笑)。

杉浦 おもしろいけれど、大石先生すごいわ(笑)。マスコミにもどんどん流してもらつて世論が動くようにしないとイケない。

——裁判員には守秘義務あるけれど、弁護士がしゃべるのはどうですか？ 公判前整理手続きでこんな問題があつた、

おかしい、と弁護士が記者会見で明らかにするのはどうですか？

杉浦 個別の裁判員の発言などを問題にして会見するのはだめかもしれないけれど、裁判員制度の問題について記者会見するのはいいのじゃないですか。誰か言つてみてくださいよ(笑)

——弁護士が言つても誰も文句言わないですよ、文句言われても罪には問われないですよ。

関哉 裁判官の対応が悪いと言うのと同じようなことですからね。

杉浦 個別の弁護士がしゃべるんじゃない、裁判員制度について検討会をするみたいな集まりを弁護士がして、その中でいろんな問題点を少し一般化して出すというふうにするよ。

大石 そういうふうにしないと個人攻撃みたいになつてしまいますよ。

知的障害者が裁判員に選ばれたら？

——裁判員に知的障害者が選ばれたときの問題はどのようなことが考えられますか？

関哉 知的能力は関係ないですが、被後見人は選挙人名簿に載らないから裁判員に選ばれることはないですが、心身に重大な欠陥がある場合欠格事由になる。結局、誰も彼もが当たるわけではなく、知的障害があつても裁判員になれますよというのが最高裁の見解ですが、なつたところでどういう配慮をしてくれるのか。まったく想定外なんです。この点がある弁護士が最高裁の担当者に指摘したことがあるのですが、そういう問題点があるのかみたいな話で、わからないことがあつたらすぐに質問ができるように、裁判官の横に座つてもらいま



すというのが基本的なスタンスなんです
ね。ただ、実際は簡単に質問できない
じゃないですか、そもそも。裁判中であつ
てもかまいませんというのですが。

杉浦 8割9割わかつていて初めて質
問つて成り立つわけで、普通ならばね。

——とんちんかんな質問したらどうな
りますか。

関哉 「うるさい、ちょっと静かにして
くれ」と言われたりして(笑)。

大石 わかつてもらつてから判断しても
らわないといけないから、わかるまでやっ
てくださいと言わないといけないですよ
ね。

関哉 途中で「この人わかっている
ということが判明したらどうしますか
と聞いたら、「そこで欠格事由と判断し
たら解任します」と。

大石 そこは弁護人の登場場面ですね。

——裁判員が解任されたらどうする
ですか。地位保全を求めて訴えるとか
(笑)。

関哉 間に合わないですけどね(笑)。
ちなみに知的障害者が参加するにあつ
て補助者をつけるべきという意見に対
しては、最高裁は選任手続の場面だけ
でも無理というスタンスですね。ただ、
現時点では無理でそこまで検討してい
ないというのが本当のところですね。聴
覚障害者の場合は手話通訳とか要約筆
記が付くという話ですが、視覚障害の場
合は立会人なしなんです。それこそ、
職業裁判官の横に座っていたら配
慮しますから。でも補助者が付くと、

現場の見取り図を見たときに本人がど
う言つたかというところを手を使つて補
助者がやつてくれるとわかりやすかつた
という話もあるんです。補助者が付く
か付かないかは重要ですが、裁判官が
横に座つていなければならない感覚では
ダメなんです。横に座つていてかつ裁
判官が理解ある人ならば補助者はいな
くても大丈夫かもしれないけれど、全
裁判官がそういう人ではあり得ないので
制度的に保障しないといけないですよ
ね。
大石 でも、最初はそれでいいんじゃな
いかな。障害のある人にうまく説明で
きなさい裁判で(笑)。そういう場面はあ
るべきだと思うんですよ。なしで済ませ
ている方がダメで。「あれ、違うわ、これ」
と裁判官が思う場面がたくさん出てき
た方がむしろいい。

——知的障害の人がとんちんかんな質
問して、「うるさい」と裁判官が言った
としても、その場面を裁判員に見ても
らえはいい。裁判官とはどういう人なの
か。これでは裁判員だけに任せてはおけ
ないと思つてもらえはもつといい。

関哉 最高裁は選挙人名簿から裁判員
の名簿を作つて、その名簿に載つた人
に質問票とか調査票を送るわけですね。
調査票に欠格事由があるとか、この時
期は忙しいというのを書くわけですね。
ここに障害があるとか手帳を持つてい
ることを書いて欲しいというわけです。書
いた人には基本的に辞退を認めますと
いうのが最高裁の基本スタンスです。も

ちろん辞退を認めて欲しいから書く人
はいるわけですが、障害者はできるだけ
辞退して欲しい、参加させませんとまで
は言わなくても、裁判所のスタンスとし
て、経験的に安易に障害者を排除する
方向に進んでいかないと懸念していま
す。参加できる人はできるだけ参加し
た方がいいというのが当事者側の考えで
はあるんですが。

——月刊誌の「世界」に書いてあつたん
ですけどね、日本では裁判員は国民に
とつて義務とか負担という意識が強いけ
れど、フランスでは権利だという意識な
のだそうです。フランス革命でストライ
キ権と並んで命がけて国民が勝ち取つ
た権利だということです。職業裁判官任
せにしておくことはできない、最後は国
民が決めるのだという意識が強いのだそ
うです。

大石 僕はまったくそういう意見です
ね。弁護士はそう主張すべきで、裁判
員制度になると裁判の適正がどうのこ
うのとか、正当な権利が侵害されるの
じゃないかなんて議論はまったくわかり
ませんね。自分の弁護士としての仕事
を忙しくさせるなど言つていただけなん
じゃないか、と思つてしまいます。大変
になるのは間違いない。ちゃんとやれば
大変になりますよ。だけど、そうだけ
れども、裁判に参加することは国民の
権利だと、弁護士は歯を食いしばつて
主張すべきじゃないのか、と思つて
います。

——裁判員制度になると死刑判決が減
るとするのは諸外国のデータを見るとそ
うらしいですね。それは自分がもし
も下した判断で、目の前の被告人の命
を奪うことになったら、やっぱり苦惱し
てなかなか死刑とは言えないだろうと
いうのです。でも、目の前の人の命を奪
うのに苦しむのは人としてある意味では
当たり前で、苦しんで苦しんでそれでも
死刑と言えないのだとしたら、死刑制
度とははたしてどうなのだろう、そこか
ら考えるべきではないのか。自分では言
えないから職業裁判官に言わせて、見
たくないもの考えたくないものから自分
の身を遠ざけている。

大石 そうですよ。自分のタッチする
範疇にないから、「死刑だ」と安易に言
えるんですよ。

——死刑を支持するのであれば、この
時代に生きている社会の構成員たる自
分の責任において、目の前の被告人の命
を抹殺すべきであるのに、それを自分で
は言えないから裁判官に任せている。そ
れは責任の放棄じゃないかというのです。
大石 まったくその通りだと思つて
います。たぶん、相当に変わつてくると思
いますね。死刑制度も刑務所も捜査の可
視化もマスコミ報道も。

大石 変えて行かなくちゃいけないです
よ。僕らの職責なんです。変えてい
けるかどうかは、弁護士が裁判員にど
う説明できるかにもかかっているんです。
大変ですけど。

裁判は 障害者を 救えるか？

太田敦子

知的障害者が被害者になる事件は後を絶たない。とりわけ深刻なのは児童や生徒への性的虐待だ。学校や施設といった

閉ざされた世界の中で起きやすく、ただでさえ被害者が声を上げにくい犯罪であることにくわえ、障害ゆえに被害をうまく伝

えられなかったり認識できなかったりする場合も多い。その上、被害を受けた子どもたちの心や体に大きな傷を残

す。千葉県浦安市の公立小学校で5年前に発覚した、特別支援学級での児童虐待事件、いわゆる

「浦安事件」もそうした事件の1つ。被害を受けた子どもやその家族たちは事件に

よって受けた傷を癒やす間もなく、警察の捜査、マスコミ報道、刑事裁判、

民事裁判を経験し、今もその渦中にある。現在も続く民事裁判の

原告側として、事件を通して何を思い、どんな課題を感じているか、

被害者の両親と支援者にインタビューをした。



事件の経緯

2004年2月

千葉県浦安市の市立小学校で特別支援学級の担任を務める40代の男性教諭が、知的障害のある児童A子さんら2人に対し胸を触るなどのわいせつ行為をしたとして、強制わいせつ容疑で逮捕される。教諭（その後辞職）は逮捕当時、容疑を認めていたが、公判では否認に転じた。

2005年4月

1審の千葉地裁は「女兒の供述の信用性に疑問がある」として無罪判決。検察側が控訴。

2006年2月

2審の東京高裁は「わいせつ行為を受けたことは疑問をはさむ余地はない」としながらも、場所や日時の特定がいまいだとして検察側の控訴を棄却。検察側は上告を断念し無罪が確定。

2006年5月

A子さんの両親らが千葉県と浦安市、元教諭に対し約2000万円の損害賠償を求めて千葉地裁に提訴。

2008年12月

千葉地裁がわいせつ行為の一部を認定、県と市に計60万円の支払いを命じる判決。

2009年1月

千葉県と浦安市が控訴。

現在

「支える会」が県と市に対して控訴取り下げを求め、署名を提出するなどの活動中。

インタビュー

学校でも教育委員会でも否定されて・・・

——この事件は学校の教室という親の目の届かない場所で起きました。ご両親は、どういったきっかけで、A子さんが虐待を受けていると気づいたのでしょうか。

母親 最初に気づいたのはわいせつ行為ではなく体罰だったんですけど、本人が妹と一緒に帰ってきたとき、妹の方が「お姉ちゃん先生に怒られたんだよね」と言ったのです。本人は私と目を合わせないで言いにくそうな感じだった。私は何か悪いことしたのかなと思って「悪いことした？」と聞いたら「してない」と答えました。「先生は何で言ってるの？」と聞くと「この頭が悪いんですよ、と叩かれた」と言うので、それは違うんじゃないかと心配になったんです。すごく敏感な子で、療育の先生からは「親も怒り方に気をつけて下さい」と言われているくらい。そこで翌日、夫と2人で学校を訪れて、担任に「怒り方に気をつけてほしい」と言ったのです。「わかりました」ということでした。

でも、その同じ週に、学校から帰ってくるなり、ランドセルしよったまま真っ赤な顔で「おっぱい、ぎゅうされた」と訴えたんです。すごく穏やかな子なんですけどあんな風に興奮したというか怒っ

ているのは驚きました。その日にA子と会ったお友達のお母さんも「あんなA子ちゃん初めて見た」と。さすがに今度は教頭のところに行きました。すると「確認します。安心して下さい」と言われま

した。

——そのあと、いろいろな虐待が明るみに出てきたわけですね。

母親 半年ぐらいかけて、ぼろつぼろつと話しました。だいたい突然ぼそつと云うんですけど。だんだん軽いことから重いことを私に言い始めたのかなど。

——結局、警察に被害届けを出すことによつて事態が急展開しました。しかし、学校にはA子さんも妹さんも在籍しています。被害届けを出すことに迷いはありませんでしたか。

父親 それよりも、すごく怒りの方が大きかった。事件があつてから下の子が不登校になったんですね。こういうことが許されるんだつたらA子を残して死ねない。その前にも思つてたんですけど、ますますその思いが強くなりましたし、怒りでいっぱいだったので、警察の方が捜査してくれるならお願いしたいと思つた。学校で調査してもそれ以上、事実が出てくる見込みがなかつたし。

母親 最初から警察に行こうという考えは全然なかつたんです。学校でも否定されたし、証拠も目撃者もないことがわかつていたので「言つても無理だよ」という思いだつた。絶望的でした。被害届けを出すまでの間、学校に訴えに

行つたり、教育委員会に行つたりしていません。そのたびに何もなかつたというので「あれはなかつたんだ」という対応だつたんです。本人は被害にあつて数か月経つてから表情がひどくなつて自分の髪の毛を抜いたりつめをかんだり自傷行為もありました。何とか子どもの気持ちに寄り添つてほしいしわかつて頂きたいと学校に話しましたが、「そういう風に思わせる何かがあつたのかしら」とか、「勘違いだつた」みたいな対応されたり、「そういうことは考えられない」と言われたり。本当にもう八方ふさがりというか、こういう子は黙つているしかないんだという思いで本当につらかつた。

——警察の対応はどうでしたか。

母親 若い警察官が本当にいてねいに聞き取りして下さつて対応はすごくよかつたです。最初は2組の親子4人で話を聞いて、途中から子どもだけの話を聞きたいということでした。話を聞いて「言いは悪いけど、こういう子が言つていて」ということは(被害は)本当にあつたと思ふ。絶対あつた。絶対捕まえてあげると言つて下さつて、「被害届けを出しましょう」と。そのとき「もし本人が否認したら大変なことになりますよ」とも言われたんですけど、当時その大変さはわからなかつたので「やります」と答えたのです。まさか(先生が)逮捕されるなんて思つてなかつたんですよ。裁判が何か実感ありませんでした。裁判所も行つたことないし、テレビのニュースで見

るくらいです。

父親 私は逮捕は当然だと思つた。何とかなる。有罪だと思つたけどそうならなかつた。

無罪判決にぼう然。

子どもの声に背を押され

民事提訴へ

——刑事裁判で無罪判決が言い渡されたとき、どんな思いでしたか。

父親 判決の日の朝に、本人から「今日は○○(担任の名)をやつつけてくれる日でしょ」と言われたんですね。そのあと無罪判決が出たのはびっくり言つて頭が真っ白になります。何でこんな理不尽なことが起こるのか、娘になんと言つたらいいのか。それがつらかつたですね。

母親 当時、地域から孤立した状態でした。PTAも静観するという立場をとつていて「あの事件はなかつたんでしょ」と言われたり、無言の電話があつたり、インターネットに住所を書き込まれたりしました。3女は「お姉ちゃんが頭を叩かれたのを見た」と話したにもかかわらず、なかつたかと否定されてしまいましたし、学校で「姉ちゃんのせいであの先生がいなくなつた」とか言われて不登校になつてしまつていた。それで、引越してようやく新しい学校に行けるようになったところでした。長女も受験で大変な中、私たち両親が忙しい状況で頑張つていた。無罪になつたとき、この子どもたちをど

うやつて守つていこうかなと法廷でそればかり考えていました。当然、世間の目もありますし、この中でまた浦安の学校に3女を行かせなければいけないというのも本当につらかつた。

父親 私たちは事件があつたため引越したのです。持ち家だつたんですけど、二束三文で売り払つて。一生住もうと思つていましたが、すぐ近くに事件のあつた小学校があつたので、その小学校を見るだけで憂うつになつてきましたから。

——いろいろ大変な思いをされたようですが、最もつらかつたのはどういった場面でしたか。

父親 知的障害のある2人が法廷に引きずり出されたことです。それが最悪でした(※1番では、被害者の2人の児童に対し移動裁判の形で証人尋問が行われた。病院で開廷され、主治医と母親が傍聴した)。

だつて知的障害のある人というのは簡単に誘導できません。ぼろぼろにされましたもん。あれはもう許せない。本当に許せない。知的障害者の特徴があるじゃないですか。向こうの弁護士は知り尽くしてますね。否定したらパニックになるとかちゃんとわかつてますからね。

母親 見ているのがつらかつた。かわいそうでかわいそうで、後悔しました。裁判は大人でも緊張しますよ。本当に申し訳ないと思ひました。だんだんつらそうになるので、裁判長は「大丈夫？」と聞くんですけど、ああいう子は「大丈夫」っ

て言うんですよ。すごく真面目なんです。終わった翌日は学校を休むくらいぐったりしていました。親の緊張も伝わりますし、いつもと違う雰囲気もわかりますし、どうしても言いたくないことを聴かれてどうしても言いたくないことを聴かれてつらかったと思います。もう1人のお子さんとは全身発疹が出たくらいでした。

——高裁で無罪が確定してから今度は民事で争う決意をされましたが、躊躇することはありませんでしたか。

父親 僕は本当にやりたくなくて「本当にやめよう。こんなのやってもしょうがない。今の日本の現実はどうなんだからどうせ負けるんだからやめよう」って本当にそう思ったんです。でも、あるとき水戸事件（※水戸市にあった会社の社長が雇用していた知的障害の女性たちに対する性的虐待などを行っていたとして逮捕された事件。暴行や詐欺の罪で有罪が確定したが性的虐待についての立件は見送られた。その後、女性たちが社長に対し損害賠償を求めて提訴、水戸地裁は性的虐待があったことを認める判決を下した）の本を読んで、DVDで「聖者の行進」（※水戸事件を題材にして話題を呼んだテレビドラマ）を見て、「えーっ」と思って吹っ切れたというか。こういうことはあるんだ、僕たちが被害者になっただというとは何かやらなきゃいけないことがあるんだと思って、吹っ切れたんです。

母親 この人（父親）は刑事の2審もやめようと言ったくらいです。

父親 民事が始まる前ですけど、今まで支援してくれた家族のお父さんから電話がかかってくるまで自分たちの意見を伝えておくと。それは「民事裁判では教育委員会が相手になる。私たちの子どもは教育委員会の学校に通っている。支援できない」ということでした。

母親 私もあまりにも刑事の裁判がつかつたので、もう裁判はこりこりだと思っただんですけど、本当に納得できないと思っただけで、こんなことで子どもは将来はどうなるのかとか、うちの子に限らずこういう子がいっぱいいるに違いないと思ってましたし。例えば小さい子や、うまく表現できない子だったらどうするのか暗たんたる気持ちになって。高裁判決の後に、弁護団の先生に「こういう司法を変えるにはどうしたらよいか」と聞いたら「判例を積み重ねるしか仕方ありません」とおっしゃったのです。それでやるしかないのかなど。

——ご家族の反応は。

母親 もう民事裁判はやるべき話しか合おうとしたとき、不登校だった3女が「負けてもいいからやっつけてほしい」と。長女からも「A子ちゃんかうそをつかなくていいことは私が一番知っています。負けてもいいから最後までやっつけて」という風になんて言われて、最後、それが背中を押してくれたという感じです。

父親 実は私たちは最初、理不尽さを感じたものの、「こういうことは過去にもいっぱいあってみんな涙を流してきた

し、これ以上親が外に出て（裁判を）やったら、子どもたちはほったらかしになっってしまう。理不尽でもこれが人生だから、裁判などやめて、また引越してゼロからスタートしよう」と思っていたんです。

一緒に怒り、

一緒に泣いてくれた

「支える会」

——裁判を通して、多くの支援者が集まりました。「被害者とその家族を支える会」は子どもを持つ親など約1000人がメンバーになっています。代表の渡辺紀子さんにかかっています。「支える会」を立ち上げたきっかけは。

渡辺代表 まず、私と友人と3人で始めたんですが、それまでは本当にお2人で闘ってらっしゃいました。私は自然食品のお店をやっているんですけど、お客さんが同じ学校の特別支援学級に子どもを通わせているお母さんだったんですね。そのとき、とんでもないことが起きていると聞いたのです。「何か親御さんのお手伝いできることはありませんか」と聞いたのですが、当時は「内容が内容なのでできたらうちうちで解決したい」ということで、それからは気になりつつも状況がわからなかった。翌年、教諭が逮捕されて裁判になるといふのを新聞で読んで「ああ、これだ」と。同時に、いじめでも何でもそうですが、被害者が真実を知ろうとしてアクションを始めると、必

ず被害者バッシングが地域で起きる。全然面識ないけど「この人たち危ない、孤立しちゃう」と思ったのです。とにかくこの人たちを孤立させてはいけないということ。裁判の傍聴を呼びかけたんです。会が立ち上がったのは刑事の1審の終わりがごろでした。ご両親とは全然面識はない。ともかく被害者家族の気持ちを軸にして、裁判支援を行いニュースレターを出そうと。ご両親には「勝手ながら支援組織を立ち上げてしまいました。直接お話ししたい」とFAXを入れたんです。

——勝手に支援組織の立ち上げを宣言され（笑）、どんなお気持ちでしたか。

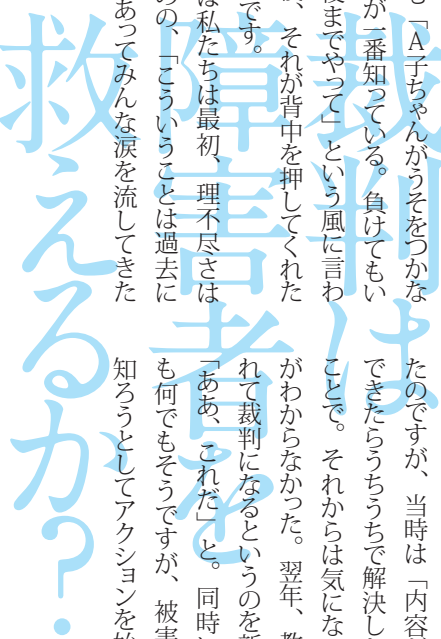
母親 うれしかったです。その1か月ほど前、引越したばかりで、親しい人以外誰にも言わず来ていたのです。誰も知らない中において、本当にうれしかったです。

父親 法廷に見知らぬ人がいっぱいいるので、どっち側なんだろうと思いましたが、こちら側の傍聴者が増えるのはやっぱりすごくうれしかったですね。

——「支える会」はどんな存在でしたか。

母親 高裁の判決が出たあと、民事をやるかどうか悩んでいたときに渡辺さんが「あなたがもういやだと思ったらそれはそれでいいよ。でもやるんだしたらとことん応援、支援続ける」と言って下さってすごく心強かった。

父親 ずっと、本当に、一緒に怒ってくれるし一緒に泣いてくれるんです。時に



私たちより怒ってくれたり。

渡辺 すみません、さしでがましいことを(笑)。

母親 向こうの書面というのはすぐくつらいんです。人格攻撃みたいなことを親や子にしてくることもあって、読んでて具合が悪くなることもある。渡辺さんに電話すると「ひどいね、それ」とか「こういうアクション起こそうよ」と言ってくれる。その場で励ましてくれたり話を聞いてくれたりするのです。

父親 毎月、第二土曜日に定例会をするんですけど、その後みんな飲んでいます。そのとき、妻がつらいから飲んで泣いたりしたときに、抱きしめてくれる。本当に安心ですよ。

学校には、

何でも言える第三者組織を

——今回の事件を通して、学校での虐待やわいせつ行為を未然に防ぐためにどうしたらよいと思いますか。

母親 今回の場合、うちの子を含めて高学年の女子3人を、問題の教諭が担当したんですね。1人が不登校、もう1人は普通学級に親が戻したので、うちの子と1対1で個室で授業ということもあつた。今考えるとあつてはならないと思います。また、補助教員も含めてセクハラについての知識があまりになさすぎる。知的障害があるからスキップでくすぐるとか、体を使った遊びをしてい

いということはないと思うんですよ。それについて誰も疑問を持っていないという証言もありますし、きちんとした性教育も行われていませんでした。

父親 第三者委員会のような組織を作ることです。学校とは関係ない、弁護士とか警察とかからなる第三者委員会を作らなきゃだめです。自分たちで調べ、やつてないから「なかつたです」じゃ始まらない。「何かあつたら言っていんだよ、決して否定しないんだよ」という安心して話せるしくみがなかつたら、被害を打ち明けられないままの人たちがいると思う。知りあいにも、何十年前に受けたわいせつ行為を思い出してつらいと泣いている人がいる。消えないんですよ。そういう被害者を出さないためには常に第三者委員会を作って「言っていないだよ」とアピールする、それをやらないとだめですね。

——まだ、そういった第三者機関もありません。家族がいち早く子どもの被害に早く気づいて守って行くにはどうしたらよいでしょう。

父親 まずは思い込みを捨てること。私たちも、子どもから被害を伝える合図はいっぱいあつたんですが、学校でまさかそんなことが起こるわけがないという思い込みがあつた。子どもからサインがあつたら必ず何かあつたんだということ。特に知的障害の子はね。学校であるはずがないと思ひこんでいることは、あり得るんだという前提で考えた方がいい。

母親 反省点なんですけど、今は、こうやって聞きなさいという知識はちよつとはあるんですけど、実際にわが子の話を聞いたときには私の方がパニックになつてしまつて突つ伏して泣いてしまつた。それを見てあの子は心配かけたのではないかと、悲しませたのではないかと混乱したと思うんです。それからぶつり言わなくなつたことがあつた。あの子は私に半年かけて打ち明けたことを、私の母には帰省中の1か月で全部話しているんですよ。で、うちに帰る前に母に「このことをお父さんやお母さんに言わないでね心配かけるから」と言っていると聞きました。

父親 本当は学校の先生に言うのが一番いいんですが、それがダメだから。悲しい現実ですけど。(被害の現場が学校で) 窓口が学校である以上、今の教育現場では難しい。

母親 性被害があつたとわかつた時点で、きちんと診察できるような医療窓口も日本では少ないらしいので、そういうところも充実させないとだめですね。子どもはやはり訴えた時点で傷ついているわけ、その心のケアをする専門家ももっともつと必要だと思ひます。

父親 2次被害を受けるんですよ、教育委員会の対応とかで。そういうのを絶対に許しちゃいけない。

——ご家族で大変な思ひをされましたが、裁判を通して得たものはありますか。
父親 支える会もそうだし、若い新聞

記者の人が一生懸命取材して書いてくれたり、いろんな人と出会いました。めつたに会つたことのない人たちとの出会いは財産です。

母親 子どもたちもすぐ、思春期を迎えて難しい時期を裁判と一緒にきたわけですけど、あの裁判を通じて傷つくとがありながらも、強くなった部分もあつた。やつぱりすぐデリケートな問題で、難しいときもあつたんですよ。でもこの前、街頭で、控訴取り下げを求め署名集めを「支える会」の方々としたときに、上の子と下の子にどうするか聞いたら「みんながやつてくれるのに行かなきゃだめですよ」みたいなこと言われて。今まで何回も「被害にあつたことは恥ずかしいことではないんだよ、やつた人は恥ずかしいけど、被害者は全然恥ずかしくないのよ」と言い続けてきたんですが、いろんな人の助けや支えによって、子どもたちの中にも変化が生じてきたのかなと思つてありがたいと思ひました。裁判が全てではないし、必ず裁判にするべきだとは思ひませんが、やつぱり被害を訴えることはすごく大事なことだと思ひます。泣き寝入りする人が増えないようにと思ひます。

裁判は

障害者を

救えるか？



特集

もしものとき、 子どもに何を 残せますか？

共済・損保編

生命保険、信託に続く

知的障害者の親のための「お金講座」

第3弾は「共済・損保」。

障害ゆえにケガをしやすい、

あるいは他人にケガをさせてしまう…。

「加害者」になってしまつて

警察のお世話になることだつて

杞憂とは言えない。

そんなときの味方が損害保険だが、

一般の保険は知的障害者はまず入れない。

共済と保険の違いから、

知的障害者専門の共済・保険まで

解説します。

まずは共済と保険の違いについて。
多くの人がお金（保険料）を出し

合つて、誰かに事故などがあつたとき
に、その集まつた資金（保険金）を支
払うという基本的な仕組みはどちら
も同じ。不特定多数の人によつて構成
されるのが保険で、特定の範囲の人々
で構成されるのが共済です。

共済の代表格としては、都民共済の
ように都道府県ごとの共済、農協（JA）
共済生協（コープ）共済などがあります。

知的障害者については、以前は親や
支援者らが、主に都道府県ごとに39カ
所の互助会をつくり、共済を運営。約
8万7千人が加入していました。さら
に2000年にはもう一つ、別の全国

的な組織として「全国知的障害者共済
会」が設立され、約2万人が契約して
いました。

しかし、こうした共済には法的根拠
がなく、ほかの共済でマルチ商法まが
いの業者が出現したことや、共済に比
べ厳しい規制を受けていた保険業界か
らの意向を受け、政府が2006年に
保険業法を改正。契約者保護を目的に
知的障害者の互助会による共済も規制
の対象に置くこととし、08年3月まで
に①保険会社の免許の申請を行う②少
額短期保険（ミニ保険）業者としての
登録を申請する③廃業する一などの対
応を取らなければいけなくなりました。

これを受け、各地の互助会のほうは
「全国知的障害児者生活サポート協会」
という新たな組織を結成。この協会が
米国系損保会社のA I U保険と一括し
て団体契約を結ぶ形で、従来とほぼ同
じ補償を提供できるようになりました。

一方、全国知的障害者共済会は「ぜ
んち共済株式会社」に衣替えし、知的
障害者を対象にした無認可共済の中
で唯一、ミニ保険業者として08年2月
に登録が認められ、知的障害者のた
めの専門保険会社として事業を続け
ています。

以上のように、知的障害者向けの共
済・損保は、A I Uとぜんち共済の2
つに大きく分かれます。それぞれの特
徴を簡単に紹介すると（26ページの
表参照）。

「AIU」

知的障害者向けの商品としては「生活サポート総合補償」と「心身障害児・者のための総合補償」の2種類があります。「株式会社ジェイアイシー（JIC）」などが代理店で、生活サポート総合補償のほうは前出のサポート協会を通じて契約します。07年4月から発売が始まった新しい商品で、互助会の共済に入っていた人たちの多くがこれに移行し、現在約7万人が加入しています。掛け金は年間1万7000円。商品の内容は病気やケガによる入院時の給付金、他人にケガをさせたり他人の物を壊したりした際の賠償責任保険金、本人がケガをしたときの補償、死亡弔慰金の4つ。特徴としては①既往症による入院でも保険金が支払われる②賠償責任保険金の手厚く、5000万円まで出る③天災によるケガや死亡も補償④仮にAIUが破たんしても、損害保険契約者保護機構により契約が保証される—といったことが挙げられます。代理店であるJICのグループ会社や営業所など全国に15カ所の拠点があるのも強みです。

なっています。

一方、「心身障害児・者のための総合補償」は約20年前からある商品で、内容は賠償責任保険金と、本人がケガをした際の補償の2つだけ。病気に対する補償はありません。約10万人が契約していますが、生活サポート総合補償に切り替える人が増えており、いずれ契約者数は逆転する見通しです。特別支援学校のPTAで案内している「知的障害教育校総合補償」は、内容はこの「心身障害児・者のための総合補償」とほとんど同じ。ただ、団体契約のため保険料が割安になっており、約3万人が加入しています。

以上のことから、もし子どもが特別支援学校に通っている場合、本人のケガと損害賠償の保険だけでよいのなら、PTAの「知的障害教育校総合補償」がお得。病気の補償もほしい場合は、PTA経由の商品よりも、生活サポート総合補償や次に紹介するぜんち共済に加入するのがいいでしょう。PTA経由の商品といずれかの両方に入るのは、保険料がもつたないことになり

「ぜんち共済」

医療保険、個人賠償補償、死亡保障に加え、「権利擁護費用保険金」が付いているのが特徴。年間保険料は1万5000円、2万3000

AIUとぜんち共済の主な比較

引受会社	AIU	ぜんち共済
商品名	生活サポート総合補償	ぜんちのあんしん保険
年間保険料(掛金)	17,000円	A 15,000円、B 23,000円、C 32,000円の3プラン
病気による入院補償	3日超の入院から。保険金は1日最大12,000円で年間30日まで。既往症も対象	1泊2日の入院から。保険金は各プランとも1日10,000円(てんかんは5,000円)でAは一入院30日、B、Cは一入院60日まで。既往症は対象外
ケガによる通院補償	1日1,300円。90日まで	1日あたりA:1,000円/30日まで、B:1,500円、C:2,000円/60日まで
死亡保険金	ケガによる死亡のみが対象で300万円	病気・ケガとも対象。A:10万円、B:50万円、C:200万円
賠償責任保険	5,000万円まで	各プランとも1,000万円まで
アピールポイント	地震などの天災によるケガも補償。全国に15カ所の拠点	事件・事故で被害を受けた場合の権利擁護保険金。例えば弁護士費用を100万円まで補償
契約者数	約7万人	約2万2千人
ホームページ	http://www.jicgroup.co.jp (代理店のJIC)	http://www.z-kyosai.com
問い合わせ先	03-5321-3373 (JIC)	0120-322-150

(「PandA-J」編集部作成。詳細な内容は各会社へ)

円、3万2000円の3タイプ。約2万2000人が加入しています。賠償責任保険金の上限が1000万円など、保険金の額はAIUに比べて低めですが、入院保障が1泊2日の入院でも対象で、一日定額1万円がAプランでは一入院30日、B、Cプランでは一入院60日まで支払われます(AIUは3日超の入院で年間30日まで)。権利擁護の保険金は、事件・事故で被害を受けたときの弁護士への法律相談費用(5万円まで)、弁護士委任費用(100万円まで)、弁護士の接見費用(1万円まで)を補償するもので、知的障害に詳しい弁護士も紹介してもらえます。加害者になってしまった場合も、警察に身柄を拘束された場合の弁護士接見費用は補償されます(詳しくは27ページからのインタビューを参照)。(市川亨)

インタビュー

ぜんち共済

榎本重秋社長

(聞き手・野沢和弘、市川亨)

知的障害者専門の共済としては唯一、少額短期保険(ミニ保険)業者として登録が認められた「ぜんち共済」。会社の成り立ちや悩み、そして実際のところどこまで補償してくれるのか、榎本重秋社長がざっくばらんに話してくれました。



やはりより大きな単位の組織づくりが必要になりました。当時、全日本育成会の理事長だった緒方直助さん(故人)らがそういう声を上げて、2000年に私どもの前身の「全国知的障害者共済会」が生まれました。互助制度がない地域を中心に、育成会を通じて口コミで少しずつファンを増やしてきました。

——榎本さんはもともと何をしていたんですか？

榎本 元はAIUの社員でして、そのときに知的障害者向け保険を初めて引き受けた代理店の担当になったんです。AIUの知的障害者向け保険は、昭和56年、養護学校の校長先生たちからの訴えを受けて、ケガの保険からスタートしましたが、「一番必要なのは賠償保険なんだ」と校長先生たちからの話があつて、賠償付きの保険ができました。それで一気に育成会や養護学校を中心に全国に広がっていきました。親御さんが中心になって普及させ、今、全国に特別支援学校の生徒が6万人くらいいますが、3万人くらいがAIUの保険に入っています。

私はそのころ、保険が世の中にそんなに役に立っているとは正直、思っていなかったんですが、知的障害者向け保険の担当になって現場に行くと、お母さんから「お世話になってます」と涙ながらに頭を下げられるんです。そのとき、「ああ、保険って、こういう

——まず、ぜんち共済の歴史、そして今、どうなっているかを教えてください。

榎本 知的障害者の保険について考えると、二つ大きな問題があります。保険の契約を本人ができるかどうかという契約上の問題がまず一つ。もう一つの大きな問題は、他人の物を壊したりケガをさせたときの賠償責任。そもそも賠償責任が生じるのかどうかに始まり、非常に判断が難しい事故が多いこともあつて、保険会社は長く敬遠してきたと思います。

しかし、保険が必要ないかという点、むしろ健常者以上に必要な方たちです。例えば、地域で暮らす中で小さな子どもに誤ってケガをさせてしまった

り、他人の物を壊してしまったというときに「責任がない」で済むのか。施設に入っている場合も、備品を壊してしまつたときに施設側の修繕積立金で賄いきれるかどうか、それだけのお金が施設にあるかどうか。

病気への備えも重要です。治療費は重度の人であれば自己負担が免除になつたりしますが、ひとたび入院すると医療費以外の問題が生じます。一番は、付き添いを求められ、親が仕事を休まないといけなくなる。家計にも響くし、地方だと病院が遠方で交通費が相当かかるといふこともあります。施設の職員が付き添うということも現実にはあつて、そうすると、施設側は職員が一人欠けることになり、その手当

をどうするかという非常にシビアな問題も生じてきます。それと、「ほかの患者と一緒に部屋にはできないから個室に入ってくれ」と言われ、差額ベッド代が生じることもよくあります。そうすると、どうしても保険的な手当てが必要になってきます。

古くは施設で親同士が出し合ったお金で基金をつくって支え合いました。当時は金利が良い時代で、利息で入院時の費用を賄うという互助制度がありました。ところが、高齢化していくと給付が増える。低金利の時代になつて金利ではまかなえない。より広い範囲で助け合う仕組みが必要になり、都道府県単位の互助制度ができていきまし

ふう役に立つてるんだ」と感銘を受けました。そんな縁もあって関わるようになったんです。

その後、私が保険会社のチューリッヒに転職する際、育成会の緒方元理事を中心に「病気の補償も付いた保険の全国組織をつくらう」という話が持ち上がり、全国的障害者共済会の仕組みづくりを私が担当となってお手伝いしました。その中でいろんな方と出会って影響を受け、「これは自分の生涯の仕事にすべきだ」と思って、会社を退職し、共済会の事務を受託していた「日障マネジメント」に移りました。そんなときに保険業法の改正がありまして、共済会で議論した結果、廃業して知的障害者の保障制度を後退させるようなことになってはならないと、少額短期保険会社設立を目指すことを決議しました。以来、準備会社を設立し、金融庁や関東財務局と約2年間にわたって折衝し、昨年、やっとの思いで少額短期保険会社として登録することができたんです。

—— 保険業法の改正では何が一番の苦勞でしたか？

榎本 保険業者になるには、保険金をちゃんと支払えるだけの「責任準備金」という積立金が必要なんです。資本金も含めて関係するので、まず資本金集めがすごく大変でした。最終的には、あいおい損保などが出資してくれたので、資本金は1億円弱にはなりました。

それから、「保険の知識のあるスタッフを一定数揃えなさい」という規制があつて、人集めにも苦勞しました。

—— 社員は何人いるんです？

榎本 私含めて10人です。

—— 具体的な商品の内容は？

榎本 以前の共済とほとんど同じです。障害のある人でも分かりやすいように、①医療保障②個人賠償責任補償③権利擁護費用補償④死亡保障、この4つにしました。「障害者のための新しい保険」というのなら、今まで

やったことのない新しいものを」ということでつくったのが、③の権利擁護費用補償です。佐藤彰一弁護士はじめ関哉直



人弁護士、いろんな方に協力して頂いてできました。それと、入院保障は1日1万円を1泊2日から出せるようにしました。旧共済会では5日目からだったのですが、会員からの要望を受けまして、知的障害のある方の中には、てんかんのある方も多いので、てんかんの保障も付けました。Aプランだと、保険料は1カ月当たり1250円。それで1万円の医療保険というのは正直、難しいです。そこで、本当ならすべて

の病気を保障したいんですが、大きな制約として、加入前から持っている病気が、つまり既往症については保障の対象から外れます。てんかんは別ですけどね。

—— 民間の医療保険では、知的障害者は入れてもらえないんですよね。

榎本 そういうケースが多いようですね。この間も、自閉症の子を持つ保護者が自分の入っている保険会社に「息子も入れてくれ」と話し、尿検査ま

でしたのに断られたと言っていました。保険金を支払う段になって断られたというケースも聞きます。

—— 自閉症は体に疾病があるわけでは

ないのに、どうしてなんでしょう？

榎本 きちんとしたデータがないからではないでしょうか。表向きは「一律にお断りすることはありません」と言いますが、実態では各保険会社は断っているという話を聞きます。そういう風に運用してきたのが現実なんですよ。うね。

—— 保険に入るのは障害者本人？親というわけにはいかない？

榎本 後見人がいれば後見人の代筆で

いいんですが、成年後見制度がまだ普及していない中でどう契約を成立させるかという点は悩みの種です。本人を被保険者にして、契約者は親族という形でも引き受けは可能です。

—— 保険金の支払件数が多いのはどれなんです？

榎本 病気の入院が多いですね。

—— 目玉は権利擁護ですね。

榎本 そうなんです。実は昔、佐藤弁護士が「こういう保険が必要なんだ」と某保険会社に掛け合ったそうですが、「お話はよく分かりましたが、とてもできません」と断られたそうです。「こんなことやあんなことが起こる」と説明したそうなんです。保険会社としては採算が合いませんからね。そこで、私どもが少額短期保険会社を目指すに当たっては、その保険を何とかつづけてみようとチャレンジしました。野沢さんが中心になってつくった千葉県の条例をベースに考えました。被害にあつた場合は、弁護士に相談する費用を5万円まで出します。それと、知的障害者は誤解されて警察の厄介になることも多いかと思えます。そのまま刑務所に行ってしまうこともあるわけですが、何とか入口で食い止めた。そこで、弁護士がきちんと接見に行つて障害があることを警察にきちんと説明した上でやり取りができるように、1万円ですが、保険金をお支払いします。場所によっては障害に理解のある

弁護士を紹介することも可能です。

—— 弁護士はぜんち共済で派遣してくれるんですか？

榎本 まだ全国各地というわけにはいきませんが、佐藤、関哉、村田雅夫、藤原家康の4氏にうちの顧問弁護士になつてもらっています。4人とも「全日本手をつなぐ育成会」のお助け弁護士隊に入っています。

—— すごい弁護士じゃないですか。東京で知的障害に詳しいベスト10に入りますね（笑）。

榎本 この4人の弁護士を中心に全国にネットワークをつくらうとしています。急激に広がっても、依頼がなければしょうがないので、案件の状況を見ながら増やしていこうと思っています。問題は地方で起こったとき、この場ですぐに解決してほしいといったとき、ですね。24時間電話対応まではできてないので、そこはまだまだこれからの課題。親御さんしてみれば、子どもが人さまに迷惑を掛けたとき初めてだと、どうしても適切なアドバイスをしてあげないといけませんから。

—— 権利擁護補償は、加害者になつた場合も使えるんですか？

榎本 加害行為に対しても保険金を払うというのは、犯罪助長行為と見られかねないので、基本的には加害行為に対する保険金の支払いはありません。ただし、接見費用の1万円は加害事故

でも警察に拘束されたときには、拘束されたことを理由に保険金を払います。まだ加害が確定していない容疑の段階なので、正しい取り調べを受けられるように、という趣旨です。一番問題なのは、知的障害者の中には症状を安定させるために投薬が必要という人がいるのに、逮捕されてしまうと家族は面会させてもらえないということ。家族が「この薬を渡してくれ」と言っても、拒否されてしまうのが実情です。弁護士でないという交渉や服薬はさせてもらえません。だから、接見費用のところだけは何とか支払えるようにしています。

権利擁護補償をつくったのは、佐藤弁護士。思い入れもあつたのですが、旧共済会で私が事故処理をしているときに、作業所へ行く途中に人からにらまれてると勘違いして、殴つて逃げた。しまい、警察に逮捕されたというケースがありました。お父さんから相談を受け、「障害者ということを理解してくれれば釈放してくれるはずだ」とアドバイスしたのですが、警察が全然ダメでした。ちがいが明かなくて、最終的には知人の弁護士に頼んで接見して、ようやく出してもらったのですが、その間、服薬の薬も受け付けてもらえなかった。何とか示談で被害届を取り下げてもらつて収まり、示談金や弁護士費用などの半分を支払つたのですが、後からお父さんから手紙を頂きました。

「保険金を支払つてもらえたことはうれしいが、連絡したときに全部解決するような流れがやはりほしかった」と書いてありました。その手紙は今でも大切に取つてあるんですが、ホントに困つたときに助けられる仕組みをつくらないとうしろもな、と感じましたね。

—— 権利擁護で実際に保険金を支払つた件数は？

榎本 支払いに至つたのは、現在のところ幸いにも1件だけです。ただ、今のニュースで知的障害のある方々がいろいろな被害に遭つているのを見ると、これから増えていくかも知れませんね。

—— これを知つたときは、こういうものができるんだとホントに感動しちゃつたんですね。所管の金融庁からは何か言われませんでしたか？

榎本 いろいろありましたね。ただ、当時、野沢さんが条例をつくつていて、障害者権利条約もいよいよという時期だつたし、虐待防止法もできるという話をしたら、理解頂けました。ただ、接見費用のところは、やはり犯罪を助長するような制度ではいけないので、非常に苦しいところでした。

—— 他人にケガをさせてしまつて、民事で訴えられた場合には弁護士費用は出るんですか？

榎本 その場合は賠償責任補償のほうになります。ミニ二保険で支払えるのは

法律上、1000万円までです。旧共済会ときは1億円だったので、もう少し補償したかつたんですが、法律で決められてまして。相手が示談に応じたくないなど、どうしても弁護士が必要な場合は、会社が認めればこの中で弁護士費用も出ます。

—— 賠償責任補償は故意、過失は問わない？

榎本 重過失の場合は被害者救済の目的で保険金が支払われますが、故意の場合は支払えない約款になっています。ただ、「故意」と言つたときにどこまでを故意とみなすかというところ、保険会社の運用の中で判断しているのが現状です。うちは知的障害者の方を守ることを使命とした保険会社ですので、事故の内容を精査した上で、極力、支払うようにしています。ガラスを割つたり、眼鏡を壊したりは毎日起きることなので、もう怖くもなくなりました。事故の起きる頻度が一般の保険とは全然違うので、そういう意味では特殊ですね。普通の民間の個人賠償の保険では、そんなに頻度は多くなく、発生は少ないが1件当たりの金額が大きいというのが特徴。障害分野では1件1件の事故は少額ですが、頻度が高いんです。5万円、10万円というのが繰り返して起こる。正直、「これは故意でしょ？」と言えば、相当の範囲が故意になつてしまふ。ただ、そこまで杓子定規にやつたら、この保障制度は意味がなくなつ

てしまいます。

—— 払い波ろうと思えば、いくらでもできる、と？

榎本 そういうことです。現実には、例えば入所施設で入浴時に職員の対応が悪くてパニックを起こして、ドアを殴って壊してしまったという場合、私どもでは保険金を支払う。ところが、従来の見方をすれば、「自分でガラスを割ったんだから故意でしょう」とも言える。そのへんの判断が非常に難しいので、いまだにA I U以外の保険会社はなかなか引き受けてくれないのだと思います。ただ、それは法律上、賠償責任が生じるのかどうかという問題もあります。責任無能力者は法的責任は負わないという民法の規定があつて、法律上の賠償責任がないのなら、そもそも保険は必要ないということになります。

しかし、地域で暮らしていくときに、「この人は責任無能力者だから何を起こしても責任は取らなくていいんだ」などということは通用しません。ましてや親が謝りに行って「うちの子は責任無能力者だから補償はできません」と言ったら、地域では暮らしていけません。「地域移行」と盛んに言われますが、こういう法的なことはなかなか整理がつかない。保険業界の人間として見ていると、ホントにこのまま移行していつて大丈夫なのかと不安になります。

—— しかし、賠償責任補償は特定の客が年に何回も、ということはない？

榎本 ありますね。

—— そういう方は受けられない、ということはないんですか？

榎本 あり得ます。今のところはまだありませんが、1万5000円という保険料を守って、そういう方の引き受けを断るか、そういう方も含めて保険料を上げるか、ゆくゆくはどちらを取るか判断しなければいけないかも知れません。契約者間の公平性を考えれば、そういう方に限って保険料を上げるという選択肢もあり得ます。あるいは、眼鏡が好きな子は眼鏡ばかり壊すので、眼鏡はお支払いしませんよ、とか。知的障害者を守る上で一番大切なことは、この会社を存続させることだと思えますので、もし保険金の支払いが過大になったときはそういうことも考えないといけないかもしれない。今はありませんが、旧共済会の上は保険金の支払いは3カ月の間に2回までという縛りをつけていました。施設入所の場合は、入所してから日が浅いと施設側も対応できず、パニックを起こして回数が多かったりするので、3、4年たつと施設側も対応に慣れて事故を起こさなくなる。そういうケースもあるので、判断のバランスが重要になってくると思います。

—— 親の監督責任が問われたときには使える？



榎本 それはできないんです。商品をつくるときに難儀したところなんです

が、一般の個人賠償責任保険は同居の家族も被保険者に含まれる。したがって、親が責任を問われたときも大丈夫なんです。少額短期保険会社では一人当たりの補償額が決まっているので、被保険者は一人に限られます。だから親御さんにも加入を勧めています。ただ、親の監督責任まで問われるケースは、裁判などになつてきている場合ですから、そうなる前にできるだけ早めに解決するようにしています。

—— 将来はどのくらいの規模まで広がろうと？

榎本 収支計画上、安定するのは契約者が5万人くらいです。経営のことを考えれば多ければ多いほどいいんです

が、一般の保険会社のように広告費を膨大に使って、なんていう会社ではないので、口コミなどで広がっていければ本当は保険料も、性別や年齢に応じて変えないといけないのですが、知的障害者が年齢に応じて収入が増えるかという点、現実にはそうじゃありませんよね。保障が必要なのに、保険料が払えなくて保障がないというのは本末転倒になつてしまいます。日本の保険業界では希有な商品なので、しっかりと維持して、知的障害者を支援するという趣旨を貫いていきたい。私たちが将来的に安定成長していつて、生保、損保会社が障害者の保険を見直してくれる、もつといい保障を提供するきっかけになればいいな、と思います。

—— これから障害者が地域で生きていくには、いざというときの備えをいろいろ考えておかないと、本当の安心感って持てないと思うんですよね。

榎本 今までは福祉関係者や行政が相談窓口でしたが、いろんなところに窓口ができるべきだと思います。民間企業であっても、「ここに電話すれば事故があつたときに協力してくれるよ」という一つのチャンネルになれば。そしたら、本人も親御さんも安心して暮らせると思うので。

えのもと・しげあき

1989年A I U保険入社。チューリッヒ保険、日障マネジメントを経て2006年にぜんち共済を設立、社長に就任した。43歳。

佐吉@共済・損保編



特別支援学校を卒業した慎太郎は、

親の会が運営する小規模作業所に通いだした。

ところが、そこでお初は思わぬうわさを耳にする。

言葉の話せない障害者を

どうやって守ることができるのか。

病気や事故にあったとき、どうすればいいのか――。

連絡帳

桜が散ってもう久しい。湿っぽい夜の空気を震わせるように盛りのついた猫の音が遠くから聞こえた。お初は慎太郎のカバンから取り出した連絡帳を見ている。

〈細かい手作業が苦手でしたが、今日は30分座ってマネをしながら部品をはめ込む作業ができました。途中で立ち歩こうとしたので、男性職員が椅子の後ろから体を抑えるようにして、じっと座っている練習をしました〉

特別支援学校を卒業した慎太郎は、親の会が運営する小規模作業所に通っている。評判の良かった入所施設に入れる手続きをしていたのだが、多額の寄付をしないといけないような雰囲気を感じ取った佐吉が、職員やはかの親たちの様子を見てやめたのだ。

小規模作業所は親たちが積み立てた資金をもとに、行政からの助成金などで立ち上げたものだ。8人の知的障害のある仲間が通っており、慎太郎は一番年下だった。作業所内での様子を毎日連絡帳に職員が書き、それに対する返事を親が書くということになっていた。

お初は連絡帳に返事を書くとうとボールペンを握りなおした。髻の所に白いものが目立つ年齢になった。

〈小さなころから落着きがなくて大変でした。学校も卒業し、体も大きくなってきたので、少しずつ辛抱することができるよう

よくなると思います。よろしくお願ひします〉

丁寧に書き、それをもう一度読み直してから連絡帳を閉じた。お茶をすすって少し思案し、お初はまた連絡帳を開いた。

〈ちよつと気になった話なのですが〉

そう書きかけて、ペンを止めた。そのとき、ガチャリと音がして玄関が開いた。ふわりと風が通りぬけてベランダのカーテンを揺らした。

「おう、いま帰ったぜ」

佐吉が赤い顔をして入ってきた。

「また飲んできたんですか、まったくいい気なもんだね、あんたは」

「仕事なんだからしょうがねえだろう」

「飲まなきゃ仕事ができないんですか。この不況だつてのに、お小遣いは上げられませんよ」

「帰ってきた早々にずいぶん言い方じゃねえか。まあ、そう怒るなよ」

佐吉はワイシャツを脱いで洗面所へ行った。蛇口をひねって顔を洗う音が聞こえてきた。

お初は再び連絡帳に目を落とした。「やっぱりやめとこうかしらねえ…」。修正ペンを握って先ほどボールペンで書いた部分を白く塗りつぶした。

酒のおいをほのかに漂わせ、パジャマ姿になった佐吉が夕刊を持ってちやぶ台の前に座った。

「シン坊はどうなんだい」。毎晩帰ってくると決まって聞く。

「まあ、それなりに楽しくやってみたいですよ」

「そうかい、それは良かった。やっぱり入所施設に入れねえで良かったかもしれねえな」

「それはいいんですけどね。まあ、あんなに話してもしょうがないとは思うんだけど、ちよつと気になることがあるんですよ」

「なんだい、また。面倒くせえ話なら勘弁してくれよ、疲れてんだから」

親の会が運営する作業所は市内に3か所ある。慎太郎とは別の作業所に通っている男の子がけがをして入院したのだとお初は言った。市から委託を受けて公園清掃の作業をしているとき、遊具から落ちたらしい。じっとしているのが苦手なので病院でも大きな声を出し、暴れるため個室に入ったが、差額ベッド代で大変な出費だという。

「保険があるだろう。ほら、入院すると1日いくらお金が出るとかい」

「民間の医療保険のことですか？ 障害のある人は入れてもらえないんですよ」

「え、そうか？」

腑に落ちない顔をして佐吉は聞いた。以前、生命保険を解約して別の保険に入りなおしたとき、会社のグループ保険に入った。病気やけがで入院や手術をしたときに1日1万円が出るようになっていた。家族全員が入ることができ、知的障害のある慎太郎も入ったはずだった。

「あの時だって、グループ保険を運営す

る会社からあれこれ聞かれて大変だったじゃないですか。普通の民間保険は障害者を入れてくれないんですよ」

片方の眉を上げて何か言いたそうにしてる佐吉から目をそらすと、お初は連絡帳を閉じた。それにしても、遊具から落ちたつて……。一緒にいた職員はいつたい何やつたのかしら。お初はため息をついた。

健二のけが

知的障害者が12万人も入所施設で暮らしている国は日本を先進国の中にはない。ノーマライゼーションという考え方が広まってから20年にもなろうとしているのに、障害者の地域生活への移行はなかなか進んでいない。

街の中で小規模の作業所を親たちが作り、そこで障害の重い人たちが授産活動をするのは日本独自の知的障害者福祉の形として広がってきた。一般就労がなかなか難しく、入所施設も定員いっぱいのところが多く、行き場のない障害者のためにやむを得ず模索してきたのではあるが、今や知的障害者の地域生活を支える重要な社会資源となっている。

それでも財政基盤は脆弱で、職員は15万円〜20万円くらいの安い給料で働いているところが多い。重度の障害者は自力で通うことができず、親が送迎をしているのだが、親が老いてくればそれも難しくなる。そこで利用者が費用を出し合っ

て職員の人件費（残業代）をまかない、送迎をもらうようになっていた。

朝、お初が慎太郎の手を引いて自宅近くの大手チェーンの薬局の駐車場まで行く、すでにひとりの障害者が母親に連れられて来ていた。

「おはようございます。いつも早いですね」

お初は先輩の母親にあいさつした。相手はにっこり笑って慎太郎に声を掛けてきた。

「慎ちゃん、おはようございますは？」

お初が促すと、慎太郎は「あー」と言ってお頭をびよこりと下げた。その仕草がおかしくて、お初と先輩の母親は声を合わせて笑った。

「ところで、お初さん、健ちゃんのこと聞いた？」

「あの、けがをしたつて……」

「そうなのよ。気の毒にねえ。前からみんな心配してたのよ。相性が悪い子がいるんだから、別の作業所に移すとかなんとかしないといけないんじゃないかつて」

「相性が悪い……」

いぶかしげに相手の顔をのぞき込むお初に、先輩の母親は声をひそめて言った。

「乱暴な子がいてね、健ちゃんのことからかつたりプロセスの技をかけたつたりしているのよ。それも職員が見ていないところで。健ちゃんはそれで荒れちゃつて、ものを投げたり、壊したり。職員も何を見てんのかしらねえ。そんなこと知らないから、健ちゃんが悪いことを勝手にしているように思

いで怒るらしいのよ。それでビンタされたつて」

「ビンタ？」

「そうよ、職員からビンタされたつていうのよ。もの言えない重度の子は可哀そうだよ。あんまりじゃない。それでパニックになって公園で走りだし、シーソーに飛び乗つて暴れたら、そこから落ちたらしいの」

「……」

お初は言葉も出ずに相手の顔を見つめた。そのとき、赤いミニバンが向こうから近付いてきた。迎えの車だった。

「聞いた話よ。私が見たわけじゃないのよ」

先輩の母親はそう言うと、「車、来たわよ」と自分の子に声を掛けた。ミニバンが横づけにされ、運転席から若い女性職員が降りてきた。

「おはようございます」

慎太郎はうれしそうに顔をして我先にと後部座席に乗り込んで行った。

「シートベルトしてくださいね」

女性職員は慎太郎たちに声をかけると、「行つてきます」と運転席に回り込んだ。

「お願いします」

2人の母親が手を振る姿が車のガラスに映った。慎太郎たちを乗せたミニバンはワインカーを出して走り去つて行った。

「じゃあ私はこれで。今の話、そういう噂を聞いたというだけよ。よろしくね」

母親は口元だけ笑って小走りに去って行った。

つむじ風が消えると沈黙が訪れた。青空の下、お初はひとり残された。遊具から落ちたつて……そういうことだったの。薬局のシヤッターが開き、女性店員がトイレットペーパーを載せたワゴンを押して出てきた。

ライフサポーター室

佐吉が勤める会社は地下鉄丸ノ内線の大手町駅を降りて地下街を10分ほど歩いたオフィスビルにある。社員の退職後の人生設計や福利厚生との相談に乗っている「ライフサポーター室」の主である与三郎とは、生命保険のことで相談して以来の付き合いだった。その日佐吉が電話をすると、「あたしの方も佐吉さんに相談したいことがあるんです」と与三郎は言った。

昼休み、早めの食事を済ませてライフサポーター室のドアをたたいた。

「どうぞ？」

ドアを開くと同時にコーヒーの香りが流れてきた。

「きょうは喫茶室のコーヒーを持ってきてもらいました。いつものインスタントじゃなくって」

与三郎がにっこり笑って佐吉に席を勧めた。

「実はね、わが社も障害者雇用をしながらいけなくて、役員会で話題になつて

いるんです。ご存じでしたか？」

佐吉は首を横に振った。

「最近はおローワークの指導がきつくてね。しかし、こういうオフィスで働けそうな身体障害者はもう他の企業が雇ってしまつているので見つからないんです。ハローワークは知的障害者や精神障害者を雇うようにしているのですが、工場ならいざ知らずオフィスですからねえ」

知的障害者が丸の内のおフィスで働く？ 佐吉

にはその言葉の意味がすんなり頭に入つてこなかった。与三郎は

「ライフサポーター室」の主である与三郎とは、生命保険のことで相談して以来の付き合いだった。その日佐吉が電話をすると、「あたしの方も佐吉さんに相談したいことがあるんです」と与三郎は言った。

「しかし、こんな会社もあるんですよ。3年間で知的障害者などを中心に58人も雇っている。そのほとんどが丸の内や大手町のオフィスで郵便の仕分けやパソコンの初期設定や休憩室の掃除などをしているというのです。こういう仕事なら、たしかに知的障害者にもできそうだし、わが社にもたっさりありそうじゃないですか」

与三郎の聞いた雑誌にはまだ若い人事担当者の写真が大きく載つていた。

〈都心で働く〉

ポイントの大きなタイトルが目飛び込んできた。重度の知的障害者には観葉植物の栽培をしてもらい、それでオフィス内緑化をしているのだという。

「会社にとっては法定雇用率を満たしていなければ納付金を払わなきゃいけないし、最近ではCSR（社会貢献）にも力を入れていますからね。雇用率未達成なんてかっこ悪いわけですよ。知的障害者やそのご家族にとつても願つたりの話ですよ。慎太郎君は今、どのくらいのお給料をもらっているのですか？」

「給料？ そ

んなものもらつてねえでしょう。通うところがあるだけでもありがてることなんだから」

「おや、おや。月に5000円くらいはもらつていてしょう。自立支援法では自己負担もあるので、作業所が法内施設に移行したら持ち出しの方が多くなるでしょうけれどね」

「おや、おや。月に5000円くらいはもらつていてしょう。自立支援法では自己負担もあるので、作業所が法内施設に移行したら持ち出しの方が多くなるでしょうけれどね」

「おや、おや。月に5000円くらいはもらつていてしょう。自立支援法では自己負担もあるので、作業所が法内施設に移行したら持ち出しの方が多くなるでしょうけれどね」

「わが社でも障害者雇用を本気でやる

のであれば、知的障害者を雇うべきだと私は思っているのです。佐吉さん、協力してもらえませんか」

正面から老紳士に見つめられて、佐吉は狼狽した。慎太郎の仲間たちがこのオフィスで働くなんて想像してみたこともなかった。本当にそんなことができるのか。慎太郎もここで働くかもしれない？ それはないだろう。スーツにネクタイを着けた慎太郎の姿を想像してみる。まさか。佐吉は頭を振った。

「ところで、佐吉さんのお話とは何でしたかな」

与三郎の声で我に返った佐吉はソファに座りなおした。

「知的障害者が生命保険に入れねえってのは本当ですか。ほら、入院したら1日いくらもらえてやつです」

「人間の医療保険ですね。たしかに障害者は入れないと聞いたことがあります。でも、どうしてなんでしょうねえ。障害者は体が弱いから一般の人の保険リスクとは違ふと思われているのでしょうか」

「慎太郎なんてこの10年くらい病気がしたこともねえ。それなのに保険に入れてもらえないのがわからねえんです。たしかに障害者の中には年がら年中お医者さんの世話になつていられる人もいます。だけど、障害者じゃなくたってそういう人はいるでしょう。障害者の中にはうちのシン坊のように知的な面は遅れていても、体は頑丈、病気も少ない健康そのものの人もあるじゃねえ



ですか。障害者というだけで何でもかんでも十把^{じゅう} 絡^らげにされるってえのがわからねえんですよ」

与三郎は目を細めて佐吉の話聞いていた。コーヒーの香りが与三郎の内側の沈黙の海を漂っていた。

母の丸い背

こんなことをしていいものかどうかと思いついて、お初は病棟のエレベーターの前を歩いている。何度かエレベーターの戸が開いては乗ることができず、そのまま無人の箱が昇降を繰り返している。

チンと音がして古いエレベーターの戸がまた開いた。お初は大きく息を吐くと無人の箱の中に足を踏み入れた。4階で降りた。白衣の看護師が速足で目の前の廊下を歩いて行く。部屋の外側にある似たような在宅者の名を確認しながら、お初は廊下の奥へと足を進めた。その名前は一番奥の部屋に外側にあった。

そつと戸を引くと、ベッドの横のパイプ椅子に座つて小さくなっている女の影があった。眠っているのか、背を丸めて腕組みしている。「あー、失礼します」お初が小さな声で呼びかけると、丸まった影がむつくりと起き上がった。

「健ちゃんのお母さんで？」
「眠そうなお目でこちらを見つめている顔がこつくりとうなづいた。髪はほつれ、目の下が黒ずんでいた。」



「この春から親の会の作業所に通っている慎太郎の母でお初と申します。突然にすみません。健ちゃんのけがのこと聞いたら何だか気になってしまつて」

ばつが悪そうな顔をして母親はほつれた髪をかき上げた。

「健二のような子のためにお見舞いに来てくれるなんて、申し訳ないことです」

ベッドの上では太った体が寝息を立てていた。健ちゃんだった。

「精神安定剤やら睡眠薬やらでなんとかおとなしく寝ているのですが……」

お初は手に持つていたお見舞いのせんべいの詰め合わせを前に出した。

「こんなときに食べ物がいかがうかわからなかったのですが、少し良くなつたら食べてくださいな」

「気を遣わせてしまつてすみません。こんな子のために……」

深い井戸の中に小石が落ちていくような声で母はつぶやいた。健ちゃんが幼いころ、わけあって夫と別れ、女手一つで育て

てきたのだという。パート勤務の会社から休みをもらつて付き添っている。この不況ではいつ解雇されるかわからない。かといって健ちゃんをひとり置いておくわけにもいかず、こうして毎日を過ごしているという。

音が聞こえてきた。病室の窓から四角く切り取られた青空を見上げると、白い雲がゆつたりと西の空へ流れるのが見えた。病室から出るとお初は小さなため息をついた。若い看護師が隣の病室の在室者の名前を別の人に替えているところだった。前の人は退院したのでろうか、それとも。漠然とした思いが胸をよぎったが、それ以上を考える余力もなく、お初は下りのエレベーターに乗り込んだ。

「うちの子が悪いんですから、職員のみなさんには苦労ばかりかけて申し訳ないです。みんなに迷惑ばかりかけてすみません」

「いや、そうじゃなくて、職員が健ちゃん顔を張つたから、それでパニックになつたんじゃないんですか？」

「いいんです。健二が悪いからこんなことになるんですから。みなさんの迷惑になつては申し訳ないです」

「お母さん、そんなことで泣き寝入りしては健ちゃんが可哀そうじゃないですか。健ちゃんは被害者じゃないですか。言いにくいのなら、私が代わりに作業所の所長さんに話しましょうか」

「やめてください！」

充血した目を見開いて、母親は声を荒げた。小刻みに頭を振つて顔を伏せた。丸くなった背中が小さく震えている。

お初はぼうぜんと見詰めるしかなかった。

「ごめんさい。突然に押し掛けて、勝手なことをばかり言つて」

うずくまつた母親はそのままの姿勢で首を横に振つた。ベッドからは低いいびきの

母親の言葉がお初の心をぐるぐると渦巻きのように回つていった。

「通わせてもらえなくなつたら、いったい私たち親子はどうすればいいんですか……」

以前、健ちゃんが荒れて職員が手を焼いていたとき、しばらく自宅で静養してはどうかと作業所から言われたという。自宅で静養？ もう通つてこないでくれということなのか。それだけは困る、健二を自宅に抱えたままではパートに出ることもできなくなり、母子の生活が破たんする。

必死になつて懇願し通所を続けることになつたという。髪の毛の生え際が白くなつたままの母親は憔悴^{しやうすい}した顔に必死の思いを浮かべて訴えた。

「お願いですから、そのままにしておいてください」

晩酌の夜

日曜日の夜、佐吉はちやぶ台に好物の

塩から置いてちびりちびりと冷酒をなめている。足元では慎太郎が寝そべって、ここに笑いながらテレビ画面を眺めている。佐吉と目が合うとむっくり起き上がり、顔を近づけてきた。塩からの臭いを確かめるような仕草をしてから自分の部屋へ飛んで行った。畳の上を弾むような足音が酔った佐吉の耳に心地よく響いた。

「スーツか。それも悪くねえなあ。どんな顔してワイシャツ着るんだろうな。ネクタイはちゃんとするだろうか」

与三郎から聞いた障害者雇用の話を思い出して、佐吉はひとりごとをつぶやいてはニヤニヤ笑った。慎太郎の部屋からラジカセの音が流れてきた。ポリウムを上げたり下げたりしては笑い声が聞こえてくる。

「おい、シン坊、もう夜だからポリウムを落とせやい」

佐吉の声が聞こえたのか、ラジカセの音がすつと小さくなった。

「言葉がわからねえようで、ちゃんと意思は通じるんだなあ。小せえころは何もわからねえように思っていたけど、いっしょにロックなんか聞いちゃつてよう。ACID MANか？ 洒落たバンドじゃねえか。障害は重くてもがんで生真面目なところなんか俺にそっくりだ。この前なんか、二人で道を歩いていたら、ティッシュペーパーを配っている兄ちゃんがいるじゃねえか。おれがそれをヒョイともらつて歩いていたら、シン坊はびっくりした顔してよ、そのティッシュを俺から取り上げて、走つて兄ちゃんに返

しに行った。ひと様の物を勝手に取つてはダメだろ、みたいな顔して俺をにらむんだ。笑つちゃあいいねえ。たしかに、お金を払つてもいいねえのに他人のティッシュペーパーを黙つて取り上げたように見える。だから慎太郎はびっくりしたんだろ。まさか自分の父親が盗みをするとはつてな。それが自閉症的正義つてもんだ。なあ、お初。聞いてんのか？」

佐吉がひとりだけでしゃべっているそばで、お初はほんやりした顔をして座っていた。ものの思いにふけて佐吉の言葉が聞こえないようであった。

「どうしたんだい」
はあ〜と大きなため息をしてお初は顔を上げた。

「あんた、慎太郎が通っている福祉作業所で奇声を発したり、ものを壊したりするから、しばらく来ないでくられて言われただろうしますか？」

「え……」
「実は作業所の職員から殴られたので、悔しくて慎太郎は暴れたのだとしたらどうしますか？」

「な、なにを！ どいつがシン坊のことを殴りやがったんだい」
「もしもの話ですよ。まったくあんたもきたらウルトラマンみたいなんだから」

「ウルトラマン……」
「いきなり戦闘モードになるくせに、3分しか持たないんだから」
ごくりと佐吉はつばをのみ込んだ。なん

だ殴られていたわけじゃねえのかと安堵した。

お初は病室で会った健ちゃんと母親のことを話した。

健ちゃんは穏やかでおとなしい子だったという。いたずらで乱暴な子が作業所に入つてきてから、不安定になった。どうも陰でプロレス技をかけられたり、からかわれたりしているようで、それが悔しくて大きな声を出したり、物を投げたりしているに違いないのだが、言葉で説明できないから周囲の人々には健ちゃんの気持ちが伝わらない。

自閉症とパニックをめぐっては、さまざまな誤解や間違つた療育や治療が横行してきた歴史がある。激しい自傷や他害は家族を混乱と困惑の渦に巻き込み、無理心中などの悲劇を繰り返してきた。そうした家族の窮状が福祉施設の独善的で科学的根拠の乏しい処遇をはびこらせてきたのである。

パニックや自傷・他害という問題行動に専門家の視線は集中し、精神医学や心理学の研究対象となり、福祉現場では支援技術や処遇環境をめぐつて制度化が図られてきたが、問題行動を引き起こしている日常の素朴な出来事は見落とされがちだとも言われている。

つくづく障害者とはせつないものだと思つた。自分が悪いわけではないのに、うまく言葉で説明できないばかりに、問題行動を

すると障害のせいになれる。どうして健ちゃんは悔しいと思つているのか。それに気付かず、その原因を取り除かないのは職員たちの専門性の欠如や怠慢のせいじゃないのか。にもかかわらず、あたかも健ちゃんがいけないかのように決めつけてビンタする。それがさらにパニックを引き起こし、大けがをして入院する。理不尽さへの怒りが佐吉の中で充満し、内臓をやぶつて破裂しそうな感じがした。

共済

「つくづく障害者つてのはせつないものですね」

与三郎はインスタントコーヒーの粉をマグカップに落としながら言った。

「どうして障害者だと医療保険に入れないのか、『障害』というだけでもともとも保険原理にはなじまないように思われている。自閉症の人の場合は、感覚が過敏だったりして病气やけがの時こそ静かな個室が必要なのに。本当に必要な人は枠の外に置いて、必要じゃない人を相手に不安をかきたてるだけかきかたてて保険に入らせる。私にはそんなふうには思えてきませんよ」

佐吉はうなずきながら与三郎の話聞いていた。知り合いの美人弁護士や社会福祉士に話を聞いて、障害者と医療保険について調べたのだという。

「わたしたちの日常生活には病气や災害、事故など、さまざまな危険が潜んで

おり、いつ、だれが病気や事故にあうかわからないから、これらのリスクに個人が対処するための方法として保険があるということは以前にお話しましたよね。共済も似たようなものなのですが、保険は営利事業で不特定多数の人を契約対象としているため、保険業法という法律でありこれと規制されています。一方、共済は非営利が原則で、ある特定の人々の間でのみ契約がなされるという点が違います。知的障害者が一般の民間保険に入れてもらえないので、各地の親の会は会員向けに病気や事故でけがをしたときのための共済を作ってきたのです。つまり、親たちがお金を出し合って預金しておき、会員の中から病気やけがをして入院する子が出たら、預金を取り崩して個室代や手術費用に充てるというわけです。まあ、昔あった無尽のようなものを想像してもらえばいいと思います」

「なるほど。親の会の中で保険を運営しようということなんですね」

佐吉はメモ帳を開き、与三郎の話にペンを走らせた。

与三郎はコーヒーをぐくりと飲んで、うなづいた。

「そうですね。ところが、国はこれを禁止することにした」

「え？ なぜなんです」

「仲間内の互助組織というのは日本の伝統的な村落や事業組合のようなものにとっても合っているでしょうね。知的障

害者の親の会だけでなく、いろんな組織が自分たちの互助のために共済を作ってきたのです。法規制もなく監督官庁もないものだからユニークな共済も多かったのです。ところが、規制がないということはこれを悪用しようという輩にとつては都合が良かった。佐吉さん、オレンジ共済事件というのを覚えていらっしゃいますか？」

「オレンジ……」

首をかき上げて考えた佐吉は「いや、知りません」と答えた。

1992年、当時参院議員だった友部達夫という人物が運営するオレンジ共済組合が「オレンジスーパー定期」という年6〜7%の配当をうたった商品を出し、93億円を集めたが、その多くを自分の選挙費用や政界工作のために使い、組合員にはほとんど支払わなかったとして詐欺で逮捕された事件である。バブル崩壊後の低金利政策の中で、このようなマルチ商法まがいの被害が相次ぎ、国は法改正して「根拠法のない共済の契約者保護ルールの導入」が実施された。共済は原則として保険業法の規定を適用することになり、保険会社が少額短期保険業者のいずれかに移行することが義務付けられた。

「普通の生命保険に入れてもらえないから、やむを得ず知的障害者の共済がつくられてきたのに、国がそれを禁止するということです。障害者にとっては理不尽、無慈悲な政策じゃないですか。国家つてのはいったい何なのでしょうねえ。私は障害

者の福祉のことを知れば知るほど、なんだか腑に落ちなくなってくるんです」

与三郎は憤懣やるかたないという感情を顔に表し、白髪の頭を何度もかいた。机に立て懸けたファイルに手を伸ばして、その中からパンフレットを取り出した。

「それでも、各地の親の会が運営していた共済も、よこしまな考えを持った輩が現ればいつオレンジ共済ようになるかわかりませんからね。善意で支えられてきたはずの福祉が食い物にされる事件は最近多いでしょう。あまり居心地の良いことではないけれど、福祉の世界にもルールが持ち込まれるのは仕方ないとも思うんです」

与三郎はパンフレットを佐吉に差し出した。

「これ見てください。共済が廃止されたら大変だということで、共済の運営者たちが奔走して少額短期保険業へと移行したものです。おもしろいですよ。たとえば、自閉症など発達障害の人が社会でトラブルを起こして警察に逮捕される、という事件がときどきですが起きますよね。そのときの弁護士が接見する費用を共済から出しましょう、なんてことも契約に盛り込まれているのですから」

佐吉はA4版のパンフレットを食い入るように読んだ。世の中には自分の知らないこととがどんどん進行しているのだということを実感せざるを得なかった。グローバリゼーションが自分の会社の仕事を翻弄してきたのは日々感じていたが、知的障害者の福

祉もまた激動の波の中にあるのだと佐吉は思った。

「これまで国家は障害者福祉を放ってきたのですよ。国はお金を出す余裕がないから、自分たちで好きなようにやってくれと。ところが、そういうわけにはいけなくなり、さまざまなルールを持ち込むようになってきた。お金はあまり付かないけれど、曲がりなりにも国家の予算システムの中で障害者福祉もきちんと位置付けますよということになってきた。それは、障害者自身にとってはどうですか。そんなに悪い流れじゃないと思うんですよ、私は。むしろ、障害者福祉で食ってきた人々がやりにくくなって文句言っていることじゃないのでしょうかねえ。企業や一般社会の中で厳しい競争に身を投じるのがいやで障害者福祉に身を寄せているような職員って意外に多くないですか？ そういう古い世界から障害者をもっと解放してあげたほうがいいんじゃないですか」

佐吉はハツとなった。

「障害者を解放する……。福祉から？」

「はい。国は障害者の就労を自立支援法の旗印みたくにしていますよね。財政破たんまで公的な予算はもうないから、企業に何とかしてよと言っているように思いませんか。しかし、障害者にとつてはチャンスじゃないですか。福祉から解放され企業の中でチャレンジする障害者も出てきていいと思いますか。企業にとつてもチャンスです。私のようにライフサポート室に長

年いると、この会社の従業員たちがいかに病んでいるかがよくわかるのです。グローバリゼーションの荒波が世界中の企業を飲み込み、大競争へと駆り立てました。効率と合理化を追い求め、余分なものをそぎ落としてきた結果、そこで働いている生身の人間はいったいどうなりました？

過労、うつ病がどれだけ健康保険財政をひっ迫させているのか。障害者の方がはるかに健康ですよ。なぜ自分は働いているのか、この会社の社会的な意義とはなんなのか。そんなことを真剣に考えては悩んでいる従業員は多いです。率直に、ひたむきに、働くことそのものに対する喜びを全身で表わしてくれる障害者が、この会社には必要なだと私は確信するようになります。

与三郎はしわくちゃな顔で笑いかけてきた。半透明の膜で幾重にも覆われていた自分を佐吉は感じた。与三郎の言葉がその膜を一枚ずつはがし落していくのだった。

居酒屋で

終電間近の電車で佐吉は揺られていた。この数日間の出来事を反芻する余裕もなく、仕事は雪崩のように佐吉を飲み込もうとしていた。仕事はどんなにたくさんあってもいい。しかし、今晚のような取引先の接待というのが佐吉には苦手だった。性に合わないというのだろうか。どうでもいいと思つているのに相手に合わせて相槌を

打っている自分を、どこかで冷静な自分が見つめているような気がする時がある。お初にはウルトラマンなどと言われているが、素の自分を仕事でも出せたらどんなにか楽だろうと思う。

駅に着き改札を出ると、信号の右手にある赤ちようちんが目に入った。飲み直すか。佐吉は腕時計を確かめ、「1時間だけだぞ」と自分に言い聞かせてから赤ちようちんに向かった。

「おや、佐吉さん、久しぶりじゃないか」
縄暖簾をくぐる

と、女将が声を掛けてきた。60歳を過ぎているとは思えない張りのある声だった。

「100年に1度の大不況だからよ、こんなしけた店で飲んでい暇はねえんだ」

「ずいぶん言ってくれるじゃないの。不況だからうちみたいな安い店に来ればいいのにさ」

「接待でこんな店使えるかよ」
悪態をつく佐吉に、女将はガラガラと豪快に笑った。熱燗を注文すると、女将は付き出しの小皿を寄こした。佐吉の好物のネギぬただった。はしでつまんで口に入ると、少し甘みのある酢みその味がじ



んわりと広がった。熱い辛口の酒によく合うのだった。やっぱり酒はひとりでも飲むに限ると佐吉は思った。

テーブル席の壁際に置かれたテレビからは、今夜のプロ野球の結果を伝える番組が流れていた。「こう巨人が強くては面白くないねえ」とカウンターの客がつぶやいた。キヤスターの声と重なるように、背中の方にあるテーブル席で若い男3人が沈んだ顔でぼそぼそ話しているのが佐吉の耳に聞こえてきた。

「しようがないじゃないですか。ヤマさんが悪いわけじゃないか。お前がローテーションに入ってくれなきゃ」

「……」

「誰にだってあることじゃないですか。だいたい親のしつけが悪いから奇声を上げたり物を投げたりするんですよ。おれたち職員がどんな苦勞しているかなんてわからないですよ」

「……」

「そうそう。少々のことでもいちいち気に病んでいたらこの仕事はやつていけないぞ。こんな予算で地域福祉が担えるかっていうんだ。現場にばかりなんでも押しつけて、今の福祉はおかしいんだ」

テレビでは、広島カープの4番・栗原がサヨナラホームランを打った映像が流れていた。夜空に白球が舞い上がるのをカメラが追っていた。小さな白球が放物線を描きゆつくり落ちてきた。その瞬間、佐吉の頭の中で何かがつなげた。空になつたぐい飲みをカウンターにたたきつけ、佐吉は立ち上がった。ガタンと大きな音が店に響いた。

「あ、あの……もしかして慎太郎君のお父さんですか」

3人の中で先輩格の職員が声を震わせた。慎太郎が特別支援学校の生徒だったころ、作業所での実習を見学したときに見た顔だった。その声を無視して、佐吉は先ほどから黙り込んでいた職員をにらみつけた。

「ヤマさんとやら。健ちゃんを殴つてパンクにさせたというのはあんたかい」

「は、はい……」

「しかし、ヤマさんだけが悪いわけじゃないと思います」

一番若い職員が居たたまれなくなつて言った。山本は頭をテーブルにこすりつけたままだ。

「そうかい。親のしつげが悪いからしようがない、だから障害者を殴つてもしょうがない、ということかい」

「そういう意味じゃないけど……」

「親のしつげが悪くて自分たちが苦労しているのだというのなら、その親を呼び出して殴つたらどうだ?」

「……」

「なんであんたらは親を殴れないんだ。おれに教えてくれ」

佐吉は「ひとりずつ見つめた。職員たちが押し黙っている。

「殴つたら、殴り返されるかもしれない。そうだから。訴えられるかもしれない。恨まれるかもしれない。そうになったら職を失うかもしれない。そう思うから簡単には殴れないんだろ? 対等な力関係ではそんなに簡単に人のことを殴れやしないのさ。じゃあ聞かなくな、障害者のことはなぜ簡単に殴れるんだ?」

店の中は誰もが声を失って異様な沈黙に支配されていた。佐吉は噴き上がつてくる感情を止めることができなかった。

「殴り返されたいと思っているからじゃねえのか? 健ちゃんも殴り返してきたかい。言い返してきたかい。診断書もらつて損害賠償を求めて訴えることができるかい。で

きはしねえさ。だから、あんたらは殴れるのだろ。

それでも悪いことをしたら

厳しくすること

も必要だ、

時には体罰も必要だという人も

いる。あんたらもそう思うかい。おれは反対だ。しかしな、百歩譲つて体罰が必要だったとしても、なぜ自分が罰せられているのか意味がわからない相手に対する体罰ってのはいったいどういうことなのか考えてみようじゃないか。あんたらは教育や指導のつもりで体罰をしても、やられる側にとつてはただの暴力さ。痛みと恐怖しか感じない相手に暴力を振るつて

いる。それが福祉という仕事なのか。あんたらはそういうことをするために福祉の世界に入ってきたのか」

職員の事情

佐吉が店を出たときには東の空が明るくなり始めていた。スズメの音が疲れきつた佐吉の頭上をよぎつた。

あれから3人の職員たちと語り合っ



た。ほかの客は帰つて行き、閉店時間は過ぎ

たが、女将は「きょうはとことんやりな」と付き合つてくれたのだった。

健ちゃんが不安定になり問題行動をするようになったとき、作業所では「どこか入所施設

か精神病院に相談に行つてはどうか。そうでもなければ落ちてくまで自宅で静養してはどうか」とお母さんに言ったという。ショックを受けたお母さんが激しく動揺しているのを見て、何とか今まで通り作業所で過ごせるようにしようと所長や同僚職員たちを説得したのが、山本だった。自分が健ちゃんの担当になることを買って出たといひ、パニックになった健ちゃんに髪を引っ張られたり、頬をつねりあげられたりしたときも、必死になつてなだめていたという。

そんな山本のことを健ちゃんは信頼するようになったのか、少しずつ落ち着きを取り戻すようになった。あの日もニコニコ笑いながら公園清掃に出掛けた。狭い作業所の中だけでの仕事では息も詰まるだろうからと、山本が市の担当者に掛け合つて公園清掃の仕事をお願いしてもらつたのだ。空き缶やタバコの吸い殻を拾い集め

る作業を健ちゃんは張り切つてやつていた。職員2人と利用者(障害者)6人で広い公園のゴミを集めていると午前中いっぱいかかり、ゴミ袋3つが満杯になった。予定の仕事が終了し、山本が市の担当者に電話していたときに、突然、健ちゃんのパニックが始まった。

大きな声を発して、健ちゃんは自分の頭を殴りつけた。慌てて山本が駆け寄ると、血走つた目でつかみかかつてきた。山本は両手の人差し指で「X」を作つて健ちゃんに見せた。「落ちついて、健ちゃん」。両腕で力いっぱい肩をつかまれながら、山本は静かな声で呼びかけた。

「5組の親子がおびえた様子でこちらを見ています。せつかく回してもらつた仕事をこの騒ぎで取り上げられたら……。なんと山本は健ちゃんを静まらせようと、興奮した健ちゃんの顔を両手でそつと包むようにして「落ちついて。大丈夫だから」と声を掛けた。健ちゃんはさらに大きな声を出して暴れた。「しー、頼むから静かにして」。山本の頭は混乱した。何とか落ち着かせなければと焦りばかりが募る背中には小さな子を抱き上げた母親たちの視線を感じた。

気がついたとき、山本は人差し指で健ちゃんのほつたを弾いていた。パチン。健ちゃんはびびり顔で山本を見つめた。パチン。もう一度、山本は健ちゃんのほつたを強く弾いた。健ちゃんの見開いた瞳が

小刻みに揺れた。その瞳孔に吸い込まれるようにして、山本は手のひらでパチンと健ちゃんの頬を張った。自分の意思ではないものが山本を動かしていた。周囲の音が耳には入らなくなっていた。ギターと叫び声を上げて健ちゃんがシーソーに突進したのを、山本は何か別の世界で起きていることのように感じた。

救急車のサイレン、倒れている健ちゃん、おびえた顔で遠巻きにしている若い母親たち……。フラッシュバック。今でも夢に出てくるという。

「私は福祉の仕事をする資格がありません」

静まり返った店内に山本のかすれた声が漏れた。あの日から作業所に出ることができなくなり、休職扱いとなっている。ずっと山本をかばっていた若い後輩職員が「ヤマさんだけが悪いんじゃない」としゃくり上げた。

健ちゃんにプロレス技を掛けたりした障害者は、以前から利用者同士のトラブルを起し施設や作業所を転々としてきたのだという。小さなころ親から虐待された何度か入院するほどのけがをした末、児童相談所が介入して保護された。小学3年生のときから児童養護施設に入れられて育ったという。今はグループホームで暮らしながら作業所に通っているが、そのホームでもさまざまな問題を起している。なんとか地域での生活を支えようじゃないかと作業所の職員とグループホームの世話人が

話し合ってきたところだという。

「せつない話だねえ」

片付けを全部終えて、カウンターの隅で座って聞いていた女将がぼつりとつぶやいた。

これから

ちゃぶ台に新聞を広げて佐吉は麦茶をすすっている。ブーンと扇風機が音を立てながら首を振っている。あの晩から佐吉は酒を絶っている。何か理由があったわけではない。ただ、酒を飲まずに夜を過ごしていると、まだ何も知らない子どもだったころの静寂を感じることができるようにも思えるのだった。

「静かだねえ」とお初は言う。「あんたが酒飲まないし、ウルトラマンに変身することを忘れた諸星隊員を見ているみたいだよ。ねえシシ坊」。カラカラと笑い声が転がった。麦茶のコップの水をほおばった慎太郎も、お初にうらわれて笑った。

勝手なことを言いやがってと佐吉は思いながら、こんな他愛のない会話ひとつに幸せを感じる自分を不思議に感じるのだった。

健ちゃんは幸い軽傷で済んだものの、お母さんの方が過労で入院することになりパート勤めも打ち切られ、しばらく健ちゃんは施設に短期入所することになった。

作業所では今回の出来事の顛末を検証し権利擁護の職員研修を実施していく

ことにした。山本はあの晩の翌日、健ちゃんが入院している病院を訪れ、お母さんに詳しい事情を説明した上で自らの責任を認めて謝罪したという。お母さんは恐縮し切っていたが、ベッドに寝ていた健ちゃんは山本の顔を見て大そう喜んでいたという。

職場復帰をするよう同僚たちに懸命に説得されたが、山本の辞職の意思は揺らがなかった。今は運送会社で働いているという。

「あれでよかったんだろうかなあ」

新聞の記事を目で追いながら、佐吉はつぶやいた。お初は慎太郎のコップに麦茶を足しながら言った。

「じゃあどうすればよかったんです？」

佐吉は黙りこんだ。慎太郎は麦茶を勢いよく飲み干すと自分の部屋へ行ってしまった。

「慎太郎は大丈夫なんでしょうかねえ、これから」

「……」

心臓の鼓動を思わせるベースのリズムが慎太郎の部屋から漏れてきた。ACID MANの曲だった。慎太郎がCDをかけたのだ。ギターの電子音がベースに重なっていた。宇宙から吹いてくる風のような神秘的な旋律だった。

「やっぱりウルトラマンが必要だな」

「はあ？」

「障害者のことを守ってくれるウルトラマンが必要だって言ってるんだよ」

お初は吹きだした。「珍しく神妙な顔して何か考えていると思ったら、そんなこと考えていたんですか」

足音も立てずに、静かに夜は流れて行った。

あれでよかったのだろうか、と佐吉はもう一度頭の中でつぶやいた。迷いをかき消そうとするかのようにドラムの激しいリズムが慎太郎の部屋から流れてきた。



親のための 虐待防止マニュアル

4

わが子が虐待被害にあっているのではないかと思ったとき、どうすればいいのでしょうか。どのような制度や機関があるのか、どのように相談を持ち込めば力になってくれるのかを知りましょう。



1 機 関

施設や病院の監督権限は都道府県にあります。また虐待などの事実があればさまざまな行政指導によって改善を促す義務が都道府県にはあります。

ところが、都道府県や市町村などの障害福祉課などの担当課に権利侵害や虐待の相談してもすぐに解決に至ったケースはほとんどないと言っても過言ではないと思います。もしも親がいきなり施設での虐待について行政の担当課に通告（相談）しても、担当者はその施設に電話をして「こんな相談があったのですが、本当ですか？」などと聞くだけで、施設側から否定されるとそれを鵜呑みにしてしまい、事態をより悪くする例も実はたくさんありました。もう少し熱心に事情を聞いてくれたところで、施設側の言い分をくみ取って、「喧嘩両成敗」のような判断を

し、それで行政として中立・公正な処理をしたと思っっているのではないかと、その背景には、行政は権利侵害や虐待に対応できる職員を配置したり育成してこなかったこと、むしろ施設や事業所が足りないために、何か施設側に不都合な指摘があると指導するのをためらう傾向が強いことなどが挙げられます。措置制度から契約に変わってからは、特に行政は監督責任から腰を引いてきているとの指摘もあります。

定期的な監査はありますが、会計や人員配置に関する監査に重点が置かれており、障害者の処遇や権利擁護についてはあまり有効に機能していないのが実情です。

会社については労働基準監督署や職業安定所（ハローワーク）に監督・指導の権限がありますが、賃金や労務管理に関する監督がもつぱらで、虐待などを想定した業務を行っていないのが

現状です。ひどい虐待を受けた障害者が労基署に直接電話や手紙で窮状を訴えても何も動かなかった事件もありました。この事件では労基署の不作为が民事訴訟で争われ、裁判所は労基署の落ち度を認めて障害者に対する国家賠償を認めました。

しかし、施設や病院や会社に対して監督・指導できるのは行政機関しかないので現状なので、ほかの相談機関などと協力しながら行政に理解を求めて動いてもらうことを考えていくべきです。もちろん、やる気やセンスのある行政マンもいます。障害者側のはたらきかけで権利擁護に熱心な行政マンを育てていくことも必要です。

児童虐待を発見した人は児童相談所などに通告する義務があり、児童相談所は通告を受けたらすみやかに事実関係を調べ、必要な場合は立ち入り調査して子どもを保護したり、親にはカウンセリングなどをして家族の再構築を

2 学 校

支援します。高齢者虐待の場合には地域包括支援センターが通告や相談の受理、調査などにあたります。障害者虐待にはこうした機関が存在しません。障害者虐待防止法が待ち望まれるのはそのためです。調査権限と義務を負った障害者虐待防止センター（仮）が必要です。

学校教育法では学校教育法では体罰を禁止してはいますが、なかなかなくならないのが現実です。各教育委員会が「体罰は容認しない」というリーフレットを作成して出しています。給食を食べさせないなどの懲罰は今でも多いのが現実です。児童虐待防止法では通告義務が定められており、学校内での虐待についても適応されます。

児童虐待を発見した人は児童相談所などに通告する義務があり、児童相談所は通告を受けたらすみやかに事実関係を調べ、必要な場合は立ち入り調査して子どもを保護したり、親にはカウンセリングなどをして家族の再構築を

虐待や体罰が疑われたとき、担任教師には直接相談しにくいものです。相談しても担任教師が加害者である場合にはすぐには認めないでしょう。そういうときにいったい誰に相談すればいいのでしょうか。

特別支援教育が始まってからの小中高校にも特別支援学校にも「特別支援コーディネーター」が設置されるようになりました。各校に2〜3人、多いところでは5〜6人います。特別支援学校のコーディネーターはセンター機能を持つていることが学習指導要領で定められており、ほかの学校の問題にも介入していけることになっていきます。以前は何か担任に問題提起しても「どっちの味方なんだ」「まず親は担任に相談すべきだろう」などと言われていましたが、最近はコーディネーターの存在感が認められてきているとも言われています。

毎年3分の1〜2分の1のコーディネーターが交代しており、現場にどれだけ定着したと言えるのかわかりませんが、活動に関してはわりと広く裁量権が認められており、やる気とセンスのある特別支援コーディネーターは校内での虐待に対して有効な機能を発揮できる可能性があります。

① 学校評議員

校長の学校運営を助ける役割の「学校評議員」は、いつでも授業参観や校内見守りができることになっています。児童・生徒の話を聞いたり、近隣住民や自治会から話を聞いたりして外部評価をしています。学校によっても違いますが、年に3回くらいは会議があり、そこで先生たちに意見を言うことになっています。どういう人がなっているのかといえば、市町村の障害福祉課、施設長、サービスマス提供者、企業、職業センター、小中学校長、PTAなどです。親から評議員に相談があり、それを評議員が特別支援コーディネーターに連絡したりして検討会議が開かれた例もあるようです。

② 教育委員会

カッとなった親は「教育委員会に言つてやる」と口走ることがよくありますが、教育委員会には実際のうちの権限があるのでしよう。

教育委員会のトップは教育長で、市長が任命権者です。いまでは民間の有識者がなることも多いようです。その下に教育委員がいます。平均的な規模の自治体では5〜6人というところで、さらにその下に事務局があります。事務局には指導部と学務部があり、指導部は教員の学習指導を担当し、現場の優秀な教諭が指導部の指導主事にな

ると言われています。学務部は施設設備やスクールバスなどを管轄します。教師ではなく一般行政職が異動でやってくるポストだと言われています。

教育委員会の事務局についても現場で力を発揮して試験や校長の推薦を受けて配属される先生はそんなに多くはいないようですが、指導主事でも教育委員会の看板を背負って現場に行くので、現場の教師たちには強い立場で臨むことができると言われています。

3 第三者機関

障害者福祉を担っている施設や事業所での虐待や権利侵害に対しては、運営

などの批判が従来からあります。

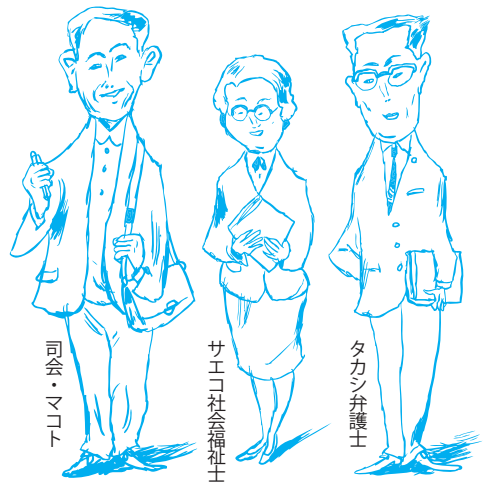
障害者110番という制度は各地の知的障害者の親の会（育成会）や身体障害者の当事者団体が委託を受けて定期的に電話相談などを実施しています。専門性を備えた相談員が専従で相談に乗っているとは必ずしも言えず、この相談員が虐待などの深刻な人権侵害を直接解決することは難しいですが、気安く相談できること、ほかの相談機関や権利擁護機関につなげられること、などのメリットがあります。障害者自立支援法の施行にもなつて廃止された県もあります。

オンブズマンや第三者委員は閉鎖的な入施設などが、客観的な第三者の目で施設内を定期的にチェックしてもらう意味で導入してきたものです。弁護士や有識者などがオンブズマンを務めているところもあり、虐待や権利侵害の端緒や要因に気づいて施設側をバックアップしていくという面では役割を果たしているケースも多いと言われています。

しかし、オンブズマンは施設と契約しているものであり、期待されている役割は施設をよくすることです。利用者（障害者）の利益をどこまで代弁し守るのかという点では限界があるかもしれません。

だれにも聞けない 成年後見の疑問に答えます

親はだれしも自分が死んだ後、知的障害のある我が子のことが不安でならないものです。それなりに豊かな生活ができるように財産を残しても、その財産を守ることは本当にできるのか。どうすれば安心できるのか。たぶん、想像もつかないことがあれこれ起きるのだと思います。



答えについては、「ぱんだ」編集スタッフで知的障害者の権利擁護や成年後見について詳しい弁護士や研究者などの意見を参考に構成しました。

質問

私の兄は入所施設にいるのですが、弁護士の後見人がついでいます。親からまとまった財産を相続して金銭的に余裕があります。施設にいるほかの障害者はお金がありません。

みんな旅行に行こうということになり、施設職員が同行することになったのですが、職員の費用は障害者が負担することになりました。「お兄さんはお金に余裕があるか

ら一番多く負担してもらうことにしました。後見人の弁護士も了解しています」と施設から言われたのですが、なかなか腑に落ちません。



どこにでもありそうな話だけど、おかしい

と思います。そもそも「旅行に行こう」と言い出したのは誰なのかしら？ お兄さんは本当に旅行に行きたいの？ 職員やお金のない仲間の分も自分が余分に負担してまで行きたいのかし

ら。いくら後見人が了解したからといって、お兄さん本人の意思をちゃんと確かめるべきだと思います。たしかに障害者はお金のない人が多いし、財産のある人が少し多く負担するというのをしゃくし定規に規制すると何もできなくなってしまう、というのは障害者支援の現場にいるとわかりま

す。みんな仲間、家族みたいなものだからという感覚に近くなってしまふのよねえ。後見人の弁護士さんと

話し合ってみてはいかがでしょう。



たとえば身体障害があり、判断能力には

問題はないが、旅行には支援者が必要、という人が仲間と旅行に行く場合の費用負担はどうでしょうか。お金に余裕があるからといって、お金のない人のために、当然に多く負担するのでしょうか。それは、本人の金銭感覚、負担する金額の大小、仲間との関係性、どれだけその旅行に行きたいか、な

どの要素によって異なってくるはず。判断能力が十分でない障害者についても、それは同じことです。

そもそも「同行する支援者の費用を障害者が負担することになった」という点は、誰が決めたのでしょうか。利用者本人やその代理人ないし代弁者も参加のうえ、決めたのでしょうか。利用者側抜きで決めて、施設が負担を要求したとすれば、それ自体が問題だと思えます。施設と利用者は現

実的には、対等な関係ではなく、利用者側は拒否しがたいからです。


また、仮に支援者の費用について利用者が負担する（たとえば、ヘルパーを雇う感覚）としても、お兄さんが支援者の費用を一番多く負担する、というのは、つまり、他の利用者の負担すべき分をお兄さんが負担するということになります。

お兄さんにお金に余裕があるからと言って、当たり前のように多く出費すべきものとは思えません。お兄さんの気持ちはどうなのでしょう。金額的にごくわずかなことと言える金額なのではないか。一緒に行く利用者の中には、お兄さんとそれほど仲が良くない人、むしろお兄さんと関係性が悪い人もいたりするのではないのでしょうか。そういう人の分まで負担するというのは、お兄さんとしては本意ではないのではないのでしょうか。お兄さんほどの程度その旅行に行くことを希望している


のでしょうか。いずれにしても後見人としては、本人の意思をよく確認し、家庭裁判所とも相談して、判断しなければいけない、と思います。

質問 2


後見人が大事だということばかりでしたが、なかなか良い人が見つかりません。私（親）も高齢になり不安です。せめて遺言で「私が死んだ後は財産を知的障害のある息子に相続させ、後見人を選任してその後見人に管理してもらうように」と書こうと思っております。この遺言はどうすれば実効性のあるものにできるのでしょうか。遺言に書けば、誰か後見人を探して付けてくれるのでしょうか。

 全財産を知的障害のある息子さんに相続させる、という遺言を書くことはもちろん可能で、それを公証役場に行つて公正証書にしてもらうのが良いと思いま

す。ただ、息子さんのほかにお子さん（息子さんの兄弟姉妹）がいる場合には、できることならば（ヤブヘビにならぬよう、慎重を要しますが）、その方たちにも話しておいて、納得してもらつておく方が良いです。後で相続争いになってしまつて危険を小さくするために。

 公証役場って何を調べて調べてみました。自分の死後の遺産分割方法などを決めておくための文書である「遺言公正証書」、相続人間で遺産分割の話し合いがまとまつた際に作成する契約書である「遺産分割協議公正証書」などの公正証書をつくるところなのですね。離婚や任意後見などの際にも公正証書が作成されます。公文書ですから高い証明力があります。債務者が借金の返済を怠ると直ちに強制執行手続きに移ることができつます。つまり、公正証書を作成しておけば、借金や養育費を相手が払わない場合に裁判を起こさなくても、

すぐ執行手続きに入ることができなのです。

 遺言に成年後見のことを書いても、法的には効力・拘束力は生じません。ふだんはあまりなじみがないけれど、大事なことで調べておいた方がいいですね。ところで、「ヤブヘビ」ってなんですか？ ほかの兄弟姉妹が親の遺産の相続のことに興味を持って、障害のある人の分も自分が自由にできるようにしようと考える、という意味ですか。親にとつてはあまり信じたくないけれど、兄弟姉妹は障害のある本人にとつては掛け替えのない肉親ではあるけれど、遺産相続などのときには利害が相反する関係でもあるわけです。映画「レインマン」もそうした兄弟のエゴと愛情がテーマになっていましたね。兄弟姉妹は親とはまた違つてデリケートで複雑な関係なのですね。そうそう、後見人を付けてくれるよう、遺言に書いておけば何とかなるのですか。

が、親御さんの気持ちが伝わるという意味で、心理的な効果はあるかもしれません。また、親御さんが亡くなったあとでも、必要があれば、親戚や市町村長の申立てによつて後見人は選任されるものです。親御さんが生きているうちに、自分がいわゆる「ぼけた」場合の任意後見人を決めておく（公証役場に行つて書類を作る）、その任意後見人に息子の成年後見人選任の申立と遺言書の保管を頼んでおく、ということも考えられます。しかし、むしろ端的に、今の時点で、「障害者の問題に意識と知識のある第三者」という条件付きで候補者選びを家裁に委ねる形で、息子さんに関する成年後見人の申立を親御さんがしておく、そしてその成年後見人に遺言書の在処を教えておく、というのが良いように思います。だから成年後見人に選任されたのか、親御さんの目で確かめられるし、必要なことを直に伝えられるからです。

知的障害者の判例百選

7

心神喪失の状態で代理人に訴訟を委任するのは有効か？

訴訟委任能力

福島地裁昭和38年11月17日判決（昭和38年（ワ）第219号損害賠償等請求事件）（下民集15巻11号2749頁）

〈事実の概要〉

X（原告）は、昭和37年11月13日、国道を自転車で行中、Y1（被告）が仕事中に運転する自動三輪車に突き飛ばされて転倒し、右側頭蓋骨亀裂骨折の傷害を受け、これにより、健忘性失語痴呆及び性格変化、平衡感覚障害等の後遺症を負った。そこで、XはY1及び雇主であるY2（被告）に対し、損害賠償を求め提訴した。

Yらは、Y1に運転上の注意義務違反がない旨主張するとともに、本案前の抗弁として「XのX訴訟代理人に対する本件訴訟委任は、心神喪失の常況にある間になされたものであるから無効である。したがってX訴訟代理人による本訴提起は不適法であるから却下されるべきである」と主張した。

〈判旨〉

一部認容、一部棄却。

〔証拠略〕によると、S病院長が、昭和39年6月4日から同年8月31日の間にXに対し精神鑑定をなした結果、Xは著明な健忘性失語痴呆及び性格変化が目立ち、感情の動揺が激しく、中庸に保つことが困難であり、日常生活も極めて困難であること、及びこの症状は、事故以来存在していることがわかれるが、一方（証拠略）によると昭和38年1月15日には、妻の立会下ではあるが警察官の取調べに対し事故当時の情况及び被告等との示談進行の事情等につき供述していることが認められる。右の事実によれば、Xは、その精神能力に著しい低下を来しているが、本件訴の提起は、事故による損害の賠償を求めるた

めの自己に利益な行為であるから、Xにおいてもその趣旨は容易に理解しえたものと認められ、したがって、Xが同年10月30日弁護士に対してなした訴訟委任は有効と解して妨げないから右訴訟委任に基づいてなしたX訴訟代理人の訴提起は、適法であつて、被告等の抗弁は理由がないというべきである」

解説

弁護士 関哉直人

1 意思無能力者は、絶対的訴訟無能力者であるが、個々の訴訟行為の効力については意思能力を具体的に判断して定めるべきであると解されており、訴訟無能力者に利益な訴訟行為については、その趣旨を容易に理解しうるとして、裁判例

上有効に解する傾向がある。本件のほか、例えば、最高裁昭和29年6月11日判決（民集8巻6号1055頁）は、12、13歳程度の精神能力しかない者のした控訴を有効とする一方、控訴の取下げを無効とし、東京高裁昭和55年2月27日（判時960号51頁）は、老人性痴呆症と診断された者のなした訴訟委任を無効とした原審を取り消した。その根底には、訴訟無能力制度が弱者に不利に援用されることによる不合理な結果を防止しようという弱者救済の精神が脈打っているように思われる（以上、後記文献372頁参照）。なお、上記東京高裁は、本人が弁護士に訴訟委任をした際の状況を重視し、医師（と思われる）の「老人性痴呆は中期に属し、訴訟委任についても自分で決めること

ができる状態ではなかった」という証言を「訴訟委任がなされるに至った具体的経過を踏まえての鑑定的な所見ではなく、一般的、推測的な所見を述べたに止まる」と評価して委任能力を認めていることが注目される。

2 さて、上記のような裁判例があることから、また、

実際にも訴訟委任という場面において本人がその趣旨を理解して委任することは多く、現実の訴訟においてこれが問題になることは少ない。しかし、この種の紛争を予防するために、弁護士が法律事件を受任する場合、本人の明示的な意思を書面等で明らかにしておくこと

が最小限の配慮として必要である（加藤新太郎「弁護士役割論」162頁注（58））。また、上記のとおり意思能力は具体的状況に応じて判断されるべきものであることから、訴訟委任の時点において本人の意思無能力が明らかである場合は、後見人の選任を家裁に申し立て、選任され

た後見人から委任を受けることになるであろう（なお、当然のことながら後見業務は訴訟後も継続して行うものであることから、長期的な生活支援も考慮した選任が必要である）。

〈参考文献〉加藤新太郎編「判例Cite&契約の無効・取消」（新日本法規出版 1999）371頁

障害者本人が後見制度を望まない場合は……？

成年後見

札幌高裁平成13年5月30日決定（平成12年（ワ）第150号補助開始申立却下審判に対する抗告事件）（家月53巻11号112頁）

〈事実の概要〉

本人は、長男として出生し、中学卒業後母と同居しながら通所施設に通っていたが、その後本人が軽度知的障がいであること及び母の年齢等を考慮して

が、対人面接における親和的対応をきちんとすることができ、簡易作業を理解して概ね正確に作業することができるとのことであった。

がよいと考えられるようになり、自らの法的立場を明確にしたいこともあって、本人について補助開始の審判を求めた。

をするには本人の同意を要件とすることを理由にAの申立てを却下した。Aが抗告。

〈決定の要旨〉

抗告棄却。

精神薄弱者援護施設に入所した。入所時の判定によれば、精神発達遅滞及び精神分裂病が認められ、鈴木ビネー式知能検査による知能指数は48で、言語力にやや不十分な面も認められる

その後母には認知症状が認められ特別養護老人ホームに入所したが、三男であるA（申立人・抗告人）は、本人名義の家の管理を任せる旨の委任状を受け取る一方で、本人の預貯金など他の財産管理も申立人が行った方

一審（札幌家裁夕張出張所平成12年11月16日審判）は、家庭裁判所調査官の面接の際、本人が財産管理を援助する人を法的に選任する必要はない旨明確に述べたこと、審問期日において本人は改めて同様の陳述をしたことを踏まえ、補助開始の審判

「事件本人は、原審の第1回期日の本人尋問において、事件本人に対する本件補助開始の申立てがなされていることを知っているが、事件本人としては、入所施設による金銭の管理を第1に希望しており、日常の金銭の

知的障害者の 判例百選

7

需要に痛痒は感じていない旨陳述した。：事件本人の判断能力が不十分であることが認められるものの、入所施設に入所してから現在に至るまでの生活状況は、十分に安定していること及び事件本人は、Aによる本件申立ての事実をも十分に理解した上で、Aによる補助開始に同意しない旨の意思を表明したことが認められる。ところで、補助の制度は、軽度の精神障害のため判断能力が不十分な者を保護の対象とする制度であつて、本人の申立て又は本人以外の者による申立てによつて開始されるが、本人以外の者による申立てには、本人の同意があることを要するところ、本件では、事件本人が補助開始に同意していないことが明らかであるから、補助開始の要件を欠いている。このことは、仮に、事件本人の財産についてAが危惧するような事情が認められるとしても、結論を異にしない。したがつて、Aが主張する事件本人の財産の管理に関する疑念・危惧について判断するまでもなく、本件補

助開始の申立ては理由がない。

「なお、Aは、事件本人が補助開始に同意しなかったことについて、他の弟妹に対する気兼ねによるものである旨主張するが、一件記録中に、事件本人の原審第1回期日における陳述の信用性を疑うべき事情を窺わせるような合理性のある資料は何ら存せず、Aが、本件抗告申立て後に提出した平成13年3月13日付け『同意書』をもつて、原審が事件本人から直接意見聴取し、意思を確認した事実を覆すには到底足りない」

解説

弁護士 関哉直人

成年後見制度は、民法改正に伴い平成12年4月から開始された制度であるが、中でも補助の制度は、本人の保護とともに本人の意思を尊重することを趣旨として新たに設けられた制度であり、このため補助開始の審判を行うには本人の同意が必要とされている（民法14条2項）。本件は、改正法施行直後の平成12

年5月1日に申立てがなされているが、申立人であるAは認知症状の母から本人財産の管理に関する委任状を受け取っているなど、いわくつきの申立てであり、また、本人が補助開始に同意しない旨明確に述べていることから、結論としては却下されて当然であろう。

もっとも、背後に窺われる問題は単純ではない。この種の事件は多く、障害のある親族の財産を狙う者は多い。他方で、入所者の場合、入所施設としては利用料確保のため本人の財産を管理したいという希望がある。自立支援法施行後は特にその要請が強いようである。本件でも本人が「入所施設による金銭の管理を第1に希望している」という趣旨がどのようなものであるか、本人が実際はどのような生活を臨んでいるのか、見極める必要がある。

別の問題として、後見、保佐類型には本人の同意が不要であるが、本件の補助類型には同意が必要である。本件の本人の能力は、鑑定次第で保佐類型にも

該当する可能性はある。その場合の本人の意思尊重は如何に調整されるのか。また、親族が何らかの手段で本人に同意をするよう説得した場合はどうか。補助類型の者が消費者被害に遭いやすいように、親族からの巧妙な説得により本人が真意ではなく申立てに了承してしまう可能性は常にある。本件でも、詳細は不明であるものの「平成13年3月13日付け『同意書』」なるものが抗告後に取り付けられているようである。対立当事者がない中での家裁審判において、調査官あるいは裁判官がどこまで本人の真意に近づくことができなのか。結局は、公平・適切に鑑定や調査、審判がなされることに尽きるが、対立構造を欠く家裁審判において適切な制度運用がなされるよう、申立てから審判後の状況まで、支援者等周囲の関係者が目を見張ることが必要とされているといえるであろう。

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例

「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」が平成二十二年三月三十一日北海道で公布されました。

この条例は北海道自民党・道民会議保険福祉分野提案条例研究会(会長 清水誠一)が各地の障害者団体との話し合いで、千葉県に続く条例を作ろうと論議し、昨年から各団体、当事者団体に意見を聴取し、8月には旭川市で、11月には函館市で

「北海道障がい児者が暮らしやすい地域づくりフォーラム」を開催し趣旨を説明し3月の道議会で全会派が賛成し公布されました。

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに

障がい者及び障がい児が暮らしやすい

地域づくりの推進に関する条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障がい者及び障がい児の権利を擁護するとともに、障がいがあることによつて障

がい者及び障がい児が異なる差別、虐待も受けることのない暮らしやすい地域づくりを推進するため、障がい者及び障がい児の視点に立つて、道の施策の基本となる事項、道が実施すべき事項及び道と市町村との連携により実現すべき事項などを定めること等により、地域における障がい者及び障がい児の権利を擁護し、及び生活の支援に向けた環境を整備し、もつて北海道の障がい者及び障がい児の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「障がい」とは、心身の状態が疾病、傷害その他の事情に伴い、その時々の社会的環境において求められる能力又は機能に達しないことにより、日常生活又は社会生活において継続的に相当な制限を受ける状態をいう。

2 この条例において「障がい者」とは、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する身体障害、知的障害又は精神障害がある者(高次脳機能障害者及び発達障害者支援法(平成16年法律第

167号)第2条第2項に規定する発達障害者を含む。)をいう。

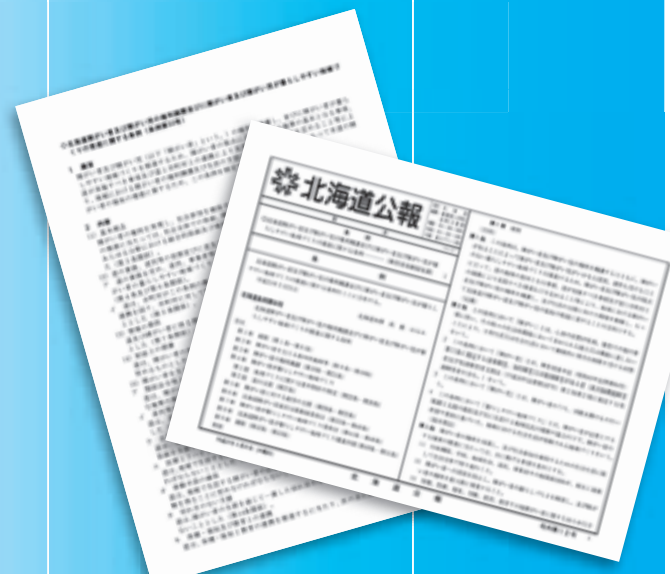
3 この条例において「障がい児」とは、障がい者のうち、18歳未満のものをいう。

4 この条例において「暮らしやすい地域づくり」とは、障がい者が必要とする配慮と支援の提供及び共に生活する地域住民の理解や協力の下で、障がい者の希望や意欲に基づいた、地域における社会生活が保障される地域づくりをいう。

(基本理念)

第3条 障がい者の権利を実現し、及び社会参加を確保するための社会生活に関する施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 行政機関、学校、地域社会、道民、事業者その他関係団体が、相互に連携して社会全体で取り組むこと。
- (2) 障がい者への差別を防止し、障がい者の暮らしづらさを解消し、及び障がい者の権利を最大限に尊重すること。
- (3) 保健、医療、福祉、労働、経済、教育その他障がい者に関するあらゆる分野において、総合的に取り組むこと。
- (4) 道内における地域間の格差の是正を図ること。



目次

第1章 総則(第1条―第8条)

第2章 障がい者を支える基本的施策等(第9条―第18条)

第3章 障がい者の権利擁護(第19条―第21条)

第4章 障がい者が暮らしやすい地域づくり

第1節 地域づくりに関する基本指針の策定(第22条―第26条)

第2節 道の支援(第27条)

第5章 障がい者に対する就労の支援(第28条―第32条)

第6章 北海道障がい者就労支援推進委員会(第33条―第40条)

第7章 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会(第41条―第48条)

第8章 北海道障がい者暮らしやすい地域づくり推進本部(第49条―第51条)

第9章 雑則(第52条―第53条)

附則

(道の責務)

第4条 道は、この条例の目的を達成するため、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、暮らしやすい地域づくりを推進する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければならない。

(道と市町村の連携)

第5条 道は、障がい者施策における市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村がその地域の特性に応じ、この条例の趣旨に合致した施策を実施することができるよう、市町村との緊密な連携を図るとともに、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(道民等の役割)

第6条 道民、事業者及び関係団体(以下「道民等」という。)は、基本理念に基づき、障がい及び障がい者に対する理解を深めるとともに、暮らしやすい地域づくりを推進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(情報の提供)

第7条 道及び障がい者に係る情報を有するものは、情報の保護に留意するとともに、相互に連携し、その責任と能力に応じて暮らしやすい地域づくりを推進するために、障がい者が必要とする情報の提供に努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 道は、障がい者の社会生活に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 障がい者を支える基本的施策等

(関係法令等との調和)

第9条 道は、障がい者の社会生活に関する施策の推進に当たっては、障害者基本法、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)その他の関係法令との調和を図りながら、効果的な施策の展開を図らなければならない。

(道民等の理解の促進)

第10条 道は、道民等が障がい及び障がい者に対する理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(企業等の取組の支援)

第11条 道は、地域における障がい者の自立した生活の確保に向けた企業その他の事業者による自主的な取組を支援するよう努めなければならない。

(医療とリハビリテーションの確保)

第12条 道は、地域で生活する障がい者に必要な医療とリハビリテーションを確保するよう努めなければならない。

(移動手段の確保)

第13条 道は、地域で生活する障がい者の障がいの別及び程度にかかわらず、いかなる差別も受けることなく必要な移動の手段が確保されるよう、公共交通事業者その他の関係者の理解を得ることができるよう努めなければならない。

(切れ目のない支援)

第14条 道は、障がい者の乳幼児期、学齢期等生涯を通じて一貫した切れ目のない支援を確保できるように努めなければならない。

(保健・福祉及び教育との連携)

第15条 道は、保健・福祉と教育の連携を推進するに当たっては、次の点に配慮しなければならない。

- (1) 障がい児の希望などに応じた教育及び保育が受けられるようにすること。
- (2) 障がい児を受け入れる教育機関において、関係機関との連携等を通じて、必要な介助、医療的ケア及び自立活動の指導の充実が図られるようにすること。
- (3) 前号の教育機関の取組の推進を図るため、道及び関係機関は専門知識を有する人材の育成及び確保に努めること。

- (4) 障がい児に対する支援が、学校及び放課後を問わず、地域全体の連携及び協力の下で行われること。
- (5) 学校教育及び社会教育など生涯学習の場において、障がい者に関する理解の促進が図られるようにすること。

(高齢者施策等との連携)

第16条 道は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、地域の特性に応じ、共生型事業(障がい者、高齢者、子どもなど地域福祉に係る施策について、これらを一体的に実施する事業をいう。以下この条において同じ。)の普及に努めるとともに、市町村が共生型事業を実施するに当たっては、必要な支援に努めなければならない。

(障がい者の家族に対する配慮)

第17条 道は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、障がい者の家族に対して必要な配慮をしなければならない。

(地域間格差の是正等)

第18条 道は、この条例に基づく障がい者の社会生活に関する施策の実施に当たっては、障がい者が希望する地域において暮らすことができるよう、サービス基盤の地域間格差の是正と地域間の均衡に配慮しなければならない。

第3章 障がい者の権利擁護

(障がい者の権利擁護)

第19条 道及び道民等は、地域で暮らす障がい者の権利擁護に配慮しなければならない。

(障がい者への配慮)

第20条 道及び道民等は、学校、公共交通機関、職場その他障がい者が生活をするために必要な場において合理的配慮(障がい者が、障がいのない者と同等的に日常生活又は社会生活を営むことができるようにするために必要な配慮をいう。)に努めるとともに、差別や不利益な扱いをしてはならない。

(虐待の禁止)

第21条 何人も、障がい者に対し、次に掲げる行為(以下「虐待」という。)を行ってはならない。

- (1) 障がい者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。

- (3) 障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置及び遺棄等監護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- (4) 障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (5) 障がい者の財産を不当に処分することその他当該障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

第4章 障がい者が暮らしやすい地域づくり

第1節 地域づくりに関する基本指針の策定

(基本指針)

第22条 知事は、地域間の福祉サービス等の格差及び障がいの有無や程度による社会参加の機会の不均衡の是正を図りながら、障がい者が暮らしやすい地域づくりを推進するため、市町村が実施することが望ましい事項等の基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第23条 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 地域で暮らす障がい者に対する相談支援体制の確保に関する事項。
- (2) 地域自立支援協議会（地域で暮らす障がい者の支援に関与する関係者が連携するための協議会をいう。）の設置及び運営に関する事項。
- (3) 地域で暮らす障がい者や当該障がい者の支援に関する地域資源の実態の把握に関する事項。
- (4) 地域住民と地域における関係者との連携や協力等による障がい者の支援体制（災害時の支援を含む。）の確保に関する事項。
- (5) 地域で暮らす障がい者の就労支援に関する事項。
- (6) 調整委員会（地域で暮らす障がい者に対する暮らしづらさの解消を図るために、市町村が設置する協議組織をいう。）に関する事項。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、障がい者が暮らしやすい地域づくりについて必要な事項に関する事項。

(意見聴取等)

第24条 知事は、基本指針を策定するに当たっては、

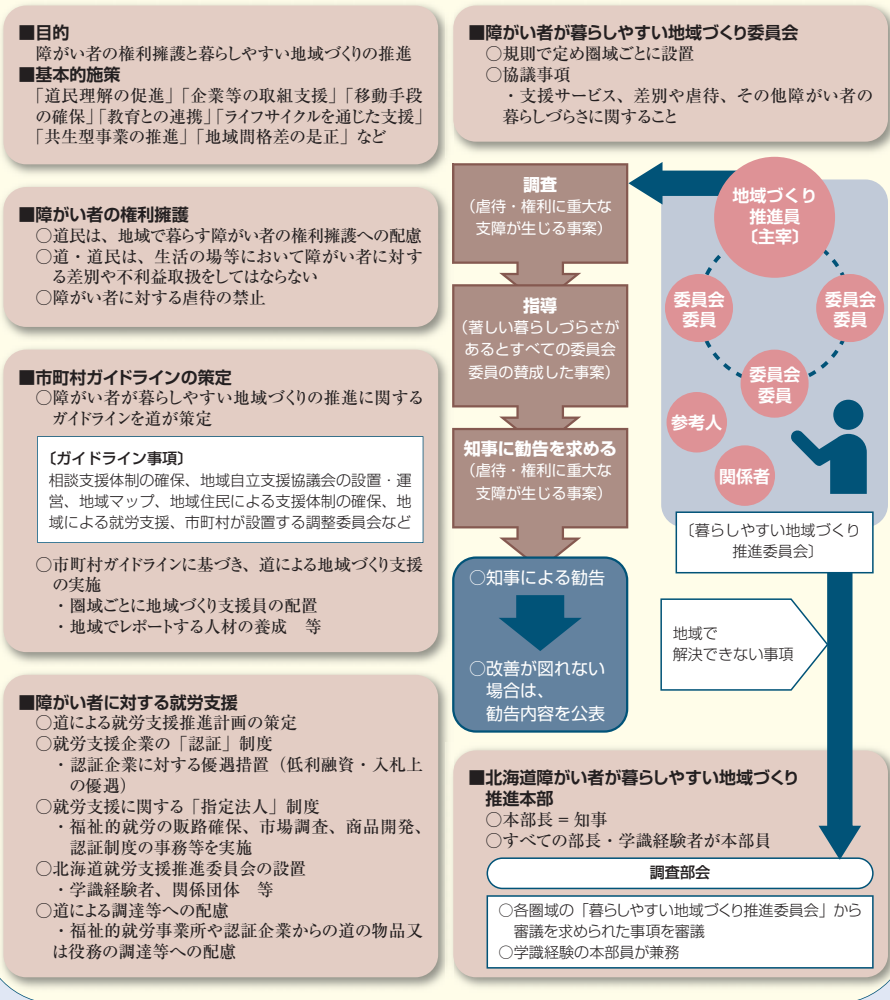
あらかじめ、障がい者と障がい者の家族及び関係団体の意見を聴くとともに、道民の意見を反映することができるような必要な措置を講じなければならない。

第25条 知事は、基本指針を策定したときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。

(運用)

第26条 前2条の規定は、基本指針の変更について準用する。

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例案



第27条 道は、基本指針に基づく市町村の取組に対して、次に掲げる支援のための措置を講じなければならない。

以下省略
全文はホームページをご覧ください。

みずほ おいしいもの展

みずほ銀行多摩センター支店

NPO法人 楽笑 小田 泰久

2009年
4月23日
▼
5月15日

みずほ銀行で障害者のおいしいもの展をやりました。

障がいを持つ方がつくった商品には、とても珍しい物や、おいしい物、地域の特産を活かした物など、幅広いジャンルを取り扱っています。その特色のある商品は、

「授産商品」というカテゴリに入られて、その言葉だけで価値が下がったり、先入観からお情けでしか商品として見てもらえずに終わってしまうという現実がありました。

今回の「おいしいもの展@しようがいのある人たち」はこれまでの先入観を払拭し、ただ単に「おいしい物はおいしい」と普通に感じて頂けるように、今までふれたことのない、障害がある方の商品にふれてもらう機会を設けようという思いで企画をしました。

場所は、多くの人が集まるみずほ銀行多摩センター支店のロビー。支店長の大森隆一郎さんは、多摩地区の住民に、地元に住む障がいのある方がつくる商品を知ってほ





おいしいという思いが強く、その啓発の場として銀行のロビーを活用したいと本部に提案をしてくれました。

銀行のロビーで障がいがある方がつくる商品を展示するという前例のない試みに、銀行側と作業所側との調整に時間がかかりました。

自分の作業所だけが売上を上げるだけではなく、「障がいがある方がつくる商品」全体の価値を上げるといふ啓発の為の場所として今回のおいしいもの展があるという事で合意をしました。

おいしいもの展が始まると、多くのマスメディアに紹介されました。お客さんも商品を手に取



り、住所をみて「多摩でつくっているんだね」「おいしそうだね」と興味を持ってくれました。

また、初めての試みに慣れない銀行員さんも、大森支店長の熱い思いとお客さんの反応の大きさに余計に熱かこもってリーフレットをお客様に配ってくれました。



みずほ銀行 多摩センター支店 支店長 大森 隆一郎

おいしいもの展を始めるときは正直心配していましたが、私の想像以上にお客さまからの反響が大きく、確かな手応えを感じました。行員の障害者支援への意識も格段に高まりました。是非こういう活動を広げて行きたいと思ってます。全面的にバックアップ頂いた PandA-J さんには本当に感謝しています。ありがとうございました。

最終日、銀行員の方々と試食をした際は、「これ食べたかったんだ」「すごくおいしい」「どこで買えるの」と商品としての価値を認めてくれる反応を見ることができました。

その反応を見ると、支店長の熱い思いが伝わり、窓口でリーフレットを配るときにお客様に対して気持ちのこもった対応をして頂けているのだな、と感じました。

そして複数の銀行員から、「支店長、第2弾やりましょうよ」と声があがっていたのを聞いて、「おいしいもの展@しょうがいのある人たち」の思いがさらに加速しながら進みそうで、嬉しくなりました。

親 図 鑑

7 スポーツ編

文：野沢和弘

障害のある子は親の職業を選ばずに生まれてくるものだとつくづく思うことがあります。

プロ野球の有名選手が記録を達成したとき、試合後にスタンドで観戦していた家族と一緒に喜びを分かち合うシーンがテレビで放送されたのを偶然見ていました。まだ小さな子どもを抱き上げてスタンドのファンに向かってその選手が手を振ったのを見たとき、あつと息をのみました。抱き上げられた子どもには明らかに知的障害があるのがわかったからです。

感激した面持ちで選手はファンに感謝の言葉を述べ、障害のある小さな我が子を本当に慈しむように抱きしめたのでした。

プロ野球といえば子どもたちにとつてはあこがれの職業。スター選手はファンにとつてはヒーローですが、現役時代はそれはすごいプレッシャーの中で毎試合臨んでいるのだと選手だった人に聞いたことがあります。負傷したり体調が悪くてもそれを口に出したら試合に出してもらえないので、黙っている。それで活躍できなければ2軍に落とされる。言い訳をすればたたかれる。厳しいプロの世界を生き抜くためには、運動センスや肉体的才能だけでなく、自分の内側に強固なモチベーションを維持し続けなければならぬでしょう。それは、何のために闘うのか、誰のために耐えるのか

か、という焼けた剣先をいつも喉元に突きつけられているようなものかもしれません。名を遂げた選手が成功の理由として家族の存在を挙げる例が多いのはうなづけます。

何万人もの観衆の中でプレッシャーの重圧に耐えながら長年活躍してきたあの選手にとつて、障害のある子との出会いはどのようなものだったのでしょうか。大記録を打ち立てたとき、障害ある子を抱き上げて大観衆の拍手と歓声を浴びた彼の心中を思うと、さまざまな感慨がわき起こってきます。

柔道の山下泰裕さんといえば日本柔道のヒーローです。柔道は日本の国技であり絶対にオリンピックでは負けられないというプレッシャーに選手たちはさらされるのは想像に難くありません。しかし、体格的に外国人選手に劣るため、オリンピックの種目に柔道が採用された当初は、重量級では苦しい闘いが強いられました。東京オリンピックの無差別級で日本選手がオランダのヘーシンク選手に一本負けしたシーンは、日本柔道界やテレビでの観戦者に衝撃を与えました。その後も重量級ではなかなか勝てませんでした。

そうした中で登場したのが山下選手でした。重量級のトラウマを解消する救世主のように期待され、実際、外国人選手相手には圧倒的な強さを誇りました。引退から逆

算して203連勝(引き分け含む)、対外国人選手には生涯無敗(116勝無敗3引き分け)という大記録を打ち立てています。国民栄誉賞も受賞しており、「史上最強の柔道家」と言われています。

しかし、山下選手といえばオリンピックをめぐる不運なエピソードが語り継がれることとなります。全盛期で迎えたモスクワオリンピック(1980年)は、ソ連(当時)のアフガニスタン侵攻に西側諸国が抗議して一斉に不参加を決めました。涙ながらも無念の思いを語る山下選手の映像を今でも覚えている人は多いと思います。その4年後のロサンゼルスオリンピックでは、山下選手は足を負傷し痛々しい試合が続き、決勝で一本勝ちして金メダルを獲得し、男泣きした映像は今も時折放映されることがあります。まさに日本人のヒーローでした。

その山下さんに自閉症の子どもがいることは一部の障害関係者の間でこそ有名でしたが、世間一般には知られていませんでした。

08年7月に熊本市で開かれた自閉症協会全国大会での山下さんはビデオレターで祝辞を述べました。公式の席で息子の障害のことを明らかにしたのはおそらく初めてではなかったでしょうか。会場の人々は柔道界のヒーローの言葉の一つ一つに胸を打



たれていたそうです。少し長くなりますが、山下さんの祝辞をここに紹介しましょう。

私はこれまで選手として、あるいは指導者として多くの人々に支えられながら活動してきました。そして努力したことがすべて結果に結びついてきましたので、知らず知らずのうちに強い立場からものを見る、人を見る、そういう人間になっていました。結果が出せない人がいると努力が足りないんじゃないか、工夫が足りないんじゃないか、全力を尽くして真剣にやっているのか、そういう風に見ていたわけです。

そんな私の生き方、見方を変えてくれた

のが次男でした。次男は自閉的な傾向を持った障害者です。人とのコミュニケーションをとるのが大の苦手です。しかし、たいへん親切で正直でうそがつけません。人に喜んでもらうことが大好きです。彼が考えていることや気持はいつも表情に表れます。次男が、私に相手の立場にたって考えることや弱い立場の人、ハンディを背負っている人について考えることの大切さを気づかせてくれました。

人間は誰にでも素晴らしいところと足りないところがあると思っています。そして

誰一人、自分の力だけで一人で生きてはいけないと思います。現代社会の中で、我々はお互いに支えあいながら生きているのではないのでしょうか。障害をもった人と接し行動することは、我々に、我々が持っているながら、しかし今の競争社会の中で失いかけている優しさや思いやりの心呼び起こしてくれる、私はそういうふう信じています。

障害やハンディをもった人たちも我々と同じように人間らしく生き活きと生きていく権利があるはずですし、そんな日本になつてほしいと願っています。もつともつと多くの人たちが障害を持った人と関わることで、世の中の雰囲気や価値観もよい方向に変わると信じています。

(日本自閉症協会第20回全国大会inくまもと記録誌より抜粋)



負け知らずの栄光の人生を歩んできた山下さんが自閉症の次男と出会って、「誰一人、自分の力だけではひとりで生きては行けない」ということに気づいたというのです。どんなに努力してもどうにもならないことが、時として人生には起きます。しかし、誰だつて一人では生きていけないのです。ふだん私たちはそれに気づかずに生きているだけなのです。

きょうだいの ホンネ ⑦

川合 佑美子

今回「兄弟のホンネ」を書く機会を与えてくださり、大変感謝しております。家族に知的障害者がいるということが私にとつ

てどのような意味のあることなのか、考えることは度々ありましたが、それについて人に話したりする機会は今までありませんでしたし、自らが感じてきたことを整理することもしてきませんでした。そこで、今回このような機会を頂いたことで、知的障害者の姉という立場からこれまでを振り返ってみたいと思います。私を感じてきた

ことを素直に書かせて頂くことで、何かの役に立てるなら大変嬉しく思います。

物心ついた頃から、家族からは「障害者の姉」ということで、大変だ、苦勞する、ということ言われていたように思います。確かに、障害があるということはほかとは違うという意味で、健常者と同様の生活を送ることはないように思います。例えば昔、妹が小学生の頃、妹が不機嫌になると私に頭突きしようとしたり、ひっかこうとしたりと、暴れて「攻撃」してくるものがよくありました（現在でも時々ありますが…）。小学生にして、家の壁を壊す破壊力で私に向かって頭突きをしてくるときは本当に怖かったので、トイレに逃げ込んで鍵をかけたこともありました。しかし、これは知的障害があるからということなのか、それとも兄弟ゲンカが激しい家庭ではそういうものなのか、捉え

方は様々だと思います。

妹は私が2歳半の時に生まれました。私にとつては、知的障害のある妹が当たり前存在であり、特に違和感なく生活してきたように感じます。時々、もし妹に知的障害がなかったら、学校生活や、家族のこと、お互いの進路等々を姉妹で話したりしたかもしれない、と思うこともあります。でも、だからと言って悲觀的になっっているのではなく、そんなことを考えながら楽しんでいると言ったところです。あれこれ考えても、最終的にはやはり今のままの（知的障害のある）妹が一番しっくりくる、という感じ

です。ただ、姉としては、親が妹の面倒をみられなくなった時、どうなるのだろうかという漠然とした不安があります。全ての面倒をみることはおそらくできないでしょう。そうになると、施設に入る、ということになると思いますが、毎日の歯磨きやお風呂のお世話などが行き届いているだろうかとか、





◎筆者プロフィール

川合佑美子（23歳）。1986年3月生まれ。2004年3月 立教女学院高等学校 卒業。2004年4月 一橋大学法学部 入学。2007年2月～12月 オーストラリア キーンズランド州立大学へ学部派遣交換留学。2009年3月 一橋大学法学部 卒業。

妹にとつての幸せは実現できるだろうか等々、将来に対しての不安があることは否定できません。

このような将来への不安がある一方で、知的障害者がいるからこそ楽しいこともたくさんあります。例えば、妹が成人式の時に、着物を着て物凄く嬉しそうな表情を見せた時は、私の方が感動して嬉しくなってしまうほどでした。妹は普段は洋服のことなんか特に気にも留めていないし、そもそも何を着ているのかなんてわかっていないのではないかと、とさえ思っていました。でも実は、きれいな服を着ると嬉しいのです。その表情や嬉しそうな仕草を見た時は、やっぱり女の子なんだと再確認しました。また、成人式に着物を着せて良かったと思えるほど喜んで気に入っていたので、見ている私たちは本当に幸せな気分にならせてもらえました。

普通のことを妹が当たり前に健常者と同じようにしていると、何だかそれが新鮮に映ったり、日常の一つ一つの場面で私たちに「そう来たか！」と思わせるような意外な行動を取ったりすることで感心させられたりと、妹のおかげで日々の生活に刺激を与えてもらっていることは間違いないです。そしてそれが、知的障害者の妹と暮らすこととの醍醐味のように私には感じられます。

このような妹は我が家のムードメーカーであり、私にとつて大切な存在です。妹の存在のおかげで、私も今まで色々なことにチャレンジしようというエネルギーが湧き、頑張ってくる事ができました。将来への漠然とした不安から、「私がしっかりしないといけない」と気負ったりすることもありますが、これまで学校の先生や作業所のスタッフの方が妹を支えてきてくれたことは本当に有り難く、これからもきつと妹は人に恵まれていくだろうな、という安心感もどこかにあります。

これからどのような人生をお互いに歩んでいくことになるかはわかりませんが、理



想としては可能な限り「頼れる姉」として妹を支えていけるようにしたいと思えます。それは、私が物心ついたころから揺らぐことなく抱き続けてきた夢です。そう言っている時点で既に気負っているのかもしれませんが（苦笑）、私自身の生活も楽しみつづ将来のことも視野に入れて、うまくバランスを取りながら生活していければ、妹も私もお互いに納得の行く生活が送れるような気がしています。妹に支えてもらいつつ、私もいざという時に妹を支えられるような関係を目指して、私も成長していこうと思えます。

衝撃的だが、 押しつけがましきも重苦しきものなこ。

この10年近く、「リアル」という漫画が読
みつがれているのをご存知だろうか。あの
大ヒット作品「スラムダンク」を描いた井
上雄彦が、車椅子バスケットボールに素材
を求めて描いた作品である。実にすばらし
いのだが、週刊誌への連載は2か月に1回
だし、したがって単行本はたった一度の毎
年秋の刊行を待たなければならぬ。それ
を待つ間、すでに出た号を何度も読
み返しているがそれでも飽きることがない。

「スラムダンク」は、世界中で翻訳出版さ
れ累計1億部に上るといふ。その作者が描い
ただけに「リアル」もさすがにすごい。い
い年をしたオヤジがいつも泣かされる。若
者たちの痛ましいほどの青春の彷徨に胸を
打たれる。それでも、登場する若者たちが
何かを見つけて出すだろうことを信じさせて
くれる物語の展開が心地よい。

車椅子バスケットボールの起源は第二次
大戦で負傷し車椅子生活を余儀なくされた

軍人たちが、1946年頃に全米退役軍人病
院で始めたことにあるという。その後、米
英を中心に急速に広がり今ではすっかり市
民権を得るところか、世界の75ヶ国が国際
車椅子バスケットボール連盟に加盟してい
るといふ程に普及した。我が国でも、毎年、
北九州市で「北九州チャンピオンズカップ」
という国際大会が開催されているようだ。
2003年には、その北九州市をスポンサー
とする「ウイニングパス」という映画がつく
られた。今をときめく松山ケンイチと堀北真
希が主演しており、今日でも各地で上映会
が開かれているようだ。「リアル」とは違
う仕上がりだが、爽やかな後味の残る映画だ
つた。

ところで、「マダーボール」(2005年、
アメリカ)という映画がある。車椅子バスケ
ットではなく車椅子ラグビーに取材したドキュ
メンタリーである。映画を見るまで、車椅子
ラグビーというスポーツがあることさえ知

らず、全く偶然に出くわしたのだが、衝撃
的な映画とその映像だった。車椅子ラグビー
のルールは通常のラグビーのそのように
複雑なものではなく、選手がボールを敵側
のタッチラインにあるゴールゾーンに運ぶ
だけというシンプルなものだ。それ故に激
しい。ゴールしようとする選手に対し車椅
子ごとガツンガツンとタックルするのだか
ら、車いすは倒され、選手は床にたたきつ
けられる。まさにマダー(殺人)ボールである。
ローマ時代の戦車かと思まがうほどに頑丈
に改造された車椅子はさながら凶器である。

この映画の主人公は、かつて不敗を誇る
アメリカ代表チームのエースだったが、年
齢のために戦力外通告を受けた後に、カナ
ダのナショナルチームの監督として自分を
追い出したアメリカチームにリベンジする
ことを誓う。そして、その一方で敵役となっ
たアメリカチームの青年たちの人生と戦い
の軌跡も紹介される。そうって個性豊かな若

者たちである。交通事故やケンカの後遺症のために、あるいは先天性の病気によって車椅子での生活を送ることになった彼らだが、誰もが漫画の「リアル」の登場人物たちのように熱くて濃いのだ。彼らはカナダチームの監督になったかつてのチームメイトを「裏切り者」と呼ぶ。そして、絶対に奴を潰すと氣勢を上げる。そんなくだりもドキュメンタリー映画だから当然なのだがリアルである。

アップテンポのBGM効果に煽られたのか、画面に眼が釘付けになりながら、「障害者になったからマダーボールに出会えたんだ」と語る選手にこのスポーツの魅力を説得されてしまう。試合中のすさまじい激突を見ると車椅子が「凶器」に見えてくるほどだから、衝撃的な映画ではあるのだが、押しつけがましさも重苦しさもない。というより、登場人物たちが車椅子に乗る「障害者」であることなどとつくに忘れてしまう興奮

がある。その高揚感は今編を貫いており、アメリカチームとカナダチームが激突する世界選手権のシーンで最高潮に達した。

そして、映画はエンディングに向かい、闘い終えたアメリカのナショナルチームの選手たちが復員軍人の病院でデモンストレーションを行うシーンとなる。イラクで傷ついた兵士たちが車椅子の上から明るい表情でそれを見ているのだが……。映画の制作時点では、アメリカのナショナルチームの選手たちには、こうした傷痍軍人はいないようだが、そのうち、こうした元兵士の選手たちが増えてくることを暗示するためのシーンなのだろうか。

朝鮮、ベトナム、第一次湾岸、そして、9・11を経てアフガニスタン、イラクと第2次大戦以後の60年余りも絶えることなく戦争を続けてきたアメリカである。イラク戦争だけでもアメリカ軍の戦死者は4000人を超え、負傷者はおそらくその10倍に達する

であろう。そのうちの何人が車椅子を手放せなくなるのだろうか。ひるがえってイラクの側を見れば、いわゆる一般市民を含みさらに10倍はおろか100倍もの死者や負傷者がいることだろう。

戦争は常に大量の障害者をつくりだしてきた。リハビリテーション医学の進歩も、こうした傷ついた兵士の治療や社会復帰プログラムとして発展してきたいきさつがある。車椅子バスケットボールもマダーボールもその進化形である。マダーボールの選手の一人は、「車椅子生活になったからこそ、このスポーツに出会えて幸せだ」と語った。

しかし、車椅子バスケットボールの起源が傷痍軍人たちのレクリエーションにあるからといって、軍の病院で両足を失った兵士に「大丈夫だよ。君らにはもつとスリリングなマダーボールがあるから」といえるだろうか。悲しいパラドックスが見えてくるラストだった。



ウイニングパス：
日本デジタルコミュニケーションズ



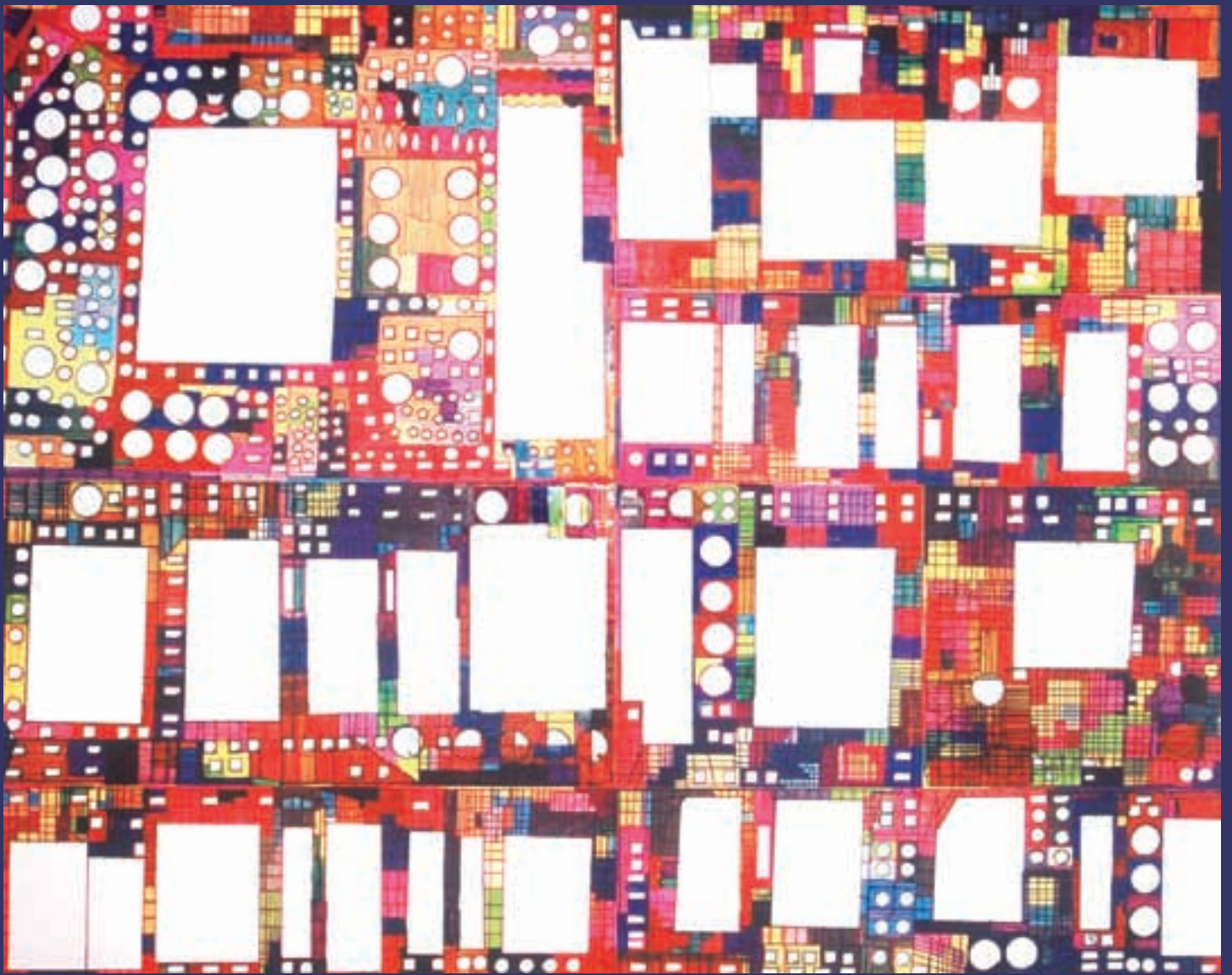
マダーボール：
エイベックス・トラックス

佐藤進

社会福祉法人昂を立ち上げ、何の因果か学長職に、ブログ「ときどき『カチンコ』福祉者（昂のための応援歌）」では映画評を発信。多彩多才。

ブログURL

<http://blog.livedoor.jp/pikarinco/>



「家」八重樫 季良

ルポ・アートな生活 ⑦

社会福祉法人 光林会

るんびにい 美術館

撮影◎曾根原 昇 文◎相原真弓

外は吹雪で空気は肌を刺すように冷たいが、迎えてくれる人々の笑顔が温かい。岩手県花巻市、この地域を舞台にボーダレス・アートの発信地として誕生した「るんびにい美術館」を取材とした。運営するのは社会福祉法人光林会。「命の輝きとの出会い」をコンセプトとし、企画展を中心に常時、障害



よく見ると、あの歌が聴こえてくる… 「少年時代」 小林 覚

アートと憩いの空間で、
「命の輝き」
と出会う場所。



社会福祉法人光林会 るんびにい美術館
岩手県花巻市星が丘 1-21-29
電話・FAX 0198-22-5057

のある人の作品が展示されている。美術館内は、一階にギャラリーと軽食喫茶、菓子工房「夢舎夢舎」、2階には創作活動の場としてアート工房「まゆーら」がある。アートの発信地として作品を展示するだけではなく、障害のある人たちのカルチャーセンターとして創作活動の場や空間を提供し、また地域の方々気軽に立ち寄り、交流のできる場としても開放している。館内では、美術館のオリジナルグッズの販売を行い、カフェのメニューも多彩に取り揃えている。



美術館の外壁には小林覚さんのデザインした「るんびにい美術館」の文字が描かれている。

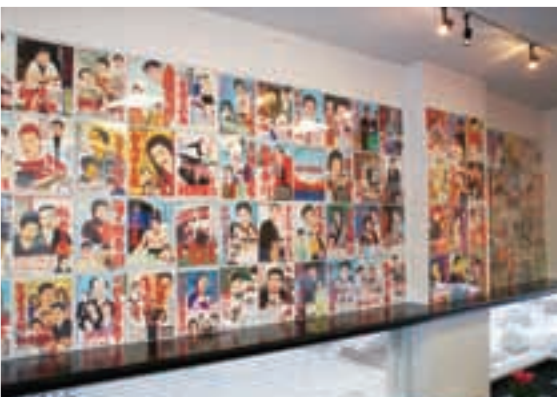


企画展 岩崎 司 ～義と博愛の夜明け～

アート工房 「まゆーら」の活動風景



左上の作品は
第12回 きらら・アート・コレクション大賞作品
作：佐々木早苗さん



企画展 木伏 大介展

「メンバー一同お待ちしております。」と書かれた紹介文を横目に、アート工房まゆーらへ2階に続く階段を上る。まゆーらとは、多彩に輝くメンバーの個性と作品をイメージして、ヒンディー語である「くじやく」の意味で名付けられた。活動は、絵画や刺し子、機織りなど様々。静かに黙々と創作に励む方もいれば、メンバーや作品を紹介してくれるお客さん対応係の方、自由な雰囲気の中に漂う温かい空間が、創作



アート工房 まゆーらのメンバーのみなさん

へ向かう気持ちを高める。『いわて・きさららアート協会』が主催する障害のある人の作品を集めた公募展『いわて・きさららアート・コレクション』への出品も毎年行っており、入賞する作品も多くある。この活動の実行委員でもある同美術館スタッフの村井さんは、目の見えないで眠っていた作品の発掘やアート活動を行う団体とのネットワーク作りを通して、周囲の目や意識が変わっていったということを実感し

ているという。賞を取ることがすべてではなく、活動を楽しめればいいという視点に立ちながらも、その人独自の表現を見出して、面白い作品をもっと多くの人に知ってほしいという思いがある。作者にとっては、美術作品だという意識はなく、自分自身の思いのままに表現されるものでも、作品としての評価を得ることで嬉しさを感じ、自信へとつながっていくこともある。作品そのものの面白さ、感動、癒しが多

くの人の心をとらえ、福祉の枠を超えたつながりができ、障害のある人のアート活動や作品に対する新たな価値観を生み出してきた。



地域の方々の交流の場である一階の軽食喫茶。左の写真は、玄米とチーズの絶妙な味わいが人気の玄米ドリア。その他にも、玄米カレーやルンビニー苑のパン工房「ちやい」のパンを使用したメニューなどが好評だ。

「一人ひとりが輝いて生き生きし、自分らしさを発揮できるように支援していきたい。」と語るルンビニー三井苑長。自らを表現することで他者と出会い、心地いい人間関係や触れ合いを体験することでその人の世界が広がる。その生きる喜びの実感をとおして、命はまたその輝きを増していくのだろう。



社会福祉法人光林会
ルンビニー学苑
三井信義苑長



るんびにい美術館
村井 資さん

「ご迷惑をかけてすみません」

歌手でタレントの清水由貴子さん（49歳）は

静岡県小山町の富士霊園で自殺しているのが見つかった。

幼いころ亡くなった父の墓前である。書き置きが傍らにあった。

病弱で認知症が出てきた母の介護に専念するため、

清水さんは3年前に所属事務所を辞めていた。

介護疲れの果ての自殺と言われている。

遺体の隣では衰弱しきった母が車いすの中にいた。

働き盛り世代と介護

高齢化が急速に進み、高齢者がさらに高齢の親を介護する「老老介護」が問題とされているが、40～50代の「働き盛り世代」の介護者も深刻だ。20代のころに親の介護のために離職し、介護に専従して20年以上にもなる人がいる。リスト

ラされたり、定年前の早期退職を選択したりして、故郷にUターンし実家で親と同居して介護に専従している人の話も最近よく聞く。世界同時不況のため都会でも中高年にとって条件のよい仕事がありません。それだったら実家に戻って親と同居すれば家賃が必要なくなるといっているのである。

国民生活基礎調査（04年）によると、

同居家族を介護している人のうち40歳未満が3・6%、40代は12・2%、50代は28・5%。働き盛りの世代が全体の4割以上を占めている。

清水さんは自殺の数日前まで普段と変わらない様子だったというが、明るく見えてもストレスをため込んでいることがある。厚生労働省の研究班が06年に行った「介護者の健康実態に関するアンケート」では、うつ病傾向を見る「自己評価抑うつ尺度」（SDS）で全体の23%に軽度から重度の「抑うつ状態」が見られた。通常の健康な人は2～3%、がん患者でも20%程度と言われ、いかに介護者の精神状態が危機かがわかる。

経済的にも家族の介護に専従している人は窮状を訴えている。高齢者施設に

この国の福祉はどこへ…

野沢和弘

（社会保障審議会障害者部会委員）

預ければ介護保険から年間420万円が支出されることになる。専従介護をしなくてすむ家族にとっては月給やボーナス、退職金、共済・厚生年金を受け取ることが出来る。しかし、介護のために会社を辞めた人にはそれらを放棄し、わずかな国民年金しか受け取れないことになる。

介護保険は どうなっているのか

介護保険がスタートして今年で10年になる。財政規模は2000年度の3・6兆円から、08年度は7・4兆円と倍増し、サービス利用者も150万人から370万人となった。ヘルパーなどの職員の賃金水準が低く、介護の担い手が不足しているとの批判に対して、政府は今春から事業者を支払われる介護報酬を3%引き上げ、また介護現場の待遇改善のため約4000億円の基金を作ること表明した。

ただ、介護される側にとっては、制度改革のたびに介護給付を抑制される措置が取られてきたといえる。06年の改定では要介護者に同居家族がいる場合、生活援助サービスが受けられないことになった。09年度改定では新たな要介護認定方法が導入され、実際に介助されているかどうかのチェックに力点が置かれること

になった。どんなに介護が必要でも現に介助されていなければ要介護度が軽く出されるのではないかと懸念されている。

「施設入所はダメだ、住み慣れた地域で好きな人と暮らすのがいいのだという在宅福祉の理念が財務省の支出抑制に利用されたのだ」という高齢者施設経営者もいる。現在、特別養護老人ホームで暮らしている人は約40万人だが、空きがなくて待機している人も40万人近いといわれている。

たしかに、施設よりも住み慣れた自宅で暮らすことを望む高齢者は多く、親の面倒は自分で見たいと思う家族も少なくない。ただ、昼間はサービスを利用できても、夜は家族にとって逃げ場がない。認知症による行動障害で振り回され、追いつめられている家族は少なくない。要介護度が進んだら第三者による介護に任せる機会を増やし、家族を介護から解放

しなくては、家族はストレスをためていく一方だ。清水さんのようにまじめでがんばってきた人ほど肉親の介護から手を引くことをためらうものだろうが、家族介護の悲劇は平穩な日常に潜んでいる。

100年に1度の危機に

介護の担い手を増やし、必要な人に必要な介護サービスを給付するためには、

介護保険の財政をさらに拡充する必要がある。しかし、未曾有の経済危機の中で、社会保障への財政支出をこれ以上増やすことには異論も強い。介護保険料を引き上げることが景気にとってもマイナス要因と考えられてもいる。

しかし、現実には社会保障は景気の足を引っ張るだけのものではなく、内需を支えたり雇用を創出したりしているのである。雇用という点では介護保険は公共事業の約2倍の効果があり、10兆円の投資をすれば約200万人の新規雇用を生み出すことができるといわれている。土木や建設業は機械化・省力化が進んでいるが、介護は人手がかかり労働集約産業だからである。

少子高齢化が進むと、保険料を納める現役世代が先細り、保険給付を受ける高齢世代が増えていく。現役世代の労働力を大切に、成長分野の産業構造へとダイナミックにシフトしていかねばならない。そのためには現役世代が家族の介護に疲弊し離職するのは極力避け、安心して働き続けられるような公的介護やセーフティネットを拡充していく以外にはない。

そう思うのは私だけ？

ある行政マンのひとりごと

又村あおい



知的障害福祉と建築行政

こんにちは。「そう思うのは私だけ？」の第7回、今回のテーマは「知的障害福祉と建築行政」を取り上げたいと思います。

皆さんもご存知のとおり、障害者自立支援法（以下、自立支援法）の施行などにより、知的障害のある人が地域で暮らす場として、グループホーム・ケアホーム（以下、グループホーム）が注目を集めています。

ところが、先日グループホームの開設に向けて尽力している人（以下、Aさん）から、「支援スタッフも、利用する方も決まっているのに、このままではホームを開設できない

かも知れない」というお話を聞く機会がありました。

当初は、自立支援法の運用や事業費単価の問題についてのお話かと思っていたのですが、問題はほかのところにもありました。それは、「建築確認」です。

建築確認とは、建物が建築基準法などの法令に合致しているかどうかを審査する、建築行政の一種です。通常は工事着手前に行われますが、建物の用途を変更する際にも必要になる場合があります。

Aさんのケースでは、自分の住んでいた自宅（専用住宅）をグループ

ホームとして利用しようとしたところ用途変更が必要となり、「共同住宅」あるいは「寄宿舎」としての基準を満たすよう、求められたそうです。

具体的には、壁を準耐火構造の素材へ交換する、ダイニングに排煙窓を設置する、二つ以上の階段、避難経路を確保する、廊下・通路を一定以上の幅にする…など多岐に渡る大規模な改修が必要となりました。もちろん、「自宅」がそのような基準を満たすはずありません。Aさんは、建物を建て替えるか、基準を満たす建物を改めて探し直す必要に迫られてしまいました。

これは一体どういうことなのでしょうか。

グループホームについては、自立支援法の見直しにおいて、事業費の増額や、体験利用制度の創設など、不十分な部分もあるものの、積極的な対応が図られています。にも関わらず、杓子定規に建築基準法が運用されるのが原因でグループホームの拡充が阻害されてしまうとするならば、大変残念なことです。

グループホームは、確かに自立支援法に規定される障害福祉サービスですが、決して「入所施設」ではありません。もちろん、一人ひとりが必要とする支援の量にもよりますが、「サポート付きのルームシェアリング」と考えることもできるのではないのでしょうか。一戸建ての自宅でルームシェアリングしている場合、それを「共同住宅」や「寄宿舎」とは呼ばないはずですよ。

今回の問題は限られた地域でのことであり、また全国的に広がっているわけではありません。また、建築確認の運用は市町村によっても異なります。しかし、一部の地域とはいえこのような問題が起きているのは、憂慮すべき事態です。

知的障害のある人が住む「我が家」に、100人・200人が暮らす大規模施設と同じような建物の基準を適用してしまつたら、地域で暮らす場の選択肢は、充実するどころか尻つぼみになってしまうと思うのですが…そう思うのは、私だけでしょうか？

編集後記

最近、1人暮らしの高齢者を取材する機会が多く、取材後も携帯電話にいろいろ連絡を頂く。「今日誰としゃべってない」とか「テレビが映らない」「朝刊が届かない」なんてのも、地域で暮らしていても、人とつながるといえるのは簡単ではないんですね。(あっちちゃん)

新型インフルエンザに、障害者郵便不正事件で家宅捜索、果ては「役所を分割」でも、それも撤回。厚生労働省にいと次から次へいろんなことが降ってきます。冷房が夏までかからない記者室はサウナ状態。労働環境は最悪です…。(とおる)

今号では編集の方、デザインの方に無理を聞いていただいて「アートな生活」でビジュアルな割合を多く取っていただきました。障害のある方の芸術活動をより伝えやすく、より楽しく伝えたいと思っておりますが…、いかがでしたか？(そねぼー)

「岩手はこれだけでなく。」取材中が吹雪くのを見て、宛長さんが楽しそうに言われた言葉が印象的でした。福祉実践は何か特別な一歩を目指すのではなく、その地域を好きで、そこにいる人々と日々の生活を紡いでいく中で一歩ずつ生まれるものなのだ。その言葉からそんなことを思った今回の取材でした。「アートな生活」の感想をお待ちしております。(飯島あいはらまゆ)

「グラン・トリノ」っていい映画だったなあ。人生でかなしいことがあったとき、もう一度みたくなるような。前から思っていたんだけど、クリント・イーストウツドの映画って、アメリカの正義に対する深い懐疑心がある。「許されざる者」とかね。踏みつぶされてきたものへやさしいまなざし、深い愛っていうのかな。(のんちゃん)

次号予告 (8月発行予定)

巻頭インタビュー

母も権利擁護でございますわよ

○特集1 精神鑑定のナゾに迫る

- ◎刑事被告人の運命は鑑定しだい
- ◎精神科医座談会

○特集2 「もしものときにわが子に何を残せるかー障害年金編」

- ◎障害年金の基礎知識
- ◎こんな時どうする？ 社会保険労務士インタビュー
- ◎佐吉の年金物語

- だれにも聞けない成年後見
- 親のための虐待防止マニュアル
- 判例百選
- きょうだいのホンネ
- 映画の中の障害者
- 親図鑑
- アートな生活

新企画もあるよ！

成年後見・権利擁護の情報誌



バックナンバー

No. 1~6



「PandA-J」(ぱんだ・じえい)は本屋さんでは売っていません。障害者福祉の世界でかつてない権利擁護情報誌を目指して作りました。

バックナンバー Contents

- No.1 特集 俺の後見人を紹介するぜ！
特集 障害者の権利はいま
- No.2 特集 性被害を許さない！
特集 私、後見人になりました。
- No.3 特集 徹底検証 札幌「三丁目食堂」事件
特集 必殺・後見人、プロの仕事します！
- No.4 特集 わが子を誰に託すか
特集 虐待防止法案
- No.5 特集 障害者とマスコミ
特集 もしものとき、子どもに何を残せますか？ 生命保険編
- No.6 特集 地域の魂
特集 もしものとき、子どもに何を残せますか？ 信託編

バックナンバー 増刷版受付中！



A4変形 本文64P

申込み方法

申込みをされる方は、PandA-JのHPに申込み方法及び費用が載っていますのでご覧下さい。ファックスまたはMailにて名前、送付先、電話番号、Mailアドレス、希望の冊子タイトル及び冊数を明記してください。申込み商品と振替票をお送りいたします。
*送付には時間がかかる場合があります。あらかじめご了承ください。

- 成年後見研修のためのDVD
- 親のための成年後見ハンドブック
- 親のための虐待防止マニュアル

その他

申込先 PandA-J 編集部 <http://www.panda-j.com>

〒187-8570 東京都小平市小川町1-830 白梅学園大学 堀江まゆみ研究室 気付
Mail : info-panda-j@shiraume.ac.jp FAX : 042-344-1889

権利擁護・成年後見情報誌 PandA-J No.7

発行日 平成21年3月31日

編集長 野沢和弘

編集委員 堀江まゆみ 大石剛一郎 杉浦ひとみ 関哉直人
太田敦子 市川亨 相原真弓 遠藤哲也

カメラマン 曾根原昇

デザイン 富樫茂美 河合一志 寺田右子 小林恵美
タクトデザイン事務所

編集部・問い合わせ先

〒187-8570 東京都小平市小川町1-830
白梅学園大学 堀江まゆみ研究室 気付 PandA-J 編集部
FAX 042-344-1889
Mail info-panda-j@shiraume.ac.jp
URL <http://www.panda-j.com>

この冊子は、平成20年度厚生労働省障害保健福祉推進事業(障害者自立支援調査研究プロジェクト)『虐待防止マニュアルの作成およびソーシャルマーケティング視点を導入した「わかりやすい権利擁護および障害福祉情報」の開発と普及に関する研究ー虐待防止法の制定および自立支援法の見直し過程におけるモデル的実践を通してー』によって作成しました。

事業実施機関 NPO法人 PandA-J
代表 野沢和弘
副代表 大石剛一郎 堀江まゆみ
理事 関哉直人
監事 杉浦ひとみ
事務所 〒185-0014 東京都分府市東恋が窪3-20-9-709
Mail info-panda-j@shiraume.ac.jp

©PandA-J 本誌の無断転載・複製はお断りいたします。
*乱丁・落丁はお取り替えいたします。



Panda-A-J Gallery

社会福祉法人 光林会 るんびにい美術館 企画展 木伏大介展 より

小さい頃に見た映画のポスターや看板の絵。
刻まれた“記憶”という宝箱の中身をひとつひとつ取り出しながら描いた作品は
多くの人々に驚きと感動を与えた。